

平成29年 第6回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

平成29年12月 8 日 開会

平成29年12月13日 閉会

新 地 町 議 会

平成29年第6回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月8日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情等の報告	6
常任委員会所管事務調査等の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
諮問第13号の質疑、採決	13
散 会	14

第 2 号 (12月11日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のための議場出席者	16
開 議	17
一般質問	17
4番 寺 島 浩 文 議員	17

1 番	齋 藤 充 明 議員	3 1
3 番	三 宅 信 幸 議員	4 1
5 番	八 巻 秀 行 議員	4 9
散 会		5 9

第 3 号 (12月12日)

議事日程	6	1
出席議員	6	2
欠席議員	6	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6	2
職務のための議場出席者	6	2
開 議	6	3
一般質問	6	3
2 番 吉 田 博 議員	6	3
11 番 遠 藤 満 議員	7	3
10 番 井 上 和 文 議員	8	1
散 会	9	4

第 4 号 (12月13日)

議事日程	9 5
出席議員	9 7
欠席議員	9 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	9 7
職務のための議場出席者	9 7
開 議	9 8
日程の追加	9 8
議案の報告上程	9 8
提案者の説明	9 8
議案第63号の質疑、討論、採決	100
議案第64号の質疑、討論、採決	101
議案第65号の質疑、討論、採決	102
議案第66号の質疑、討論、採決	102
議案第67号の質疑、討論、採決	104

議案第68号の質疑、討論、採決	104
議案第69号の質疑、討論、採決	112
議案第70号の質疑、討論、採決	113
議案第71号の質疑、討論、採決	113
議案第72号の質疑、討論、採決	113
議案第73号の質疑、討論、採決	114
議案第74号の質疑、討論、採決	115
議案第83号の質疑、討論、採決	115
議案第84号の質疑、討論、採決	115
議案第85号の質疑、討論、採決	116
議案第75号の質疑、討論、採決	116
議案第76号の質疑、討論、採決	118
議案第86号の質疑、討論、採決	118
議案第77号の質疑、討論、採決	120
議案第78号の質疑、討論、採決	121
議案第79号の質疑、討論、採決	121
議案第80号の質疑、討論、採決	122
議案第81号の質疑、討論、採決	123
議案第82号の質疑、討論、採決	123
議案第87号の質疑、討論、採決	124
議案第88号の質疑、討論、採決	124
議案第89号の質疑、討論、採決	125
議案第90号の質疑、討論、採決	125
陳情審査委員長報告	126
意見書案第3号及び意見書案第4号の上程、説明、質疑、採決	128
閉会中の所管事務等調査の申し出	130
町長の挨拶	130
閉 会	131

新地町告示第 3 4 号

平成 2 9 年第 6 回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日

新地町長 加 藤 憲 郎

1 期 日 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	齋	藤	充	明	議員	2 番	吉	田		博	議員
3 番	三	宅	信	幸	議員	4 番	寺	島	浩	文	議員
5 番	八	卷	秀	行	議員	6 番	八	卷		孝	議員
7 番	目	黒	静	雄	議員	8 番	森		一	馬	議員
9 番	鈴	木		利	議員	10 番	井	上	和	文	議員
11 番	遠	藤		満	議員	12 番	菊	地	正	文	議員

不応招議員（なし）

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 9 年第 6 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 9 年 1 2 月 8 日（金曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情等の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第 1 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（１２名）

１番	齋藤充明	議員	２番	吉田博	議員
３番	三宅信幸	議員	４番	寺島浩文	議員
５番	八巻秀行	議員	６番	八巻孝	議員
７番	目黒静雄	議員	８番	森一馬	議員
９番	鈴木利	議員	１０番	井上和文	議員
１１番	遠藤満	議員	１２番	菊地正文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤憲郎
副町長	佐藤孝
教育長	佐々木孝司
総務課長兼 会計管理 者	岡崎利光
復興推進課長	小野好生
企画振興課長	泉田晴平
税務課長	目黒佳子
町民課長	菅野正浩
健康福祉課長	小野和彦
農林水産課長 兼農業委員 事務局局長	八巻隆
建設課長	岡田健一
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文

職務のための議場出席者

事務局長	平間正光
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

○菊地正文議長 ただいまから平成29年第6回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○菊地正文議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○菊地正文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

5番 八 巻 秀 行 議員及び

6番 八 巻 孝 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○菊地正文議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会でも慎重に審査の結果、本日から12月13日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月13日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○菊地正文議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

平間正光事務局長。

○平間正光事務局長 ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が平成29年8月分、

9月分、10月分について行われ、この審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。諮問第13号及び議案第63号から議案第82号までの21件が提出されております。

次に、一般質問の通告の受理であります。寺島浩文議員はじめ、7名の議員から14件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上です。

◎陳情等の報告

○菊地正文議長 日程第4、陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は3件で、陳情第4号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情、陳情第5号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情及び陳情第6号 交通安全対策の陳情は、いずれも産業厚生常任委員会に付託したので、報告いたします。

次に、要望書について報告します。今回受理した要望書の件数は4件で、新地駅前複合商業施設への入居についての要望書、小川田中地区内農地の買収を求めることについての要望書、平成30年度教育予算に関する要望書及び町道谷地田真弓線道路整備に関する要望書は、印刷してお手元に配付をいたしております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○菊地正文議長 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されております。

また、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から、それぞれ行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付いたしております。

◎議案の報告上程

○菊地正文議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第13号及び議案第63号から議案第82号までの21件を上程します。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 おはようございます。

本日ここに、平成29年第6回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、21件の議案をご提案いたしております。

議案等の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

平成29年度新地町功労者表彰式を11月2日、農村環境改善センターで挙行いたしました。式では、福祉功労者として「荒和子」様、「清野正子」様、「佐藤孝」様、防災功労者として「櫻井智」様を表彰いたしました。そのご功績に改めて敬意を表します。

また、同会場で新地町の防犯対策や教育・地域振興に多大なご芳志や寄贈をいただいた、「イシイ株式会社」「株式会社リード」「シチズン時計株式会社」「シチズン時計マニファクチャリング株式会社」の各4社に感謝状を贈呈したところであります。

11月21日には、ふくしま未来農業協同組合と「地域見守り活動に関する協力協定」の締結を行い、相互協力のもと、高齢者・障害者・子どもなどの、見守りを必要とする方の安否や異変など早期発見と対応に向けた連絡体制強化を図ったところであります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

町内に立地している企業の経営力向上と企業間相互の交流を図るため、11月15日に「立地企業講演会・交流会」を開催いたしました。今回は、震災復興に関する協定を締結している明治大学の松橋公治教授を講師に迎え、「ふるさとの持続的な再生をめざして」と題しまして講演をいただき、町内の立地企業を中心とした70名の参加があり、その後の交流会でも活発な情報交換が行われ企業間の交流が深められたところです。

平成26年11月から工事が進められていた「相馬港とLNG基地第1期工事」が先月末で完了し、12月6日にはLNGタンカーの第1船も入港し、来年3月の操業開始に向けて各種試験運転が行われています。また、第2期工事のLNG2号タンクの杭打ちや鉄筋組み立て、基礎版コンクリート流し込み作業などの基礎工事が終わったところです。関連して、福島ガス発電株式会社による「福島天然ガス発電所」の本体工事が10月5日に着工され、平成32年春の運転開始を目指し、本格的に建設工事が始まっています。

次に、復興推進課関係について申し上げます。

本年度の復興交付金事業は、津波復興拠点整備事業など基幹事業と効果促進事業で11事業の認可を受け継続事業とともに、早期完成を目指し取り組んでおります。

また、復興事業の進捗状況やコミュニティ形成支援事業など、「しんち復興だより第3号」を町内全戸に配布し、町民全体で復興の様子が見えるようにお知らせをしております。

次に、町民課関係について申し上げます。

9月21日から30日までの「秋の全国交通安全運動期間」では、各種団体のご協力をいただき、街頭指導や被災高齢者共同住宅への訪問啓発を行うなど、交通安全思想の高揚と交通事故防止等に努めました。

保育所関係では、9月30日に運動会を行い、子どもの成長を確認するよき機会となり、地域の方々との交流にも努めることができました。

また、町の産業まつりにあわせた保育展では、新地保育所開所から50年の歳月がたった中で、開所当時からの子どもたちの写真を展示して、より多くの町民に見ていただいたところであります。

人権擁護につきましても産業まつりに参加された方々に、人権擁護委員会を中心に人権啓発活動を行いました。

除染関係では、谷地小屋地区仮置き場に保管していた除染土壌全量を双葉町の中間貯蔵施設保管場へ搬出したところであります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

10月3日に開催しました「国民健康保険事業いきいき大運動会」は、新地町ボランティア会のご協力をいただき、各地区の老人クラブから約350名が参加し、輪投げやカーリングなどで賑わっておりました。

インフルエンザ予防接種では、6カ月児から高校生までと65歳以上の方を対象に各医療機関の協力のもと、10月23日から接種を開始しております。

11月12日の「健康福祉まつり」では、健康家庭への表彰をはじめ、体力測定、食生活改善の試食コーナー、医師による健康相談コーナーを設け、ご来場の方々に健康づくりや福祉制度の啓発、意識の高揚を図ったところであります。

12月1日には「いきいき百歳体操交流会」を行い、日ごろより体操に取り組んでいる自主グループが一堂に集まり交流を深めました。今後も町全体に自主グループが広がるよう支援を続けてまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

11月12日に開催しました「新地町復興産業まつり」は、好天に恵まれ前年度を大きく上回る来場者となりました。会場では、地場産農水産物の風評被害払拭のPR、展示や販売、農産物共進会による表彰など各種イベントを行いました。

今後も農林水産業者と商工業者が一体となり、震災からの復興や風評被害に負けない地域のきずなづくりの場として開催してまいります。

食の安全・安心及び風評被害対策では、自家消費農産物の放射性物質検査98件を実施しており、検査結果につきましては広報等でお知らせをしております。

平成29年産米の作柄状況では、福島県浜通りの作況指数では、99で「平年並み」となっている中、新地の恵み安全対策協議会で実施している29年産米の全量・全袋検査では、3万9,566袋で基準値

を超えるものではありませんでした。

有害鳥獣被害対策につきましては、電気柵等による農地への侵入防止策への補助11件、捕獲隊によるイノシシ捕獲は161頭となっており、農作物の被害防止のため、引き続き事業を実施してまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

福島県事業では、沿岸部の「防災緑地」や「県道相馬亘理線」など、復旧・復興の行程を公表し早期完成に向けた事業が進められております。

町道整備関係では、社会資本整備総合交付金を活用した、新地インターチェンジ高速バスストップ関連の「鴻ノ巣線」や釣師浜漁港から内陸部を結ぶ「釣師小川線」や「富倉赤柴線」、復興交付金事業の「雁小屋北線」、「大戸浜今泉線」、「小沢北線」及び「田中大戸浜線」についても継続的に事業を進めているところであります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

応急仮設住宅の運営につきましては、小川北原仮設住宅を閉鎖し、原状復帰することになっております。雁小屋仮設住宅は、町内被災者の方には再建や災害公営住宅入居の相談、町外からの避難者の方には移転先や再建などの相談を行い、今年度末をもって廃止する計画となっております。

小川原添地内の小規模住宅改良事業につきましては、不良住宅の解体について相続人と協議を進めており、同意が得られるよう事務を進めているところであります。

津波復興拠点整備事業の区域拡大については、復興庁より事業が認められましたので、都市計画法などの関連する手続を進めているところであります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校では、11月の「ふくしま教育週間」に合わせて、学習発表会、文化祭、食育講座、授業参観などを開催し、児童生徒が日ごろの学習活動の成果を発表しました。保護者をはじめ多くの方々が来校し、地域に開かれた学校づくりを実践しております。

11月15日には「新地町ICT活用発表会」を町内全小中学校を会場に開催し、公開授業やシンポジウムを行い、全国各地から約500名の参加があり、新地町のICT教育の取り組みを全国に向けて発信しました。

生涯学習関係では、11月4日から2日間にわたり町文化協会による「新地町文化祭」が農村環境改善センターで開催され、各団体が作品展示や芸能発表を行い、日ごろの活動成果を発表しました。

あす、12月9日には、男女共同参画事業として「ワークライフバランスとイクボスのすすめ」と題し講演会を予定しております。

9月10日から「市町村対抗福島県軟式野球大会」が、10月14日からは第4回となる「市町村対抗福島県ソフトボール大会」が開催され、ふるさとの誇りを胸に新地町チームも参加し、チームはもとより対戦相手ともきずなを深めたところであります。

11月19日に行われました「第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」、いわゆる「ふくしま駅伝」では、新地町チームは、町の復興への思いを胸にたすきをつなぎ、16区間94.8キロメートルを走り抜き、総合32位と健闘し、「敢闘賞」を獲得することができました。

図書館事業につきましては、11月12日に「図書館まつり」を開催し、読書感想画コンクールの表彰式、除籍した本や雑誌のリサイクル、親子ふれあい広場などを行い、多くの来場者で賑わいました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員1名が平成30年3月31日で任期満了となりますので、新地町谷地小屋字樋掛田45番地の10、「大堀優子」氏を適任者として新たに推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第63号 新地町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、連絡協議会を設置する条例を制定するものであります。

次に、議案第64号 新地町いじめ等調査委員会設置条例の制定につきましては、学校におけるいじめの事案について、教育委員会が調査を行う必要があると判断したときの調査を行うため、調査委員会を設置する条例を制定するものであります。

次に、議案第65号 新地町いじめ等再調査委員会設置条例の制定につきましては、いじめ等調査委員会の調査の結果について、再調査を行う場合の町長の附属機関として再調査委員会を設置する条例を制定するものであります。

次に、議案第66号 新地町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布により、農業委員会等に関する法律の改正において、委員の公職選挙制度から選任制に改正されたことに伴い、委員の定数を定める条例の制定を行い、新地町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止するものであります。

次に、議案第67号 新地町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正において、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、推進委員の定数を定める条例の制定を行うものであります。

次に、議案第68号 新地町駐車場条例の制定につきましては、新地駅西口の路外駐車場の設置及び管理に関し、必要な条項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正において農地利用最適化推進委員が新設されることに伴い、会長及び委員の報酬等を規定するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第70号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号 新地町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税・固定資産税の税額算定方法・軽自動車税のグリーン化特例の延長について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の課税免除の期間延長などについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号 新地町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律により、適用区域の追加を行うなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号 新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例につきましては、新地駅前を整備している定住促進住宅の管理、運営について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号 新地南工業団地B地区造成工事請負変更契約については、造成敷地の掘削土場内運搬工の変更を行うに当たり、工事請負額1,852万920円の増額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 ふくしま森林再生事業森林整備業務委託変更契約については、請負額733万3,200円の減額変更をするため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号 字の区域の変更につきましては、作田前地区の農用地災害復旧関連区画整理事業の施行に当たり、換地処分計画を定めるための区域の変更をする必要が生じたことから、字の区域の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号 訴えの提起につきましては、作田コミュニティー施設整備事業用地の取得に当たり、対象共有財産となっている土地の共有物分割を求める訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第79号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,700万円を追加し、総額116億2,134万4,000円とするものであります。

歳入補正の主な内容は、普通交付税で919万4,000円、母子保健衛生費や社会保障・税番号制度システム整備費、復興交付金の戦略作物生産基盤事業などの国庫支出金で1億5,072万2,000円、養育医療、農業用施設・林業施設災害復旧、農地集積・集約対策化などの県支出金で8,712万1,000円、

一般寄附金で100万円、財政調整基金や東日本大震災復興及び復興交付金基金等からの繰入金で9,067万9,000円、総務・農林水産業費雑入で38万4,000円、災害復旧費の事業債で3,790万円を増額するものであります。

歳出補正では、総務費233万円の増額で、マイナンバーに伴う住民基本台帳システム改修費が主なものとなっております。

民生費では、1,122万円を増額し、主なものでは介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金333万4,000円、未熟児養育医療費529万2,000円、過年度歳入返還金193万7,000円、児童手当・子育て支援システム改修費63万8,000円となっております。

衛生費では、498万6,000円を増額し、主なものは相馬地方広域水道企業団に対する給水管布設負担金466万9,000円となっております。

また、汚染土仮置き場復旧整備では委託料2,400万円を工事請負費に組みかえる予算計上をしております。

農林水産業費では、3,547万6,000円を増額するもので、主なものでは農地集積協力金推進事業や産地パワーアップ事業補助金で3,504万6,000円となっております。

土木費では、2億552万8,000円を増額するもので、台風21号による道路などの復旧で維持補修費から支出していた事業費350万円、復興交付金基金積立金1億4,485万2,000円、津波復興拠点整備事業区域拡大調査設計4,400万円、小規模住宅改良事業用地購入1,100万円の増額が主なものとなっております。

消防費は、防災行政無線戸別受信機の購入費446万3,000円を増額しております。

教育費は、414万7,000円を増額で、駒ヶ嶺小学校備品購入で111万円、小中学校及び図書館の賃金326万8,000円を増額し、公民館体育館解体事業では委託費から工事請負費に300万円を組みかえる予算計上をしております。

災害復旧費では、1億885万円を増額するもので、台風21号による農地・農業用施設で1億85万円を、林業施設490万円、道路などの公共施設費で310万円をそれぞれ計上するものであります。

また、繰越明許費では駒ヶ嶺公民館体育施設解体事業、農業・林業施設災害復旧事業を設定し、債務負担行為では複合商業施設建設事業の限度額を2億円に、地方債では災害復旧事業の追加をするものであります。

次に、議案第80号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億8,165万7,000円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、制度改正業務準備金として国庫支出金41万6,000円を増額し、一般会計繰入金で1万9,000円を減額しております。

歳出補正の主なものとしては、一般管理費の電算処理費39万7,000円を増額、保険税還付金で120万

円を増額し、同額を予備費で減額調整を行うものであります。

なお、本補正予算は国民健康保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第81号 平成29年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ859万4,000円を追加し、9億1,570万4,000円とするものであります。

歳入補正としては、介護給付費など国庫支出金で180万円、支払基金交付金で201万6,000円、県支出金で90万円、一般会計繰入金などの繰入金で387万8,000円を増額し、歳出補正では番号制度対応システム改修費で139万4,000円、介護サービス給付費で620万円、介護予防ケアマネジメント費で100万円を増額しております。

なお、本補正予算は介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第82号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,874万1,000円とするものであります。

歳入補正としては、一般会計繰入金104万円、歳出補正では広域連合会納付金に同額104万円を増額するものであります。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○菊地正文議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 再 開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第13号の質疑、採決

○菊地正文議長 日程第8、諮問第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認め

平成 29 年 12 月定例会

て答申することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 10 時 46 分 散 会

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年第6回新地町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成29年12月11日(月曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

4 番 寺 島 浩 文 議員

1. 釣師防災緑地整備事業について
2. のりあいタクシー「しんちゃんGO(デマント交通)」の新たな活用方法について

1 番 齋 藤 充 明 議員

1. 地方創生と持続可能なまちづくりについて
2. 切れ目のない子育て支援について

3 番 三 宅 信 幸 議員

1. 史跡の再建と遺跡の活用について

5 番 八 巻 秀 行 議員

1. 町内2つのJR駅前開発の課題について
2. 国民健康保険事業の大転換施策の取り組みについて

出席議員（１２名）

1 番	齋	藤	充	明	議員	2 番	吉	田		博	議員
3 番	三	宅	信	幸	議員	4 番	寺	島	浩	文	議員
5 番	八	卷	秀	行	議員	6 番	八	卷		孝	議員
7 番	目	黒	静	雄	議員	8 番	森		一	馬	議員
9 番	鈴	木		利	議員	10 番	井	上	和	文	議員
11 番	遠	藤		満	議員	12 番	菊	地	正	文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	加	藤	憲	郎
副町長	佐	藤	清	孝	
教育長	佐々木	孝	司		
総務課長兼 会計管理	岡	崎	利	光	
復興推進課長	小	野	好	生	
企画振興課長	泉	田	晴	平	
税務課長	目	黒	佳	子	
町民課長	菅	野	正	浩	
健康福祉課長	小	野	和	彦	
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	八	巻		隆	
建設課長	岡	田	健	一	
都市計画課長	加	藤	伸	二	
教育総務課長	佐	藤	茂	文	

職務のための議場出席者

事務局長	平	間	正	光
書記	持	舘	香	織
書記	佐	藤	大	樹

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

○菊地正文議長 日程第1、一般質問を行います。

議会活性化の観点から、今定例会においても、一般質問における一問一答方式の試行を行います。
通告順に発言を許します。

4番、寺島浩文議員。

〔4番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○4番寺島浩文議員 おはようございます。受け付け順位1番、議席番号4番、寺島浩文でございます。

さて、東日本大震災から6年9カ月が過ぎました。我が新地町では、被災者の皆様の住宅再建はほぼ完了し、先日の常任委員会の中で町長はあと2年ぐらいで復興事業もほぼ完了するのではないかという話をされました。私もそう思いますし、あと1年ぐらいで残る大型事業、新地駅周辺市街地復興整備事業や釣師防災緑地整備事業など、そういったものの形も見えてくると思います。この形が見えてくるということは町民にとっても励みになると思いますし、期待も大きいと思います。

そこで、先ほどお話ししたこれから完成する2つの大型事業についてですが、新地駅周辺市街地復興整備事業については前回の一般質問でお伺いしましたので、今回はもう一つの大型事業、釣師防災緑地整備事業についてお伺いします。そして、復興事業とあわせ推進していかなくてはいけないのは交流人口増加策、そして町の人口増加策だと思います。そのためには行ってみたい、訪れてみたい町、そして住みたい町、住みやすい町にしないといけないと思います。そのためにはデマンド交通の充実、新地町ではしんちゃんGOになりますけれども、その新たな活用による利便性の向上も大事だと思います。そういったことから、今回この2件について通告に従いまして質問させていただきます。

件名1、釣師防災緑地整備事業についてお伺いします。質問1であります。釣師防災緑地は、面積約18ヘクタール、釣師浜海水浴場に隣接し、子ども向けの遊具やイベントなどが行える広場、そして現在計画中のオートキャンプ場やパンプトラックなどを整備し、浜辺の賑わいを創出する公園となる予定です。完成予定は次年度、平成30年度で、一部31年度にずれ込むと伺っており、年間利用者数を20万人と見込んでいるということでもあります。そこで、その多くの人が集まる防災緑地の安全性についてお伺いいたします。

まず、防犯上の問題です。犯罪被害者になりやすいのはやはり女性や子どもです。そういった方

々を犯罪から守るため、今後整備される植栽や各施設などをどう整備し、防犯対策を行うのかお伺いいたします。また、この防災緑地の防災対策ですが、考えられる災害はいろいろとあります。しかし、やはり一番心配なのは東日本大震災のような大津波の襲来です。当然一番の対策は、いち早く避難することですが、防災緑地は海水浴場にも隣接しております。海水浴シーズンの真ただ中、これがまた以前あった遊海しんちのようなイベントと重なるという最悪の事態も考えられます。数千人、数万人の人が一斉に避難するとパニックが起こることも考えられます。そういったことも含め、どのような対策を考えているのかお伺いします。

そして、施設設備の安全性ですが、今後子ども向けの遊具やオートキャンプ場、その他施設等が整備される計画です。遊具は、危険性のあるものは極力設置しないという以前のお話でしたが、子どもは予想もしないような遊び方をするので、そこも充分考慮しなくてはいけないと思います。また、オートキャンプ場などが整備されれば火なども使いますし、さまざまな事故も考えられます。絶対ということはありませんけれども、極力そういったトラブルや事故はないほうがよいわけですから、そのためにどのような安全対策をとり防災緑地を整備していくのかお伺いいたします。

質問2であります。釣師防災緑地は計画当初から年間利用者数20万人を目標としているということです。この目標値が高いか低いかは、今後整備される施設にもよりますので、わからない部分もありますけれども、当然多くの方にこの防災緑地に、そしてこの新地に足を運んでいただく必要があります。そのためには隣接する観光資源との連携も非常に大事だと思います。釣師防災緑地の北には県で整備される埴浜防災緑地と磯山展望緑地ができます。埴浜防災緑地は自然観察系の公園、そして磯山展望緑地はその名のとおり海を中心とした景色を楽しむ公園になると思います。県で運営する公園といっても新地町内に整備される公園ですので、訪れる方にとってはもう新地の公園なのです。釣師防災緑地とあわせ、それぞれが独自の魅力を持つ公園になると思いますので、県のほうとも情報を密にして、利用者をふやすために連携していかなくてはいけないと思います。そして、この3つの公園と近く、町の玄関口でもあり、今後さまざまな施設が整備される新地駅周辺との連携も大事だと思います。この3つの防災緑地をゆっくりと散策し、駅前の温泉に入り、周辺で飲食ができ、そしてホテルに泊まっていただく、そして次の日には鹿狼山登山など他の観光を楽しんでいただく、こういった流れが理想だと思います。そういったことから、釣師防災緑地と埴浜防災緑地、磯山展望緑地、そして駅周辺の連携は非常に大事だと思いますが、どのように連携を図り、集客を図っていくのかお伺いします。

質問3であります。広さ18ヘクタールの釣師防災緑地の将来的な維持管理費の軽減策についてお伺いします。現在の時点ではざっくりではありますけれども、年間2,000万円の維持管理費を見込んでいるということでした。今後整備される施設の状況によっては、3,000万円にふえる可能性もあるということです。この釣師防災緑地ができることにより、将来にわたり維持管理費が発生していきます。将来的に町にとって負担とならないように、今から維持管理費の軽減策を考えていかな

くてはいけないと思いますが、考えをお伺いいたします。

件名2であります。のりあいタクシーしんちゃんGO、いわゆるデマンド交通の新たな活用方法についてお伺いします。

質問1であります。2次交通手段としての活用についてお伺いします。昨年12月、ちょうど1年ほど前になりますが、JR常磐線が再開通し、新地から、そして新地への利便性が高まりました。そして、新地インターチェンジにはバスストップの建設が進められております。完成時期、高速バスの乗り入れ時期は未定ですけれども、いずれは高速バスの乗り入れが始まるものと思います。当初の説明では、新地から仙台方面や関東方面に出かける方のためのバスストップという考え方のようでしたが、逆に高速バスを利用して新地に来ていただくことを考えなくてはいけないと思います。大事なことは、JRにしても、高速バスにしても、新地からではなく新地へ多くの方を運んできてもらうことが大事であります。そこは企画振興課などでもさまざま仕掛けを考えているとは思いますが、期待はしたいと思っております。しかし、新地に来ていただいても駅からの足がない、インターチェンジからの足がないでは困ります。駅から、またはインターチェンジからデマンド交通しんちゃんGOを活用し、町内の観光施設やレジャー施設、またはスポーツ施設や病院など、こういった2次交通手段として交流人口の拡大のためにも町外の方でも利用できるシステムを検討するべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問2であります。夜間の交通手段としての運行についてお伺いいたします。ざっくばらんに申し上げ、現在新地には夜間の公共交通手段がありません。新地への来訪者が夜間に新地駅におり立っても目的地までの足がない、または新地は仙台の経済圏ということで仙台に通勤している方、また遊びに行く方なども多く、仙台で飲み会などがあって夜遅い電車で帰ってきても、そこから家までの足がありません。また、町内の飲食店で飲酒した場合でも帰宅の足に困る場合も多々あります。そして、今後、新地駅周辺には新たな飲食店が出店することも予想されております。また、夜間急病で病院に行こうとしても、タクシーも動いていませんので、本当に救急の状態でなくても救急車を呼ぶ方もおります。今後定住人口をふやしていくためにも利便性を向上させ、住みやすい町にしていくことが大事だと思います。夜間の交通手段としてのしんちゃんGO、しんちゃんGOという名前でもなくてもいいのかもしれませんが、夜間のデマンド交通の運行を検討するべきだと思いますが、考えをお伺いします。

質問は以上であります。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 皆さん、おはようございます。今日12月11日は、あの震災から6年9カ月となりました。月命日となります。改めてあの津波によって犠牲になられた方々に対し、心からのご冥福をお祈りしたいと思います。

4番、寺島浩文議員のご質問にお答えいたします。防災緑地内の防犯、防災対策と施設設備の安全性についてお答えします。本防災緑地は、18ヘクタールと大変広い緑地であります。来場者にはより親しみやすい公園になるよう、柵や入場ゲートは設けておりません。開園時間は夕方までとし、イベント対応として設ける駐車場の常時利用を不可とするなど、使い方による防犯対策とハード面では照明設備や子どもの広場につきましては防犯カメラを設置するなど、防犯対策を講じてまいります。防災対策では、災害時の避難誘導が大変重要と考えております。避難初動時に車両が集中しないよう駐車場を分散配置するなど、当初より対策を講じておりますが、さらに各駐車場エリアからどの方面へ避難すればよいかなどを示す避難誘導サインを設置することとしております。施設、設備の安全性につきましては、本緑地は当初より坂道勾配を5パーセント以下、階段の蹴上がりや16センチメートル以下とするなど、福島県ユニバーサルデザインに従い設計を行っており、安全に園内を散策できる構造としております。遊戯施設などは、なるべく連結ボルトなどを使用しない高度造型モルタル、いわゆる人研ぎ石を採用し、遊戯時のひっかかりを防止するなど、安全に配慮した施設づくりを行ってまいります。

次に、駅とその周辺施設や県事業の埴浜防災緑地、磯山展望緑地とどのように連携し集客を図るのかというご質問にお答えいたします。既にご承知のとおり、新地駅周辺におきましてはホテルや温浴施設をはじめ交流センター、多目的運動施設など、新たな町の賑わいの場の創出を目指し、各事業を進めております。また、釣師地区から磯山地区に至る約1キロメートルの沿岸部には、釣師防災緑地をはじめ、県施行の埴浜防災緑地、磯山展望緑地が整備されます。現在、防災緑地は、町、県それぞれが工事を進めている状況であります。施設内には互いの施設を案内するサインを設置する方向で確認をしております。また、既存の観光資源なども巻き込んだソフト面での連携についても一定の認識を持っているところであります。今後も新地駅周辺施設との連携も含め検討をしてまいります。

次に、将来にわたる維持管理費の軽減策をどのように考えるかについてお答えいたします。町といたしましては、前段申し上げましたように、復興事業で新たに建設された施設や既存の観光資源を活用し、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えておりますが、新たな施設の維持管理費は町政を運営する上で大きなウエートを占めるものであると認識しております。防災緑地の維持管理運営につきましては、以前の委員会等でも申し上げておりますとおり、指定管理制度を活用していきたいと考えております。これまで自治体が本制度を活用する最大の意義は、ランニングコストの抑制でありました。しかし、現在ではランニングコストの抑制だけではなく、いかに集客し賑わいを創出するかについても本制度を活用する大きなメリットとなっております。民間の知恵を活用し、維持管理費用と賑わいの創出が良好なバランスとなるよう検討をしてまいりたいと考えております。

次に、のりあいタクシーしんちゃんGOの新たな活用方法についてお答えいたします。新地町の

のりあいタクシーしんちゃんGOは、町民の身近な公共交通として、また地域商業サービス業の活性化を目的に、平成16年10月からデマンド運行と拠点通過路線の2系統で町商工会が運行しております。利用状況は、平成29年度では1日平均84.1人で、近年は減少傾向にあります。2次交通手段としての活用については、現在の利用者のほとんどが高齢者であることから、新たな利用者を開拓していくことは必要だと考えております。具体的には町外からの鉄道等利用の来訪者の町内移動手段として活用することができないか等、課題を整理し、町商工会やしんちゃんGOの運行委員会で検討を進めていきたいと考えております。

また、しんちゃんGOの夜間運行については、新たな車両の借上料やオペレーター料など多額の費用が必要と予想される中で、運行に見合う利用客が確保されるかは厳しいものと考えておりますので、町としては現在のところ時間を延長しての夜間運行は考えておりません。

以上であります。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 答弁いただきました。再質問のほうに入らせていただきます。

まず、防災緑地の防犯対策です。答弁ありましたけれども、ちょっと答弁になかった部分、もしお答えできる部分があればお答えしていただきたいと思うのですが、今後防災緑地造成していくわけですけれども、植栽などを今度いろいろ整備されていくと思うのです。常任委員会の中とかでも夜間のトイレは施錠するとかいろいろと話は聞きました。ただ、日中でもトイレというのは犯罪の起こりやすい場所なのです。この辺まだ実際に現場できていないのでどうなるかわかりませんが、トイレの周りに例えば死角ができるような生け垣などは当然つくらないという認識でよろしいのですよね。また、緑地内においても死角ができないように、植栽する樹木の高さ、あるいは場所、そういったことは当然工夫して植栽されていくのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えします。

トイレの周りには植栽は考えておりません。死角、植栽等による死角ではありますが、なるべく子どもの広場とかの遊具と植栽の関係は死角にならないといったような工夫をして計画を立てておるところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 やはり一番犯罪の起こる場合、そういった死角、目に見えないところで当然犯罪は行われますので、その辺充分に気をつけて植栽等を行っていただければと思います。

もう一つ、夜間の防犯対策ということになりますけれども、先ほど町長が言われましたように本当に広い公園になります。常任委員会ではやはり夜間は駐車場も封鎖するという話もありましたけれども、こういう大きな公園になりますと本当にどこからでも入ってこれるわけです。そうします

と、やっぱり夜間に園内をジョギングしたり散歩したりという方が当然出てくると思うのです。先ほど防犯灯、防犯カメラ、これは設置するという、防犯カメラは常任委員会ではちょっと聞かなかったのですが、こういったものを設置されるという話も先ほど答弁にございました。常任委員会で防犯灯というのは何か駐車場何箇所か、数箇所ぐらいにしかつけないということを話を聞きました。これで全部網羅できるのでしょうか。夜間の死角といいますか、夜間まで入って犯罪に遭うというのは自己責任と言ってしまえばそこまでもしれませんけれども、問題があればやっぱり町のほうも管理者側の責任も問われるということもありますので、そういった防犯灯何箇所、どのようにつけるのか。

あと、防犯カメラというのは今回初めて聞きましたが、それも何箇所、全部網羅できるようにつけるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えします。

照明につきましては、子どもの広場のメインとなる管理棟のできる駐車場に1基、あとは子どもの広場の東側の駐車場のところに1基、もう一つは南側の金山新地停車場線という県道あるのですが、そこを挟んだ南側の駐車場のところに1基ということで、3基を予定しております。

あと、防犯カメラにつきましては、同じく子どもの広場のところに当初360度回転する防犯カメラ1基と考えていたのですが、より夜間に赤外線の方でカバーできるようなカメラを2基設置をいたしまして防犯対策に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 防犯カメラは、そのような形で夜間でもしっかり映すことができるということです、よろしいと思います。ただ、防犯灯は3基、これで例えば先ほどの植栽の話もありましたけれども、樹木の高い生い茂っているところ、そちら側にもたしか遊歩道的なものがあつたと思うのですが、夜間その辺真っ暗になったりということはないのでしょうか。お伺いします。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えします。

全体的には照明の数が若干3基ということで少な目には現在のところは予定しておりまして、18ヘクタールという防災緑地の中では暗い部分は出てくるかなとは思いますが、町長答弁にもございましたようになるべく夜間の利用範囲というものを集中できるように運営上してまいりたいというのも今検討しておりまして、そういう部分で対応していければなと、現在のところはそう考えております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 十分に検討していただき、本当に危険な場所が極力なくなるようお願いしたいと思います。

次に入ります。次の質問としては、質問の2番、3番にもちょっとかかわってくることなのですが、この件はちょっと出ませんでしたのでお答えできればお願いします。ごみ箱の設置についての考え方について伺います。ごみ箱を置くと外部からの持ち込みとかがふえて周辺に散乱してしまうということも考えられます。そうすると、景観も悪くなりますし、管理が行き届いていないと見られて利用者も減ります。また、防犯上も危険なものを捨てられたり、最悪本当に爆発物などを仕掛けられる可能性もあります。このごみ箱の設置というものに関しては、管理者によっていろいろ考え方がさまざまなようです。我が町としてはどのように考えるのか、また設置するという場合はどのような管理を行うのか、今のところ考えていることがあれば伺います。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えします。

ごみ箱につきましては、釣師防災緑地に関しましてはごみは持ち帰りをしていただくという基本線で現在考えておりまして、唯一管理棟のところに1つ程度は置ければなとは思っていますが、基本的にはごみはお持ち帰りをという、これはサインも含めて、そういうものを設置していきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 屋外にはごみ箱はなく、管理棟のほうにあるということですので、比較的安心だなと思いました。

次の質問に入らせていただきます。防災対策のほうですが、先ほど言ったように一番心配なのは大津波の対策だと思います。避難経路というのは3つで、そこに誘導するようなサインをつけるというお話でした。これは当然必要なことだと思っております。一目でわかるようなサインは、当然必要だと思っております。問題は、やはりパニックになる状態だと思います。まず、避難を誘導する人あるいは広報する人、そういった人が大事になってくるのではないかと思います。そういった方々も本当に突然そういった場面に直面すればスムーズな誘導なんかはできないのではないかと思います。ふだんからその場所、場所に応じて、防災緑地だったら防災緑地に応じた訓練、こういったものはオープンまでには必要だと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えします。

防災訓練につきましては、現地での訓練というのは開園までに行うというところは現在のところは予定をしておりません。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 今のところ予定はしていないということでしたが、開園してしまえばその日から危険が、災害が起こるという可能性だって当然あるわけですから、何らかの対策はしていただきたい、これは要望とさせていただきます。

もう一つの防犯対策ということでお伺いしますが、今言ったように数千から数万なんていう人が避難するようになることが起これば、逃げおくれる方が出てくるということも考えられます。最後まで避難誘導を行っている、当然町の職員の方もそうだと思いますし、消防団の方々などが逃げおくれるという可能性が一般の方よりは高いわけです。そういった場合を想定して、今までもこの話は出ましたけれども、避難タワーの設置というものは検討されなかったのでしょうか。現在の防災緑地の計画では、緑地内の一番高いところで想いの丘の海拔10メートルです。東日本大震災クラスの津波だとそこも危険です。ふだんは展望台、いざというときは避難タワーとして活用できる施設も検討するべきではないでしょうか。これは多くの財源も必要とされますので、将来的にということになると思いますけれども、検討していくべきだと思いますが、この辺考えがあればお伺いいたします。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えいたします。

避難タワーにつきましては、東日本大震災以降議論をしまいいりましたが、やはりどの程度の津波でその避難タワーの安全性が担保されるかというところはなかなか見えないところがございます。ということで、新地町的には一目散に逃げるという方向性を防災の基本といたしましてこれまでやってまいりました。したがって、今後も防災緑地、沿岸部に大分近いですが、一目散に逃げていただくというところの防災対策で今後もやってまいりたいと思いますし、結果としまして相馬亘理線がバイパスができます。あそこまで大体600メートルか700メートルぐらいなのですが、鉄道を越す関係で高さが大分あります。15メートルぐらい一番高いところでありますので、町長答弁にはありませんでしたけれども、その高台というものの一つの防災緑地からの避難場所ということで想定しておりますので、避難タワーを設置せずに、いち早く避難していただくという方向性でございます。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 今のところ避難タワー、避難ビル等は、計画はしていないということと言われました。今言ったように県道まで本当にその高さが15メートルあるということであれば、そこまで本当にいち早く逃げることなのだと思います。近くにあるということですので。さっきの話に戻りますけれども、では誘導の際、最後にそこに逃げるという誘導もやっぱりしっかり考えておいていただければと思います。これは要望としてお願いします。

安全対策のほうに移ります。やはり子どもさんが遊具を使ってけがをする等が一番心配なわけですが、当然わかりやすい注意書き、サインというものをわかりやすい場所、そこにつくるというのが一番だと当然思います。また、これは維持管理にもかかわってきますけれども、その遊具あるいはその他の施設の管理は指定管理者が代行するのだと伺っております。今後管理の基準ですとか業務の範囲、必要事項あるいはそういったものを条例によって規定していくのだと思いますけれども、そこでお伺いしたいのですが、緑地内の安全管理についてどのように規定していくのか、また万が一事故などが起こった場合の責任の所在など、どのように取り決めていくのかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えいたします。

安全の規定であります、先ほどの答弁にもありましたように管理につきましては指定管理制度を利用していきたいと思っております。その中でその安全性のどちらが、その責任の所在といえますか、そういうものはこれから指定管理の覚書といえますか、協定書を作成する中である程度明記をしていきたいと考えておりますので、現在のところはその策定の作業に入っているということですが、その具体的な方向性についてはまだ固まっております。

以上でございます。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 今作成中ということでしたので、ここはちょっと大きな問題だと思います。大けがとかした場合の本当に責任の問題、そういったこと必ず発生してくるものだと思いますので、その辺責任の範囲ですとか業務範囲、そういったものをしっかりこれから決めていっていただきたいと思っております。

質問2のほうに入らせていただきます。駅周辺と各防災緑地の連携による集客について再質問、ご提案もございましたけれども、させていただきたいと思います。先ほどお互いの緑地に誘導するサイン、そういったものを設置するという答弁がございました。そういった当然ハード面の整備というのはオープンまでには充分必要だと思っております。そういったハード面の整備というのは、オープンまでの復興推進課の仕事だと思います。各防災緑地と駅周辺施設がオープンすれば、それをつないで実際に集客を考えていくソフト面というのもまた出てくるのだと思います。その辺は企画振興課になるのでしょうか。もしそういう考え、今のところある程度考えがあるのであれば企画振興課のほうでお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 ソフト面での今後の連携事業ということでもありますけれども、現在町の観光は里、山が中心でございます。今後海の各施設が整備された後には海、山、里、これらが連携できるような事業、具体的にはみちのく潮風トレイルの新地ルート、環境省で今設定をしております

けれども、こちらを追加でルート設定しながら、具体的にはあと旅行会社、こちらの旅行事業としてできるような、誘客できるような、こういうことができれば、より観光面での交流等々が図られると考えていますので、今後具体的にそういうところは旅行事業者等と協議を進めていければと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 今旅行業者、やっぱり業者、そういった民間の力もかりてやっていかないとなかなか大変だと思います。ぜひそういった形で、以前にも今回初めてできた新地の魅力発見モデルコースなどというチラシもできました。ぜひそういったものにも、先ほども言いましたように埴浜防災緑地にしても、磯山展望緑地にしても新地にできる新地の公園なものですから、やはりそういったものも連携して、載せていただいて集客を図っていただければと思います。これは要望です。

1つご提案、今旅行業者という話もいろいろ出ましたけれども、町内の各防災緑地を連携して集客、これはもう当然の話、今言ったように当然の話だと思います。ただ、現在の施設の内容を見ますとなかなか町の防災緑地の中だけでは厳しいのではないかという私も考えがあります。そこで、やっぱり以前にも話したように、この防災緑地とほかの自治体、広域連携による広域観光なども検討していくべきだと思います。最近ちょっとしたサイクリングブームだそうです。仙台空港では先月末にサイクリングポートというものを設置したそうです。外国人旅行者に自転車愛好家が多くて、自転車で沿岸の被災地を見ながら旅をする方が多いそうです。特に台湾の方が多いそうですけれども、そういった観光客を伊達藩ゆかりの自治体、特にお隣亘理町、山元町と連携し、呼び込むのも一つの手だと思っています。仙台空港から沿岸を南下すれば岩沼市、亘理町、山元町と全て防災緑地や同じ防災の意味を持つ公園の計画があります。いずれも慰霊の場所がありますし、我が町もそれは同じです。県境を越えて磯山展望緑地から町内の防災緑地に入って、駅周辺にも立ち寄っていただく、そういったインバウンド効果も期待できますし、このブームに合わせて国内の観光客もふえる可能性もあります。以前企画振興課長も、観光には県境はないと言っておりました。こういった広域連携による観光ルート、そこにも一つの手だと思っています。これは先ほど言ったようにご提案であります。もしこれに対するご答弁があればお願いしたいと思いますが。

○菊地正文議長 提案ということ、これ質問の主旨からちょっと離れるので。

○4番寺島浩文議員 はい、ご提案で。

○菊地正文議長 提案をすると、それにとどめておいてください。

○4番寺島浩文議員 はい、では提案で終わります。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 では、次の質問に入らせていただきます。

今はソフト面の話で2つお話ししました。続いて、ハード面の連携ですが、各防災緑地に来る方

は当然車だけではございません。JRを利用して新地駅でおりて、ゆっくりと時間をかけて徒歩で各防災緑地を散策するという方もいると思います。しかし、現在の計画では新地駅と防災緑地を最短で結ぶ道路がありません。県道を回って緑地に入るのでは距離がありますので、東口から真っすぐ防災緑地を結ぶ道路も整備するべきだと思いますけれども、こういった考えがあればお伺いしたいと思いますが。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 現在は、議員おっしゃったように東口からだと相馬亘理線を経由して迂回してくる形であります。それぞれ歩道も設置されますので、安全に防災緑地までは来れるかなと思っております。計画につきましては、直接東口から防災緑地までの道路という部分では現在計画はございません。

以上でございます。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 新地駅から真っすぐ東に向かうと恐らく埴浜防災緑地のほうに当たるのだと思うのですが、その辺の連携ですから、本当に県のほうとも連携して、何かいい方法があるのかどうか、その辺ぜひ検討していただければと思います。これは要望とします。

もう一点お伺いします。先ほども申し上げたとおり、現在の計画ではどのくらい集客できるかというのがちょっと疑問符がつきます。今の計画ですと釣師防災緑地にしても、県の防災緑地にしても集客できるような目玉となるような施設がありません。目玉といってもいろいろ考えられるわけですが、まず必要なのはゆっくり時間をかけて散策したいにしても、食事をする場所ですとか、あるいは新地のお土産を買う場所なんかはありません。そういった場所も必要なのではないでしょうか。新地ならではのおいしいものが食べられる、この地域ならではのものが買えるなど、そういった施設があるということは集客のためには必要だと思います。

質問3にも関係してきますけれども、毎年維持管理費だけが出ていくのではなくて、この場所でお金を使っていただく、消費を生み出す施設も必要だと思います。そういったことを県と連携、相談し、考えていくことも必要なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えいたします。

食事とかお土産関係で当町にお金を落としていただく、非常に重要かと思います。いろいろやり方はあると思うのですが、公園自体にそういう営業施設を設けることがだめというわけではございませんので、例えば町の商工会様と協議をしたり、あとはやり方としては指定管理者が地域と連携、地域といいますか、町と、町の商業者であるとか、そういう部分で連携をいたしまして、その事業の中で展開するというやり方もあるかと思います。その辺も含めまして今年の末あたりから来年にかけて検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 課長もおわかりのように本当に食事ができるところ、お土産の買えるところ、非常に大事だと思います。ぜひ今後の検討として、ぜひそういった場所が設置できるようにお願いしたいと思います。

次に、維持管理費についてお伺いいたします。先ほども言いましたように非常に毎年大きな金額がかかるわけです。最初に、ちょっと心配なのでお伺いしておきますが、県の埴浜防災緑地、磯山展望緑地、これは今新地町内にあります。ここが将来的に町に移管されるなどという話は今のところ出てはいませんよね。そうするととんでもない維持管理費になりますので。その辺、最初お伺いします。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 現在のところ出ておりません。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 そうであれば安心しました。今後出ても、その辺は拒否していただければと思います。

維持管理費の軽減策、先ほど指定管理者を使い、なるべくランニングコストを抑えていくというお話がありました。今県の話も出しましたけれども、これ参考までに県のほうの維持管理費というのはどのように考えているかというのは伺っていますでしょうか。埴浜と磯山です。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えいたします。

現在県では初年度から指定管理制度を利用するのではなく、最初の1年、2年かとは思いますが、そこはまず直営で維持管理をして、その後にそれまでの結果であるとか、そういう部分を考察いたしまして指定管理のほうに結びつけていきたいということは聞いております。

以上でございます。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 将来的には指定管理者という考えも出てくるかもしれないという話、それまで直営でやるということは県はどこかに委託してやるということになるのでしょうか。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 恐らく緑化屋さんとか、そういう部分に委託をすると思います。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 わかりました。

釣師防災緑地、自分の町の防災緑地の維持管理費の削減策ということに戻ります。まだ建設され

るかどうかはっきりしていませんけれども、パンプトラックとか、そういった民間の施設を入れて、民間にその部分を管理してもらえれば当然維持管理費というのは、町で管理する部分というのは減っていくわけだと思うのですけれども、これがオープンまでにできない可能性が、これ今のところ高いのではないかと思うのですが、たとえオープンしたとしても、そういった施設等はやっぱり追いかけていくという考えでよろしいのでしょうか。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 現在のところパンプトラックにつきましては、オープンに間に合わせたいとは思っておりますが、万が一間に合わない場合でも現在のところは施設を設置する方向で考えております。

以上でございます。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 ぜひやはりなるべく維持管理費の削減ということを考えますと、そういった民間のところに管理してもらう部分ふやしていったほうが当然いいわけですので、今言ったようにオープン後でも本当に追いかけていっていただければと思っております。

質問変わります。維持管理のために地域の団体の方を利用するという考えはないのでしょうか。いろんな各団体、新地にもありますけれども、例えばスポーツですとグラウンドゴルフやゲートボール場、そういったものを提供するかわりに、そこは維持管理してもらうとか、そういったことも考えられなくはないのではないかと思うのですが、いつも広場のところが埋まっているわけでもありませんし、そういった平日なんかはそういったところに開放してもいいのではないかという、そういう活用の仕方というのは考えていないのでしょうか。お伺いします。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えします。

各団体ともそういった話は現在のところはしていませんが、例えば南側のあの広大な芝生のところを例えばグラウンドゴルフで利用していただくとか、そういう部分は復興推進課のほうでも考えておりまして、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 今の回答で少しほっとしましたが、ぜひ維持管理費というのは極力抑えたほうが当然いいわけですので、ぜひそういった方向で、やはり今言ったようにグラウンドゴルフ、ゲートボールなど年配の方が多いので、そういった方が集う場所というのもやっぱり必要だとも思いますし、そういった面でも維持管理等含めて必要だと思っておりますので、ぜひこれを導入する方向で検討していただければと思います。

次の質問に入ります。しんちゃんGOの2次交通手段についてお伺いいたします。いわゆるしん

ちゃんGOの2次交通手段の活用方法、今後の新地町にとっても本当に交流人口の増加、そしてその先にある定住人口の増加には絶対に必要なシステムだと思っております。2次交通手段への活用、新システムになりますけれども、そういったシステムの構築も必要になります。現在行っている本当に福祉移送サービスとの整合性ですとか運賃設定、財政負担のルール、そういった難しい面もあるとは思いますが、この2次交通手段の活用というのは絶対に必要なものだと思っております。これはやっぱり具体化して進めていくべきだと思いますけれども、再度考えをお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 しんちゃんGOの2次活用でありますけれども、これは今までは町内の利用者、これを中心に考えておりました。しかしながら、利用者も減っているということもあります。やはりこれから交流人口を拡大していく等々については、その1次交通としての鉄道とか、あるいは高速道路体系が整備をされてきたということもありますので、こちらは今後きちんと課題はさまざまありますけれども、検討していったって、ぜひ実現をできるような方向につなげていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 ぜひ具体的に本当に進めていただければと思います。要望ですけれども、さまざま今駅前の各施設や防災緑地ですとか、釣師公園あるいは海水浴場、そういったものの大体30年度が完成時期になっておりますので、要望としてこの完成する時期に合わせて運行開始できるように検討していただければと思っておりますので、要望といたします。

夜間運行についてお伺いします。現在のしんちゃんGOのシステムでは難しいというお話がございました。そうであれば既存のタクシー会社に対応してもらえないのでしょうか。デマント交通自体は、もともと本当にタクシーが行っているものですので、タクシー会社もいろいろ問題、課題はあるのでしょうかけれども、不便さを感じている町民は本当に多くいます。既存のタクシー会社と十分に協議していただいて、夜間運行に対応していただくべきだと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 夜間運行は、なかなかしんちゃんGOでは難しいというようなお話をさせていただきましたけれども、やはりこれは民間の事業者が行うべきだというのが町の考え方ですので、ここは町のほうから再三にわたってお願いはしているところでありますけれども、再度お願いというか、要請というか、そういうのは続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 ぜひ本当に強く要望していただければと思います。万が一町内のタクシー会社が応じないのであれば、町民の利便性を望む声にやっぱり応えるためにも近隣市町の事業者にも依頼することももうやむなしなのではないかと思います。そのくらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思います。これは要望でございます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○菊地正文議長 これで4番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 再 開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番、齋藤充明議員。

〔1番 齋藤充明議員登壇〕（拍手）

○1番齋藤充明議員 おはようございます。受け付け順位2番、議席番号1番、齋藤充明です。さきに通告いたしました地方創生と持続可能なまちづくり、及び切れ目のない子育て支援の2点についてご質問いたします。

初めに、地方創生と持続可能なまちづくりについて伺います。国は、人口減少克服と東京一極集中に歯どめをかける取り組みとして平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法を施行しました。本町は、平成27年度に平成27年度から31年度の5カ年の期間を定め、新地町総合戦略人口ビジョンを策定しました。その中で総合戦略として4つの基本目標を掲げております。1つ目は産業振興、2つ目は定住、移住、3つ目は結婚や子育て支援、そして4つ目に町民との協働のまちづくりを掲げております。これらの各種プロジェクトを実行し、目標人口を平成31年度に8,700人を目指すとしております。さらにこれまでになかった計画、実行、評価、改善といういわゆるPDCAサイクルのもとで具体的な事業業績評価指標を設定し、KPIと言うそうですが、を設定し、達成状況をチェックするとともに効果検証を行うことを盛り込みました。

さて、今年度は計画の中間年です。中間チェックの年として各県や各自治体において総合戦略関連施策のKPIの達成度自己評価が行われております。本町の人口は、平成29年11月現在8,277人です。人口ビジョンの目標年次である平成31年度まで、あと2年余りとなりました。目標人口8,700人を達成するには、現在の人口ではあと423人増にならないと目標に達しません。世帯数で考えますと、あと130から140世帯ほどふやさないと達成しない数字であります。その上、出生数より死亡数が毎年50人から70人ほど多く自然減する中で、これは極めて実現の厳しい数字になっていると思います。目標値が高過ぎたのではないかと懸念されます。

そこで、町ではこの現状と今後の動向をどう捉えているのか伺います。あわせて本町の総合戦略の進捗状況の評価及び町民への情報開示はどのようになっているのか伺います。

次に、切れ目のない子育て支援について伺います。初めに、切れ目のない子育て支援のため、子育て世代包括支援センター設置について伺います。少子高齢化の振興に伴う人口減少社会の到来を迎え、国、地方自治体、地域を挙げて新たに支え合う仕組みを構築することが時代の要請となっております。国は、平成15年度に次世代育成支援対策推進法を策定し、また平成24年度に子ども・子育て関連3法が制定され、本町においては平成27年度に新地町子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育、保育の総合提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の拡充に取り組まれてきました。この中で平成29年4月の母子保健法の改正に伴って子育て世代包括支援センターが法定化され、各自治体は平成32年度までには設置する義務が課せられました。平成28年4月時点では296市町村が取り組んでおり、720箇所を実施しているようであります。次世代を担う若い世代が安心して子育てできる環境を整備していく必要があります。妊娠から出産し就学するまで切れ目のない子育て支援の対応のため、本町においても子育て世代包括支援センターを立ち上げるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、安心して子育てできる子育て環境整備として保育行政について伺います。本庁の保育の環境は、年々よくなっていると実感しております。都市部ではもとより、近隣市町村でも待機児童の解消に頭を悩ませておりますが、当町ではその問題は聞こえてきません。その反面、一部の保護者のニーズに応え切れていないのではないかと、現実があるのではないかと思います。今ゼロ歳児は新地保育所のみですが、各保育所でゼロ歳児からの保育をすること、また我が子を自宅の近い場所の保育所か、あるいは勤務地の関係で勤務先から近い保育所で見てほしいとの声が聞かれます。これが保育に関する本町の課題の一つではないかと思います。4月当初に調整できないのかと思います。職員体制と施設の関係もありますが、どのように考えているのか町長のお考えをお伺いいたします。

次に、職員体制についてであります。今はどこでも保育士不足で悩まされています。現在3保育所で正職員24人、常勤の臨時職員は11人、パートの保健補助員19名、調理員は正職員3人、臨時職員5人となっております。保育所児童数も3保育所で299人と増加しています。そして、その中で1歳から2歳児保育も増加しております。1歳児から2歳児については、6人に1人保育士の配置が必要となります。正職員の増員と臨時職員の待遇改善を図り、積極的に人員確保に努めるべきではないかと考えますが、所見を伺います。

また、3保育所とも建設から年月がたち、老朽化しております。12月9日には3保育所で保育発表がありました。今日傍聴の区長さんも児童民生委員さんもお案内をされて現地は見ているとおりであります。非常に老朽化している。修繕や改築の必要性を感じます。予算もかかることですが、老朽化している保育所の改築計画についてお伺いします。

最後に、児童クラブについてお伺いします。駒ヶ嶺小学校児童クラブの施設整備についてお伺い

します。同校児童クラブは平成14年に設立され、駒ヶ嶺小学校の特別教室である図工室を利用して、その後隣のオープンスペースを使って実施しているのが実態です。また、平成27年度からは児童クラブの対象学年を1年から3年までを全学年まで引き上げたことにより急激に増加しており、駒ヶ嶺児童クラブでは27年度は58人、28年度は69人、そして今年度は71人となっております。内訳は、1年生15人、2年生13人、3年生13人、4年生19人、5年生4人、6年生9人のようです。ちなみに、福田小学校は31人、勤労青少年ホームで実施しています。新地は63人で、児童館で実施しております。私は、この件について昨年9月の定例議会で駒ヶ嶺小学校の児童数が年々増加していることから、そして27年度からは全学年を児童クラブ利用できるようになったことから、やはりほかの小学校の児童クラブのようにほかの施設で対応すべきではないかと質問をいたしました。そのときの回答は、駒ヶ嶺地区においてはアパートや住宅建設が進んでいることなどから、今後の児童数の推移を見きわめながら施設整備について検討するとの回答がありました。駒ヶ嶺小学校の児童数も昨年は160人、今年度は165人と5人増加しております。児童クラブも1年生から6年生までとなっておりますので、児童クラブの先生方の対応もより神経を使わざるを得ないと推察します。安心して安全に子どもたちを見守り育てるためには、そして学校と児童クラブの役割を考慮し、早期に新たな場所に駒ヶ嶺小学校児童クラブの整備が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

あわせて児童クラブの先生方、補助員の方々の待遇改善についても伺います。

以上です。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 1番、齋藤充明議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方創生と持続可能なまちづくりについてお答えをします。町は、第5次新地町総合計画後期基本計画及び新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で、平成32年の目標人口を8,700人と設定し、達成に向け工業用地の整備や定住促進住宅の建設など、雇用の場の創出と住宅の供給に努めており、子育て、教育の充実とあわせて、各種施策を一体的に進めることにより、人口増加を図っております。今年10月1日の現在人口は8,278人で、平成27年10月に実施した国勢調査時点の8,218人と比較して60人の増加となっております。現状の分析では、出生数と死亡数の差の自然増減については、この1年間ではマイナス84人で、転入転出の状況はプラス112人となっております。自然減が予測よりも早く進んでおりますが、社会増は順調に伸びており、当面はこの傾向が続くものと考えております。全国的な人口減少社会にあって、当町においては着実に人口がふえている状況であり、人口がとどまっているという認識は持っていません。

次に、新地町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果の検証と改善については、総合戦略の中では効果検証項目を施策ごとに指標を設定しております。効果検証は、最終的に目標が達成されたか否かを一つひとつ施策ごとに検証した上で改善を図っていくこととしております。また、各施策に

対する市内の連携については、施策に基づく事業の内容を市内で認識しながら進めておりますので、一致した考え方のもと、目標の達成に取り組んでおります。情報開示については、完了した事業については外部委員の評価も含めてホームページでお知らせをしているところです。

次に、ご質問の切れ目のない子育て支援のため、子育て世代包括支援センターの設置についてのご質問にお答えします。平成29年の4月、母子健康法の改正により子育て世代包括支援センターが法定化され、市区町村への設置が努力義務とされました。ニッポン一億総活躍プランにおいては、平成32年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされております。センターの目的は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、保健師等を配置して、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、きめ細やかな相談や支援を行うものであります。

県内では、今年度末までに15の市と町において設置の見込みとなっております。設置の形態としては、母子保健や子育て支援担当などの関係部署をワンフロアに集約するケースや既存の配置のまま対応しているケースもあり、各自治体さまざまであります。当町では、安心して妊娠、出産ができるよう関係部署が常に連携し切れ目のない支援に努めております。妊娠届出時や母子健康手帳交付の際には、直接町の保健師や栄養士の専門職が面談を行い、望ましい食生活や生活習慣を身につけるための支援を行っております。また、保健師による乳幼児の全戸訪問や育児の不安が強い方には産後ケアとして助産師の支援を行っており、保育所や児童館においても育児相談を行ってまいります。関係部署の連携については、母子保健や子育て支援等の担当が常に連携をとっているほか、すこやか連絡会として保健師、保育士、スクールソーシャルワーカーや浜児童相談所の臨床心理士が情報共有を行っております。子育て世代包括支援センターについては、より切れ目のない子育て支援を進めていくため、全国の事例等を参考にしながら関係部署において検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育所の環境整備等についてお答えします。ゼロ歳児保育については、平成11年4月から新地保育所で実施しております。核家族化や共働き世帯の増加等により、ゼロ歳児の申し込みは増加傾向にあることから、他の保育所での実施についても検討を行ってまいります。実施に当たっては、施設の整備や保育士、調理員の確保が必要であり、全国的に保育士が不足しているという中、当町においても保育士の確保が課題となっております。定期的な保育士の採用とあわせて平成30年4月からは嘱託保育士の採用や臨時職員の賃金の見直しを行い、保育士の確保に努めながら、子育て世代のニーズに応えてまいりたいと考えております。

町内3保育所施設においては、建築から30年以上が経過し、老朽化が見られますが、当面は計画的に修繕等を実施して、子どもたちの安全の確保に努めてまいります。

次に、駒ヶ嶺児童クラブの施設整備等についてお答えします。駒ヶ嶺児童クラブについては、12月1日現在、73名の登録となっており、駒ヶ嶺小学校の特別教室を利用しております。登録児童の増加が見られること、学校教育において特別教室の利用に支障が出ていること、駒ヶ嶺小学校の児童

数についても、当面は各学年30名弱程度の推移が見込まれていることなどから、新たに整備予定の駒ヶ嶺公民館の活用を視野に入れ、将来を見据えた中で鋭意検討を行っております。

児童クラブ職員の処遇改善につきましては、平成30年4月から賃金の見直しを行い、児童クラブ職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 それぞれ町長から回答がございました。再質問したいと思います。

初めに、地方創生についてであります。人口増については今後ともふえ続けていくということで、2年後には8,700人は達成するだろうというような見方をされた回答をいただきました。さらには政策評価についても、外部評価を入れてやっているという話をいただきました。まず、人口増の関係でございますけれども、企業誘致につきましては大変いろいろ頑張っているというのはわかります。ただなかなか企業誘致だけでは人口はふえない。これは、相馬地域開発やったときもいろんな会社来ました。ところが、あいにくアンケートとりますと、相馬に住む人が全体の15パーセント、新地は5パーセントにすぎなかったというような状況で、企業誘致というのはなかなか人口増にならないのだなというふうに感じておりました。とりわけ今回、地方創生で相馬市も同じように計画をつくりました。企業誘致は進んでおりますが、人口ふえるのかと思えば、恐らく減るだろうと、現状よりも減るだろうというような見方をしておりました。しかし、余り減らせないので、現状に近い数字でというようなことで計画をつくっておったという経過を知っていたものですから、新地町はちょっと過大だなというふうな感じを私なりに持っておりました。したがって、人口増についてはいろんな分野からやっていかなければいけないというふうに感じております。

まず、とりあえず政策評価について、まずお伺いしたいというふうに思います。よく教育長が、佐々木教育長が、教育は点検、評価、改善が大事だと、こう述べておりますが、私も行政について同じことが言えると思います。まちづくりの担い手は、一番手はまさに職員です。彼らのスキルアップは重要であります。やっぱり現実的に言いますと、これだけ復旧復興が進んでいると、そういった現状を職員みんなで検証して、誰がどんな町民に聞かれても答えられる、そして問題があれば担当課に話をつなぐような連携がなされて、町民と気軽に対応できる役場づくりをしていってほしいと思います。そのための情報交換というのが大事であろうと思います。企画振興課を中心に、果敢に政策評価をして、常に点検を進めていってほしいというふうに思います。

先日の11月21日の新聞に全国知事会などの地方6団体が梶山弘志地方創生担当大臣と意見交換をしたとの記事がありました。山田啓二知事会長が熱意のある自治体を手厚く支援するとの国の姿勢に対して、問題克服に熱意のない自治体はない、地方創生を全ての自治体に行き渡らせる視点が重要だと批判していた、そういった記事が掲載されておりました。国の地方創生事業関連で総額1兆円の予算などといいますけれども、本町ではどのような地方創生事業絡みの事業が行われ、予算づ

けがされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 過去においての地方創生関係の本町の事業でございますけれども、平成27年度におきまして総合戦略を策定していたわけでございますけれども、この策定費用もこの地方創生関連の事業の一つであります。また、あとは介護人材の確保の支援事業あるいは保育所同時入所2人目以降の無償化事業、こちらのほうもこの地方創生の先行型と言われる事業の中で対応しておりました。また、現在におきましては地方創生の拠点整備事業といたしまして、新地町スポーツ施設、フットサル場、こちらの整備事業もこの地方創生関連の事業を活用して、今整備を行っているところであります。

以上です。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 ある程度の予算は来ていると、そして今後フットサル場の整備、これも地方創生絡みでやっていくというような回答をいただきました。今本町は、復興交付金事業中心に予算が回っているという状況でございますので、なかなか地方創生関連の事業、補助率もそう変わらないということを考えますと、やむを得ないのかなというふうに理解をしております。

そこで、人口の話に戻りますが、人口については年間102名ほど、112名ほどですか、ふえているという話をいただきました。確かに自然増減で見ますと、平成26年度の出生が53人で死亡が115人、平成27年度では出生が62人で死亡が107人、平成28年度は出生が58人で死亡が132人と、毎年50人、70人の自然減少が見られます。やはり社会増に期待する。社会増するためにはやっぱり企業誘致というのは、先ほどの話に戻りますが、大事なことだろうと思います。今新地町には相馬港4号埠頭にLNG基地で働いている人が800人ほどいる。国道6号バイパスの藤崎地区に隣接するあの相馬地域X区画、もう7社が立地した。約100人の方が勤めている。さらに新地南の工業団地には1社で30人ほど従事しているということで、企業の進出が見込まれる。やはり高速道路の好影響というのは大きいなというふうに思います。ただ、先ほど言いましたが、働く場所があっても新地に住所を移して住むかというとまた別な問題なのだというふうに思います。ずっと右肩上がりで上がっていくとは私には思えないわけであります。

次に、本町の人口は統計から見ますと毎年15歳から24歳がV字の字で減少しております。これは、進学、就職を機に新地町から転出するためであります。しかし、卒業後、または就職してからでも故郷に戻りたいと考えている若者は多いと思います。本町では働く場所、住宅施策、子育て支援もしっかりやっていることをしっかりそういう方々に発信していくことが大事ではないかと思えます。また一方で、ほかからこの町に勤務している、通勤している方も多いわけです。ここは大変注目すべき点ではないかと思っております。平成22年の統計では、町内で働いている人口の41パーセントに当たる約1,310人が相馬から、南相馬市から、山元町など仙南地方から、そして仙台市から

通勤しております。こういう方々が本町に移住、定住する可能性はほかより、ほかに行ってやるよりも確立は高いのだろうというふうに考えるべきだろうと思います。

そこで、2点ほど人口増に対して具体的なお尋ねをしたいと思います。1点目としては、定住を希望する若者の移住に、例えば民間アパートなどに移り住んだ場合や住宅を建て住んだ場合などに補助するといった新たな制度を創設する考えはないか伺います。

2点目として、奨学金を受ける学生数は年度によって異なりますが、平成27年度は大学、短大進学で34人、平成28年度は30人ほど受けております。月額3万円です。大学や専門学校を卒業した後、ふるさとに戻って仕事につく方に対して奨学金の返納は免除するといった新たな若者定住制度を創設する考えはないか、この2点伺います。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 移住定住策の具体的な中身でありますけれども、まず働く場の確保というのが一番人口増には必要なものと考えておまして、働く場の確保の次に住むところ、これが非常にまた重要だと考えておりますので、この移住、定住策は住宅施策をまた一步進める必要があると考えております。そこでのご質問でありますけれども、ほかの市町村でもさまざまな住宅制度の補助というものはあるようであります。アパート以外にも住宅の建設についての補助等々、こういうのも他市町村では多々ありますけれども、新地町では現在行っておりません。今申し上げたとおり、働く場の確保の次には住むところというのが、これ課題になってくるわけありますので、ここは町内の中でもさまざまな定住策、移住策の具体的な補助制度というのは考えていかなければいけないと思っておりますので、まだ現段階で具体的な内容等はまだ定まっておりますけれども、今後1つ考えるものになってくると考えております。

以上です。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 それでは、2つ目の奨学金の制度についてお答えいたします。

今現在、奨学金は齋藤議員がおっしゃるとおり、年間30人、40人で推移しております。返納につきましては、卒業後借りた期間の3倍を掛けて返納しているわけですが、ほぼ滞納のないという状態で健全に運営されていると思っております。議員のおっしゃるような地元に戻ってきて就職した場合、返納についての免除の制度はないかということなのですが、まず戻ってきた場合にはここに勤める場所、企業の誘致、そういったのにも関係してくるかと思っておりますので、そういったのを考慮して、そしてまたどういった対象者について、あと期間、何年勤めたらとか、そういった部分については調査をしながら研究して、そして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 今後いろいろ状況変わってくると思いますので、そういう中で具体的な補助策

を検討していただきたいというふうに思います。地方創生の期間もあと2年3カ月余りとなりました。企業誘致に力を入れる、それとあわせてやはり忘れてならないことは、地域資源である農業と漁業の振興というのは非常に大事なことです。このことも力を入れていってほしいというふうに思います。人口が増加し、賑わいのあるまちづくりが実現できますことを期待し、地方創生と持続可能なまちづくりについてはここで終わります。

次に、子育て世代包括支援センターについて再質問をいたします。県内59市町村で15市町村でもこのセンターを設立、または準備しているとの回答がありましたが、当町でも保健センターを中心にしましてかなりきめ細かく妊娠から子育て支援を実施しているように見えます。しかしながら、本年4月に母子健康法が改正され、平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置が義務づけられたわけであります。

ここで2点ほど再質問したいと思います。当町では、現在の保健センターの業務に何を加えると子育て世代包括支援センターの要件を満たすことになるのでしょうか。

あわせて、そこまでいなくてもワンストップ化で対応できないのかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 小野和彦健康福祉課長。

○小野和彦健康福祉課長 お答えします。

まず、センターの役割としましては、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的に包括的に把握をしまして、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応しまして、必要な支援の調整を行うこととされております。当町でセンターを立ち上げた場合、ほとんどのことが今実際はもう行われております。残るのは個別につくる支援プラン、こういったものがセンター設置の義務づけになっております。

2点目のワンストップ化についてであります。現在においても町内の各担当部署で相互で連携し合って住民サービスのほうに対応しているところであります。センターの検討につきましても、町民の皆さんの利用のしやすさを充分に考慮しながら検討を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 それぞれ答弁をいただきました。今後ともこの支援センターについては、いずれやっていかなくてはいけない問題だと思いますので、ここの課題を踏まえながら早目に立ち上げていただきたいと要望を申し上げて、終わりたいと思います。

次に、保育所関係について再質問いたします。地方創生で人口増を目指すために保育行政を手厚くすることは大事であると考えております。町長のほうからもゼロ歳児保育については今後検討するという話ございました。よろしくお伺いしたいと思います。そして、きめ細かく保護者のニーズに即した対応をやっていただきたいというふうに要望を申し上げたいと思います。

次に、自治体で働く臨時、非常勤等の職員は全国で70万人と推定されております。3人に1人が

臨時、非常勤職員となっております。今や臨時、非常勤職員を抜きに地方公共サービスの質を保つことができない状況になっております。また、年収も200万円以下の官制ワーキングプアの実態や雇用条件や雇いどめによる雇用不安など解決しなければならない多くの問題があります。国の働き方改革では同一労働同一賃金としておりますが、保育所の非正規雇用の処遇改善については来年度から嘱託職員を採用する、臨時職員の賃上げも考えているということの回答をいただきました。一歩前進かなと評価したいと思います。

そこで、2点質問します。臨時職員や嘱託職員の勤務年数に応じた賃金体系を検討すべきでないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

もう一つは、通勤手当です。正職員以外は、ガソリン代は自分持ちなのです。やっぱりこれは不公平だと思います。平成26年の総務省通達、臨時、非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等についての中で、自治体に勤務する臨時、非常勤等職員の手当、通勤手当についても支給できると明記されました。私の知る限り、他の市町村では通勤手当は出しておるようですが、町の考えを再度お尋ねします。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 それでは、2点ほど質問いただきました。

まず初めに、1点目の臨時職員の賃金関係でございます。まず、近年におきましては地方公務員並びに地方自治体におきます臨時、非常勤の職員については、本当に議員申しましているとおりの増加傾向にあるといった部分であります。そうした中で、就業関係等の変化等に伴いまして、教育、子育て等に関する分野で活躍されている臨時職員が多くなっているといった部分で、町といたしましても現状においては重要な担い手になっているといったことが現状であります。そういったことも踏まえまして、本年6月の28日付で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用の通知が入っております。そういった中では臨時職員に対する部分の改善ということで、平成32年の4月をめどに条例関係を行っていけといった通知であります。そういった部分を踏まえまして、町でもその準備には入ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の臨時職員に対する通勤手当の件でございます。こちらの部分でございますけれども、地方自治法203条関係等によりまして、非常勤、さらにはそういった部分に関します職員に関しましては条例で定めをなささいといったことがございます。当町の臨時職員に関する部分でございますけれども、新地町の支弁職員の雇用と管理規程によりまして、給与及び手当といったことで支給がされております。給与支払い部分に関しては、日当たりの単価となっております、そのほかにほかの自治体にはない臨時付加賃金ということで当町独自の部分で臨時職員に対する付加給付をいたしまして、採用の糧としているといったのが現状であります。そういった中では政策でもあります子育て支援といった方向の面からいたしまして、各自治体の動向を見きわめながら条例改正等を必要とする部分に関して通勤手当も含んだ中で検討してまいりたい、そういうふうに思い

ます。

以上です。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 今総務課長からお話しいただきました。条例を改正する必要があるということも承知しておりますが、臨時付加賃金を出しているのだという話がありましたけれども、これは全部の臨時職員出しているわけではありません。もらっていない方もおります。この通勤手当、なぜ私こだわるかといいますと、やっぱり保育所もどこもとにかく人手が足りないと。新地町内でそれを確保しようとするに限界がある。そうしますと、近隣市町村から来てもらいたい。その場合にこの通勤手当がないと本当にガソリン代が丸々自分持ちになってしまうというようなことを考えますと、やっぱり人をふやす意味でも通勤手当があるのだと、1日何ぼだというようなことで募集をかけると、このことが人材を確保する上で必要でないかというふうに考えております。これは検討していただきたいというふうに思います。

あと、建物については本当に大分古くなってきました。年次計画でやっていただきたいというふうに思います。この前も駒ヶ嶺保育所の発表会に行って、トイレを借りようなんていうことで行きましたら、やっぱり洋式になっていないのです。あれ、洋式になっていないよなんて話をしたら、やっぱりそういう箇所が子どもたちの部屋にもあるのだという話もちょうと聞きましたけれども、その辺のきめ細かい改築、修繕等々についてもお願いしたいというふうに思います。

時間も押し迫ってまいりましたので、最後の駒ヶ嶺小学校の児童クラブについてお伺いしたいと思います。先ほど町長から児童クラブについては新たな駒ヶ嶺公民館の施設の一部を借りて実施も視野に入れる、入れて検討するという話がありました。初耳でございます。これまで駒ヶ嶺公民館については、場所の変更をするために用地を確保した。今後は、造成、設置、建築に入るという説明は議会にもございました。ただ駒ヶ嶺小学校児童クラブについては、何の情報も説明もありませんでした。新たな駒ヶ嶺公民館の1室を利用したいとの意向であるならば、教育委員会と調整すべきだというふうに考えますが、どのようになっているのか伺います。

○菊地正文議長 菅野正浩町民課長。

○菅野正浩町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

教育委員会との調整ということでございますけれども、新しい駒ヶ嶺公民館の用地の選定につきましては議会でもご説明したと思いますが、児童クラブの今後の利用も検討に入れて、駒ヶ嶺小学校から近い分、それから現在の保育所からも近い部分ということであの場所の選定の検討を行ったところでございます。現在駒ヶ嶺児童クラブの新たな整備につきましても教育委員会のほうと調整を行っております。

以上でございます。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 理解しました。私、場所は同じ場所でも建物は違うのだらうというふうに、別な補助金を使って、それで整備を始めるというふうに考えておりましたが、一体的にやるということであれば、それはそれでいいのかなというふうに思いますので、これも早目にお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、国におきましては、12月8日の新聞でありますけれども、人づくり革命、生産性革命の政策パッケージを閣議決定したようであります。保育所関係、学校関係、大学の授業料関係もその中にいろいろとこう含まれているというふうになっておりますが、さまざまな改革が進められております。町におきましてもそのような状況の変化をやっばり素早く対応して、よりよい子育て支援に努められますことに期待を申し上げ、これで私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○菊地正文議長 これで1番、齋藤充明議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○菊地正文議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、三宅信幸議員。

〔3番 三宅信幸議員登壇〕（拍手）

○3番三宅信幸議員 受け付け順位3番、議席番号3番、三宅信幸です。

あの震災で埴浜地区は家屋、墓地、全てを流され、瓦れきの山となりました。復旧工事により海岸線にはテトラポットが並び、高さ7.2メートルの防波堤も完成いたしました。埴浜防災緑地計画により、連日ダンプによる土砂の運搬が始まり、高さ8メートルを超える山並みが完成をいたしました。埴浜防災緑地の植樹祭が平成28年10月29日に行われました。新地町内はもちもん、仙台、福島、東京など多くの参加者が訪れ、山にドングリや黒松が植樹されました。その植樹祭で相双建設事務所のほうから震災前の埴浜の暮らしや歴史を話す依頼がありました。高さ十数メートルを越す津波で埴浜地区の家屋、墓地などは一瞬で流されたこと、大正8年に磯山に病院をつくった小塚先生が埴の河口に木製の橋をつくり、小塚橋と名前がついたこと、昭和35年5月24日にチリ地震により引き波が発生した時点で海岸に岩があらわれ、魚とりをしたこと、昭和42年8月8日、埴川の河口でマッコウクジラが上がったことなどなどお話をいたしました。植樹祭の終了後、新地町民の方から鯨をとれたことや小塚橋の名前の由来など、今までわかりませんでしたというふうなお話を受けました。そして、2回目の植樹祭が今年の6月24日、イオンプロジェクトの主催で計画され、前回と同じく埴浜の暮らしや歴史を話す依頼がございました。参加者は、前回と同じ町内の方も来る

ことや、イオン関係で遠くから新地に来ていただけるということなので、何か新しい話題を取り上げて、少しでも新地町に関心をもらえるように史跡、遺跡なども調べました。

そんな中で、今回史跡の再建と遺跡の活用の1番目、観海堂の再建について一般質問をしたいと思います。まず、観海堂の建物ですが、福島県内の初の学校として利用した建物でございます。昭和41年に県史跡指定を受けて以来、保存、管理を行いました。平成8年3月に復元されております。解体時に屋根裏から明和6年3月7日というふうな記述もあり、明和6年に建立されたということが判明したとなっています。築248年になりました。

次に、観海堂をつくった目黒重眞についてお話を申し上げます。文政11年6月15日、西暦1828年、明治33年、72歳で亡くなっております。存命であれば189歳になるということです。現在の新地町真弓に生まれました。役場職員の加藤泉さんの家で生まれたということです。その後、木崎の目黒さんのほうに養子となりました。明治3年、伊具郡助役、名取郡の助役を重席し、明治9年に退職をいたしました。皆さんご存じのように、新地は戊辰戦争まで、廃藩置県まで宮城県分だったので、名取郡までの職責をしたということだと思います。明治12年、福島県議会開設に当たり、当時では最年長の48歳で議員となり、明治31年まで13年間議員として活躍をいたしました。明治25年から31年まで5年9カ月県議会の議長を務めております。当時の県政の大事件として三島県令事件があります。いわゆる福島事件です。会津三方道路で農民を強制労働するような提案を議会が23名対21名で、今まで県政にない、類例のない議案総否決をした事件です。当時県知事は官僚で、戦後選挙によって選ばれて正式に知事となりましたけれども、それまでは官僚がトップになっていたということです。そんなことから、自由民権運動にも積極的に活動したようです。ちなみに、福島民報新聞は目黒重眞ら6名で立ち上げたという記録があります。創刊時は約500部、現在は記者さんの話だと26万を超えているということです。

観海堂の運営については、明治の夜明けを迎え、学問の必要性を痛感し、仙台藩の教授だった氏家閑存を招き、学令発布前の明治5年2月に中島に開設をしました。小学校運営は、運営費、授業料など親の負担が多く、全国で学校廃止の暴動などが発生しております。新地町では開校時に米、お金を準備し、日本史などの書籍を集め、19町歩の田んぼを獲得し、学校田として収穫された米を教育費に充てた。親の負担を軽減することで子どもたちが勉強する機会を得たようです。この19町歩というような田んぼは、埴浜の防災緑地が24町歩ですから、おかしいと思って調べました。1.9町歩の間違いではないかなというふうに調べましたが、別な資料から運営費のために6町歩を販売したというふうな数字が載っておりましたので、確かに19町歩なのかなというふうに思っています。ただ人畜で耕作するには19町歩というのは大変な面積だというふうに思いますので、その辺はまだ調べておりますが、小作に出したのか、その辺は文書には残っておりませんでした。

観海堂は、新地町の教育の原点です。観海堂なくして新地町の教育はなかったと言っても過言ではないというふうに思っています。第2次新地復興計画の中で、平成25年から3回の観海堂復興委

員会により今後の方針を検討してきました。委員会の意見を踏まえ、整備に取り組むというふうに明記されておりますけれども、その後の観海堂の再建計画はどのようになっているのかをまずお伺いしたいと思います。

次に、2番目の三貫地貝塚の発掘計画について質問を申し上げます。遺跡は、町内に広範囲にわたり、時代や特徴もさまざまです。現在確認されているのは、159箇所遺跡が確認しておりますが、最近の開発により約30箇所が消失しているようでございます。今回は、県指定の三貫地貝塚について質問を申し上げます。三貫地貝塚は、昭和27年日本考古学協会、29年に東京大学の調査により4,000年前の縄文時代の土器、人骨、約百数点が出ております。その重要性から、昭和43年福島県指定の史跡になり、この調査で出土した土器、人骨は東京大学、福島の博物館に展示されております。福島県立博物館で平成29年度、秋の企画展が開催をされておりましたので、先月見学をしてきました。三貫地貝塚から出土した人骨から復元された女性の顔は、現在でも通用するような顔だちでした。次に見たのは、腰骨に矢じりが食い込んでいるレプリカでした。小さな矢じりが刺さっているわけですが、よくこんなものが発見されたなということと、なぜ腰骨に矢じりがあったのか、勝手な想像をしてきました。次に、大量の貝殻や魚類の骨、動物の骨の上に何人かの人骨が再合葬されたレプリカがありました。そのレプリカを見て、4,000年前の人骨がなぜ腐らないでそのまま残っているのかなというふうな疑問が湧きました。私ごとですけれども、震災前に裏山にある年号から見れば200年から300年前の墓地を整理したときに、本当に骨も何も出なかったということを出して、博物館の係の人にお話を受けてきました。なぜ三貫地貝塚の骨は腐らなかったのですかというふうなお話をしたところ、酸性の土が大量の貝から石灰石が溶け、アルカリ性になり、アルカリ性で骨がカバーされ溶けなかったということのようです。その次の質問としては、この行為は偶然なのですか、それとも知識があって、そのような対応をしたのですかというふうな担当者にお話をしましたところ、これは偶然でありません。そういう当時4,000年前の人たちが知識を持ってやったのだと理解をしているというような回答をいただき、びっくりしてきました。それと、これ貝塚の本が図書館にありますけれども、その中で確認した中で、人骨が1度埋葬されたものを再埋葬し、なおかつ頭がほとんどのものが鹿狼山のほうに向いて再埋葬されておりました。これは、どういうことなのですかと、なぜ鹿狼山のほうに頭が向いているのですかと聞いたら、恐らく当時の宗教的なものがあってほとんどのものが鹿狼山のほうに向いているのであると思われますとの回答でした。大変不思議に思ってきました。また、魚の骨、イノシシ、鹿、犬などの動物の骨と一緒に埋葬されておりました。これは、人間が再度生き返ったときに食料となる生き物がいないと生きられないということで一緒に埋めたのでしょうかというふうな、これも説明を受けました。それから、三貫地貝塚の面積はトータルで約5町歩ぐらいと聞いております。東京の東大の調査によりますと、30メートルぐらいの発掘しかしていないというふうに書いてありましたので、その他の部分については人骨もしくは出土品があるのですかと言ったら、まだまだ恐らくたくさんのものであるでしょ

うというふうなお話でした。

現在三貫地貝塚は耕作放棄地対策として、また防犯対策として桑の木などを伐採しておりますが、発掘の計画はあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

3番目に資料館の建築についてご質問を申し上げます。相馬市の資料館と山元町の資料館を先月、これも見てきました。相馬は2つの建物に分かれておりました。1つのほうは、昔の生活用品などが展示されておりました。入場者はなく、係の方が私一人のために全部案内していただきました。昭和の時代の小学校の机、小さな黒板、それからチョーク、私も懐かしくて見てきましたけれども、相馬地区の小学校の子どもたちには自由に使わせて、一番人気のあるコーナーとのことでした。次に、稲わらを縄に編む機械のところで、これもまだ動くので実演すると、これも2番目に子どもたちに人気のある展示物だというふうな話で、いろいろあったのですけれども、目についたのはそんなところでとめておきます。次に、資料館のメインであるかぶとの展示と、それから相馬野馬追のビデオが上映されておりました。そこで、係の人にお話を聞きました。1年間の入場者はどのくらいですかというふうなお話をしたところ、1箇所目のその生活用品が並んでいるところは約3,000名だそうです。ビデオの流れている2箇所目は4,000名だそうです。ちなみに、入場料が片方は無料、片方は100円でした。

次に、山元町の歴史民俗館の展示を見てきました。展示物は、相馬と同じようなやっぱり生活用品が並んでおりました。目立ったところによれば、赤痢菌発見者の志賀潔の特別コーナーが大きく展示されたのが目に入りました。ただ全体的に見て、私が一番驚いたのは今回の復旧作業で発見された土器類などはきれいに展示されてあったことです。私、去年、ちょっといつごろだったか忘れましたが、1,400年前の横穴、線刻画が発見されたということが記憶がありましたので、その質問をしました。あれはどうなったのですかというふうな話をしましたところ、現在表面に樹脂をかぶせてブロックに切って、裏から削り取って展示できるように今現在品物は京都の業者に依頼中とのことでした。この壁画が完成したときには資料館を増設して、新たに展示すると、対応の早さに驚きました。ちなみに、山元町の年間入場者数は、1,623名だそうです。料金は200円。ただ相馬も山元も小学生、中学生は無料ですから、その人数に掛ける200円なり100円掛けても、その収入の金額にはなりません。

新地町は、現在資料館がございません。この辺の町を調べますと、丸森町でも立派な、写真ですけれども、インターネット上に出ておりますし、南相馬市にも立派な資料館がございます。この近辺にはいろいろあるのですけれども、新地にはございません。今後資料館をつくる計画があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 3番、三宅信幸議員のご質問にお答えいたします。

史跡の再建と遺跡の活用について。最初に、観海堂の再建計画についてお答えします。福島県指定史跡である観海堂は、東日本大震災時に生じた津波により、流出をしました。この観海堂は、平成8年に解体、復元工事を行っており、その際に明和6年という記述を屋根裏の柱から確認され、江戸時代には既に建てられていたことがわかっております。福島県で初めての共立学校として認められた功績も手伝って、昭和41年福島県史跡となりました。震災後、平成25年度に観海堂復興委員会を開催し、さまざまな復興計画を検討してきましたが、駅前の区画整理の中で、観海堂の遺跡は野芝による第1号公園として保存管理していくことになりました。現在は、観海堂の理念を含め、VRコンテンツなどの最新技術を活用することにより、再現する計画としております。

次に、三貫地貝塚の発掘計画についてお答えします。福島県指定史跡である三貫地貝塚は、昭和27年、29年に発掘調査が行われ、縄文人百数体分の人骨が出土しており、全国的にも有名な遺跡として知れ渡ったことから、昭和43年に県の史跡として指定されました。昨年度は、三貫地貝塚を囲むように広がる三貫地遺跡について、長年懸念され続けてきた桑の伐採作業を行いました。今後は文化庁の指導を得ながら試掘調査を行ってまいります。

次に、資料館の建築についてお答えします。郷土ゆかりの資料を展示することは、ふるさとの歴史を知る上で非常に有効であると認識しております。現在は新地公民館の大ホール前、郷土資料展示室に町が有する資料の一部を展示しています。町ではこれまでの発掘調査に伴って相当数の文化財的資料を郷土資料倉庫、いわゆる作田の倉庫に保管しており、今後は駅前に建設される交流センター内に展示コーナーを設け、イベント的に展示してまいりたいと考えております。また、ICTを活用することでタブレット端末やスマートフォンを使って資料をどこでも閲覧できる青空博物館のような使い方も検討をしておるところであります。

以上です。

○菊地正文議長 3番、三宅信幸議員。

○3番三宅信幸議員 それぞれご回答ありがとうございました。

では、最初の観海堂の話からお話をしたいと思います。VR公園等々出ましたけれども、もう一度少しその観海堂にまつわるお話をしたいと思います。観海堂の卒業生の中に高野孟矩がいます。寛永7年1月23日、大正8年1月に亡くなっております。存命であれば163歳。生まれは新地町の谷地小屋中島です。わずか15歳で戊辰戦争に参加し、その後小学校の代用教員を務めていたが、21歳のとき歩いて上京し、時の法務大臣大木喬任の秘書になり、明治13年大木の推挙により、28歳にして検事になっております。明治16年に判事となり、24年には札幌裁判所の所長、27年には新潟高等裁判所所長を歴任し、明治27年の日清戦争が終わった後、台湾が統治されましたけれども、台湾の高等裁判所の初代所長に就任をしております。当時の総督が日露戦争の203高地で大変有名になりました乃木希典が当時台湾の総督をしていたようです。その総督の理解を得て、不正不法を働く官僚なども厳しく捕らえた。しかし、官僚が逮捕されると台湾の統治ができないことから、明治30年

に松方内閣総理大臣により最高裁判所長を免職されたようです。当時この長官の免職の問題は世界的ニュースとなり、アメリカの新聞に掲載されております。現地人も日本人も公平に裁くことを貫き通した人で、現在でも台湾では信頼されている日本人の中の一人だそうです。また、裁判官を目指す人は必ずこの高野孟矩の免職事件を今現在でも勉強しているそうです。その後、いろいろありましたけれども、宮城県郡部4区、亶理郡ですけれども、そちらの衆議院で2回当選し、仙台で亡くなっております。2期務めたとなっております。新地町出身なのに、なぜ宮城県から出馬したのか調べましたけれども、現在のところその有力な手がかりはありません。このように観海堂の卒業生の中に大変な有名な人物も観海堂の卒業生として書籍に残っております。このことは後世に伝えるべき人物として申し上げました。

また、福島民報11月14日に民報サロン、観海堂を伝える精神として石川町中野、石陽史学会代表委員鈴木吉重さんが投函されておりました。内容ちょっとだけお話しします。内容は、事前打ち合わせを佐々木教育長らと行い、県史跡の観海堂を見学した。文章の最後に、結びに地域の貢献のため、人材育成を考え、行動した明治の先人たちの着目点は光り輝くものがあると、このように新地以外の教育者関係から観海堂と目黒重眞について現在でも称賛されていると感じました。

○菊地正文議長 三宅議員、質問をもう少し簡略化してください。

○3番三宅信幸議員 はい、わかりました。

次に、12月1日の新聞に載っておりましたけれども、これは観海堂と同じような建物ですが、自由民権運動の河野広中が石川区時代に過ごした建物をつくるということで、来年3月に完成するそうです。観海堂と同じような形態ですので、これも参考にして我々もつくらなければいけないのではないかなというふうな形で取り上げました。

時間を短縮します。復興交付金は、平成32年度で終わりだと聞いておりますけれども、そのような観点から何とかその交付金を使ってできないかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 それでは、ただいま三宅議員の復興交付金を活用して観海堂の再建ができないかということについてお答えします。

観海堂は、建物自体が史跡というわけではなく、その土地が史跡となっております。その土地につきまして、今駅前開発にもよりまして4メートル以上のかさ上げがされているということで、その場所に前あった観海堂を建てるという部分に復興交付金を活用するのは協議した結果難しいということで、実際に建築することに関しましては復興とは別に、他の復興が終わった段階で将来的に復元を考えていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 3番、三宅信幸議員。

○3番三宅信幸議員 少し残念な回答ですけれども、ではもう一つ観海堂関係の話をします。今その

後、再検討するというふうなお話が出ているので、ぜひこれを加えてほしいものがありますので、お話をします。氏家閑存の石碑、これは津波で流されて、今作田にあります。目黒重眞の記念碑が旧6号線の作田地区にあります。その存在もほとんどの人が知らないと思います。今回書類の中で学校法人立命館大学の立命館資料センターで……

○菊地正文議長 三宅議員、質問を短くお願いします。

○3番三宅信幸議員 はい。そうした石碑をその観海堂に係るところに移動してほしいなということで考えております。内容は、ちょっとだけお話しさせてください。先月のテレビ放送で堀部安兵衛の遺骨が300年ぶりに東京の泉岳寺から生まれ故郷に分骨されたというふうになっています。やはり観海堂とその目黒重眞には一心同体と思いますので、その関係ある場所に移動し、建ててほしいと思います。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 それでは、観海堂に係る石碑関係についてお答えいたします。

観海堂跡、もともと観海堂にあった石碑につきましては、今現在駅前の部分で設置することを考えております。その場合に場所はどこでもいいというわけではないと思いますので、こちら復興委員会でも検討しながら、効果的な場所を検討していきます。同時に、字も結構見えなくなっておりますので、解説も加えていきたいと考えております。

もう一つ、目黒重眞氏の石碑については作田地区に現在建っております。なぜその場所の建ったかというのが現在不明ですので、調査いたしまして、移動できるということであれば観海堂の跡地近辺に移設も考えていきたいと思います。

以上です。

○菊地正文議長 3番、三宅信幸議員。

○3番三宅信幸議員 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、三貫地貝塚関係のお話をします。尚英中学校で東京大学に体験入学したときの話を思い出しました。東京大学行ったときに新地町の三貫地貝塚の話聞き、人骨が展示されていないと、新地町には展示されていないのだというふうな話を聞いたことがございます。我が新地町で出た三貫地貝塚の骨は県内で初めて出た人骨です。何とか新地の町民の皆さんにも、会津の博物館遠いので、新地に持ってきて移動の展示会をしていただきたいと思うのですが、博物館の職員に確認したところ、その借用は教育委員会とか町とか、個人ではだめですが、そういうようなところは貸し出しはいいということなので、何とかその展示会を開いていただけるよう要望しますが、いかがでしょうか。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 現在町内から発掘された出土品の展示につきましては、改善センターの郷土資料展示室のほうで行っておりますが、三宅議員のおっしゃるとおり、町民にもっと知ってもら

うためにそういった常設展示ではなく、特別展示として場所を変えて、例えば交流センターが完成した場合には交流センターで、また実施する時期などにつきましても、やはり遺跡という部分で子どもたちにもよく知ってもらいたいということもありますので、それを夏休みに合わせたらいいか、または通常の学校の時期に合わせたらいいかなどの検討をしていきたいと思います。そして、三宅議員が聞いていただいた県立博物館からレプリカも借りれるというお話もありましたので、そういったことも含めて前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

○菊地正文議長 3番、三宅信幸議員。

○3番三宅信幸議員 では、資料館のほうの質問に入らせていただきます。

回答では青空博物館のような形をしたいというふうなお話でした。我々、津波で家を流されて、家をつくり、仏壇を買い、お墓をつくったり。先祖の使った資料館、出てきた資料というのは我々からすれば先祖のお墓と同じような価値があるのではないのでしょうか。町としての財産ではないのでしょうか。そういうようなところを考え直して再検討してほしいなと。スマートフォンとかで見るといような話ですけども、昔から百聞は一見にしかずと申しますし、現品を見てさわれるような資料館が必要ではないかと思いますけれども、再度お伺いします。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 町長の答弁のほうでは確かに交流センターなどでVR技術を活用してということで答弁しておりますが、百聞は一見にしかずというのは確かにそうであります。そうであるとは思いますが、実際に視覚的に効果的であるということで、今現在多くの遺跡跡の器具、そういったものにつきましては作田の倉庫のほうに保管してある状態となっております。それで出土した土器、そういったものにつきましてはスペースも余りとらないことから、交流センターなどで部分的に展示していきたいと思いますが、大きいものについて実際に見るということが必要である場合には作田の倉庫を改修して、そういった場所で見せる場所をこれから検討していきたいと思います。

以上です。

○菊地正文議長 3番、三宅信幸議員。

○3番三宅信幸議員 時間もありますので、最後の質問をしたいと思います。

今の回答では、作田の倉庫など改造をして展示をしたいというふうな話をいただきました。ぜひ新地町には偉人と言われる人たちがおります。やっぱりそんな、宮城県でも志賀潔のコーナーがあったように、目黒重貞、氏家閑存、高野孟矩、それから建築家の遠藤新、それともう一つは新地町民の第一号である清水建設の代表取締役、野地さん、いろいろ調べているうちに出てきました。これも知っている人がいませんで、ぜひそういうような人物も一緒にあわせてお願いし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○菊地正文議長 これで3番、三宅信幸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○5番八巻秀行議員 受け付け順位4位、議席番号5番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災から7年目に入り、月命日の今日、9カ月を迎えました。改めて犠牲者となられました方々にお見舞い、そしてお亡くなりになりました方々に安らかなご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

町の復興状況でありますけれども、まちづくりの基幹産業であります新地駅周辺市街地復興整備事業、防災緑地整備事業等の早急な整備促進を図り、新たなまちづくりの建設に向けてさらにスピードを上げなければなりません。一方で、相馬港4号埠頭のLNG基地には、世界最大級23万キロリットルのLNGタンク建設事業を中心とするエネルギー事業は、10月1日現在、全体計画の98.5パーセントまで進捗をいたしまして、9月30日にはLNGパースが完成をし、10月3日には岩沼市までの40キロのパイプラインが完成、10月5日には福島天然ガス発電所の工事着工、そして12月6日LNG第1船の受け入れ、来年3月には操業開始と総仕上げの事業が予定をされまして、2号タンクにおきましても基礎盤のコンクリート打設、これは9月の30日から10月1日に行われましたけれども、ますます町の将来にとって活気の出る明るい兆しが加速しております。エネルギーの第2の新しい火が燃える新地町として、まちづくりに大きなインパクトとなって弾みとなってございます。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい、笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指しながら、一日も早い町の復旧、復興を願って、一般質問を申し上げたいと思います。

今回私は、件名1、町内2つのJR駅前開発の課題について、件名2、国民健康保険事業の大転換施策の取り組みについての2件についてお伺いをいたします。

まず、件名1、町内2つのJR駅前開発の課題、その1つは新地駅前交流センターと複合商業施設の機能をさらに強化すべきでないかについてお伺いをいたします。先日、山元町議会議員との交流会が山元町防災拠点・坂元地域交流センター及び山下地域交流センターを会場に行われ、両地域の市新街地の復興状況を視察いたしました。両地域交流センターとも既に開所をしております、山元地域交流センターは8月に、災害時に防災拠点として使用されますけれども、坂元支所、それ

から公民館が入っております。職員3名が配置されまして、役場業務と公民館事業が活発に行われております。山下地域交流センターは9月30日に開所をされ、災害時には防災拠点として、また平常時は親しみやすい交流拠点として屋内イベント広場、120席の文化研修ホール、防災情報、図書学習コーナー等を備えた鉄筋コンクリートの3階建ての建物となっております。ここには職員5名が配置されて、こちらも活発に利用されている施設でありました。山元町全体の復興状況は85パーセントとお聞きいたしましたけれども、これを視察いたしましたして、我が町の新地駅前での復興状況は現在74パーセント程度というふうに聞きましたけれども、交流センターはいまだに実施設計に入ったばかり、平成31年開所の予定ということになってございます。そして、職員も配置を考えない状況でございます。幸い複合商業施設インキュベーション・スクエアには、この11月20日テナント募集を開始いたしましたして、ようやく実施設計に入った状況であります。ここの15区画に商店が入れば少しは賑わいを見て、活気も見えらると思うのでありますけれども、新地駅前での人の流れをイメージできないのであります。復興状況のおくれを感じざるを得ないわけでありまして。国策によって日本を代表する大企業が張りつく新地町であります。そして、相馬港の8割を占める我が町であり、今LNG積載の第1船が入っている町、駅前にはこの企業の50室の寮が整備をされております。この我が町の玄関口として夢を描く輝くまちづくりの積極的な攻めの姿勢をすべきであります。この新地駅前での賑わいをどう構築していくか、交流センターの使い方と複合商業施設の機能をさらに強化するための施策が必要ではないかと思うわけでありまして。お伺いをいたします。今の状況で活気ある賑わいの駅前づくりできますか。考えてみてください。

2つ目でございますけれども、以前駅前土地区画整理事業説明会において受益者から宅地化に伴って増税に対する不安の意見が出されまして、町の回答はそのような方たちに配慮するということだったと聞いておりますけれども、これは事実でありましょうか。もし事実であればどういう配慮ができるのか、どういう配慮を考えているのか、また固定資産税の試算は皆さんに示しているかお伺いをいたします。

駅前土地区画整理事業は、新地駅を含む全体面積23.7ヘクタールの用地を6メートルかさ上げをし、総工費130億円を投じ宅地12.5ヘクタール、公共用地8.3ヘクタール、保留地2.7ヘクタールを造成する事業として平成25年度から平成31年の換地終了を目指す大事業であります。中島地区の方々にとっては、地区全体が対象となりまして、事業の影響も大なるものがあると思っております。そして一方で、多額の負担も出てくるわけでありまして。中島地区の方々には、ほとんど別の地に住まいを再建されておまして、なかなかこの地域には家を建てるような状況にないわけでありまして。したがって、こういった増税に対する不安も出ているわけでありまして。できる限りの支援と丁寧な説明をいただきたいと思うわけでありまして。どう配慮を考えているか、どういう配慮が考えられるかお伺いをいたします。

3つ目は、JR駒ヶ嶺駅前の空き家について、町は解消、駅前開発をどう考えているか、また駅

トイレ改修をどう考えているかお伺いをいたします。この辺につきましては、私は平成27年12月の一般質問で申し上げておりますけれども、回答は地域の将来のあるべき姿、どのような発展の仕方をするか、今後検討していくといたしましたけれども、2年を経過してもまだ何ら変化がないわけでありまして。駒ヶ嶺駅の利用は、相馬共同火力発電株式会社やIHI等の関係者が最寄り駅としてタクシーを利用する姿が多く見受けられます。地域の方々は心配をして、この解消、開発は駒ヶ嶺地区の震災復興から立ち直る一つの施策にもなると思うのでありますけれども、どう検討されているのでありましょうか。

そして、地域者の意向を調査するというようなこともありましたけれども、そういった意向調査をしているかお伺いをいたします。

そして、駅トイレ改修も全く行っておらず、いまだに男女別にもなっていない、水洗化にもなっていない、この状況を町はどう考えておるのかお伺いをするものです。

次いで、件名2、国民健康保険事業の大転換施策の取り組みについてお伺いをいたします。1つは、県内統一の国民健康保険組織で当町の国民健康保険税はどう変わるのか、また新国民健康保険事業をどう進めるのかお伺いをいたします。国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険の基盤をなす仕組みでありますけれども、高齢者の加入割合が高い、1人当たりの医療費が高い、財政基盤が不安定といった構造的な課題を抱えております。こうしたことから、これまで各市町村の運営を平成30年4月からは都道府県と市町村が協力をして運営する組織へと転換をいたします。そこで、当町の国民健康保険税はどう変わるか、また新しい国民健康保険事業をどう進めるかお伺いをいたします。

2つ目でありますけれども、国民健康保険税の低廉の取り組み、これは図られているかお伺いをいたします。福島県の平成28年度医療費1,646億円、国保被保険者数47万8,000人、1人当たり医療費34万4,255円、これが平成27年度には医療費は1,599億円、対前年比で97パーセントに、国民健康保険の被保険者数は41万4,000人、これも対前年で87パーセント、1人当たり医療費は、38万6,337円、これは平成28年と比べますと112パーセントになると予想されております。町におきましても平成28年度1人当たり医療費35万1,555円、1世帯当たりの医療費62万3,546円と前年度より大きく伸びております。その結果、今年度の国保税でありますけれども、繰越金基金の取り崩し等によって1人当たり保険税は7万1,394円に、1世帯当たり12万2,791円に抑えられている現状であります。

このほど岩手県の西和賀町、さわうち病院を視察いたしました。西和賀町でありますけれども、人口5,856人、高齢化率47.1パーセント、県内ワーストワンの町であり、視察に行った帰りにはもう雪が降り出して、きのう現在31センチというふうになっております。昭和30年ころの沢内村、発展阻害要因として三悪、豪雪と病気と貧困を挙げまして、当時の深沢晟雄村長の精神によって、昭和35年全国初の65歳以上の医療費無料化、昭和37年には全国初の乳児死亡率ゼロを達成いたしま

して、55年前のこの時期に既に地域包括医療実施計画を策定している保健医療福祉政策の先進地があります。当時克服のために保健師を4名採用をして、家庭訪問を行って、予防医療、福祉の充実に当たり成果をおさめてございます。我が町にも震災後、永年務めた山口県職員を退職をされ、福島県任期付の職員となられまして、保健師が今年2年目を迎えて、現在応援をいただいております。そして、至るところで日本全国からたくさんの支援をいただいております、本当に頭が下がる思いであります。ここにこの支援等に対しまして改めて感謝の意を表したいと思っております。そして、現在いきいき100歳体操などを実施しながら予防医療、介護の充実に努めておりますけれども、より一層のきめ細かな施策が必要と思っております。今地域包括ケアシステムの構築が叫ばれるとき、高齢者、障害者、子育て支援対策の充実によって医療費の削減、ひいては保険税減少に導いてほしいと思っております。お伺いをいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答をお願いいたします。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 5番、八巻議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新地駅前賑わいづくりに交流センターと複合商業施設の機能をさらに強化できないかについてお答えいたします。新地駅周辺では、官民ともに各種施策が計画されているところであります。既に営業されている民間施設もありますが、そのほか計画している交流センターや複合商業施設なども建築される予定であります。町としましても、これらの施設を整備しただけでは町の活性化につながるとは考えておらず、それら施設の運営や維持管理の方法、さらにイベントなどのソフト事業と連携を図ることによって、賑わい創出につながると考えております。したがって、町と駅前に進出する事業者や関係機関が協働することで新しいまちづくりができるものと考えております。現在は、庁内において賑わい創出に係る委員会を設置したところであり、今後はそれらについて手法やイベント企画などについて検討してまいります。

次に、駅前土地区画整理事業区域内の土地等に係る固定資産税についてのご質問にお答えします。固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産の所有者を納税義務者として課税される税金です。駅前土地区画整理事業区域内の土地は、全て宅地課税が原則です。通常、換地登記後に課税開始になりますが、現に1月1日に家屋が完成し、使用収益が開始されている場合は、その年の4月から固定資産税が課税されます。家屋等の建設がなく、活用されていない土地については、換地登記の完了を待ち、その後準宅地として課税を開始します。

次に、税の試算についてですが、既に家屋の建築を行っている方に対しては、家屋評価の際に固定資産税のしおり等を配付し、次年度の固定資産税の計算方法について説明を行っております。また、家屋建築の予定がまだない方に対しましても、都市計画課を通じて固定資産税のしおり等の配付を行っております。個別の税額試算についても、随時対応しております。土地の配置や面積、家

屋の建設状況等により住宅用地の特例が該当するかどうかなどさまざまなケースがあり、また個人情報保護の観点からも税務課窓口にお越しいただいております。

次に、ＪＲ駒ヶ嶺駅前空き家の解消、開発と駅トイレ改修についてお答えします。ＪＲ常磐線相馬浜吉田間の再開通から１年が経過し、駒ヶ嶺駅も通勤、通学者が戻りつつあるところであります。駅前は町営住宅整備や民間の宅地開発などにより新たな市街地が形成されており、これからも活気のある地区になるものと考えております。このような中で、駒ヶ嶺駅前には空き家が２軒あります。個人所有でもあり、また町においてもこれからの具体的な駅前の整備計画等も定まっていないことから、所有者とは積極的に接触していない状況です。今後については、防犯上の課題もあると認識しておりますので、地元深町地区とも議論を深め、よりよい駅前環境のあり方を検討してまいります。

また、駅トイレの改修については、所有、管理者でありますＪＲ東日本に対し、福島県鉄道活性化対策協議会や常磐線活性化対策協議会、そして常磐線北部整備促進期成同盟会等を通じて毎年ＪＲに対して要望しているところであり、実現に向けてこれからも粘り強く要望を続けてまいります。

次に、国民健康保険関係についてお答えいたします。国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みであります。年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重い、小規模保険者が多く財政赤字の保険者も多く存在するなど構造的な課題を抱えております。国では、高齢化の進展に伴い、国保の財政運営が厳しくなることを踏まえて、財政支援の拡充として毎年3,400億円の公費投入による財政基盤の強化及び都道府県が保険者に加わり広域化することで財政運営上の安定化を図り、全ての保険者において国保のサービスを確保し、国民皆保険を守っていくこととしております。

国民健康保険税関係については、県が財政運営の責任主体となり市町村ごとの標準保険料率を算定することになります。市町村は、県が算定する標準保険料率等を参考に保険税を決定し賦課徴収を行い、国保事業費の納付金として県に納付することになります。納付金の算定については、県全体の医療費推計をもとに納付金必要総額を算出し、各市町村の所得、被保険者数、世帯数及び医療費実績によって市町村ごとに案分し、県が決定することになります。県では、仮に平成29年度に納付金制度が導入されたと仮定し、納付金額等の試算を行いました。試算結果については、１人当たり保険税が前年度より増加する自治体が５市町村、減少する自治体が54市町村であり、当町は減少する自治体に入っております。国の公費投入拡充もあり多くの自治体が減少する結果になっているものと推測されますが、現在県において平成30年度納付金の算定作業を進めておりますので、その算定数値を参考にしながら保険税額を検討してまいりたいと考えております。

新国民健康保険事業の進め方についてであります。県では今回の法改正に合わせ、市町村と共通認識のもとで国保事業を実施し、市町村が担う事業の効率化や広域化を促進できるよう共通の指針となる福島県国民健康保険運営方針を策定しました。その方針を踏まえるとともに、引き続き新

地町国民健康保険運営協議会の意見をいただきながら事業を進めたいと、このように考えております。

次に、ご質問の国民健康保険事業の大転換施策の取り組みについてお答えいたします。国民健康保険税の低廉については、財政運営、支出面の多くを占める医療費の適正化のため、さまざまな健康づくり事業の取り組みが必要と考えております。特定健診や各種がん検診の受診率の向上を図り、生活習慣病の発症予防のための取り組みや早期治療に結びつける働きかけが必要です。特定健診の県内平均受診率は約40パーセントですが、当町は60パーセントを超える高い受診率となっております。健診の申し込みから結果配布まで担っていただいている健康づくり推進員の皆さんの協力によって高い受診率を維持できているものと考えております。健診結果については、速やかに通知し、医療が必要な方へは早期受診をお勧めしております。生活習慣改善が必要な方へは一人ひとりの個別保健指導や集団で行う健康教室を実施し、栄養や運動に関する具体的な改善方法を指導しているところであります。また、健康づくりポイント事業も実施しており、自分の健康実践目標を達成した方は特典として協力加盟店の割引を受けられるなど、健康づくりに関心の薄い方にも働きかける事業を実施しております。

いきいき100歳体操については、実施グループが順調にふえております。27年度は3グループ、28年度は8グループが活動を開始しました。現在は22グループとなり、約400名の方が毎週最寄りの集会所に集まり体操を行っております。体操した後はお茶飲み会などで参加者の皆さんが交流を深めておりますが、その時間をいただき、栄養指導、口腔ケアや認知症予防などのミニ出前講座を行い、健康づくりの普及に取り組んでおります。

食生活改善推進員の方には食生活セミナーでバランスのとれた食事や塩分を控えた食事などを学習していただき、各地区で料理講習会を開催し、普及啓発に取り組んでいただいているところであります。そのほか、国民健康保険主催として、健康ウォーク、ゲートボール大会やいきいき大運動会などのイベントを開催し、体力づくりにも努めております。今後も引き続き各種健康づくり事業を進め、健康増進と保険税の低廉化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ただいまそれぞれご回答いただきました。再質問を申し上げたいと思います。

初めに、国策によって日本を代表する大企業が張りつく新地町であります。来年3月にはパイプラインが開通するというような、そういった新地町にとっては平成6年以来の大きな明るい兆しの町であります。そのまちづくりにもっと夢のある、夢を描くことができる積極的な市政をいただきたいというふうに思っております。せっかくJR新地駅がきれいな新地駅ができれば、いまだに殺風景な駅前の状況を賑わいをどうして構築していくか。今回答では、庁内の委員会を立ち上げたところだといいますけれども、どんな委員会で、今後どういう進め方をするのかお伺いしたい

と思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほど町長のほうの答弁で庁内の委員会を設置したという回答があったかと思いますが、構成につきましては職員という形で今考えているところであります。内容につきましては、今後駅前に新しくできる施設、それらの運営ですとか、維持管理ですとか、ソフト関係の事業あるいはこちらに事業者として進出していただく民間の方、こういった方々と連携ができるような形にしたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 交流センターでありますけれども、駅のすぐ前、真ん前の立派な施設であります。人をやはり配置をして、人が集まる施設利用を目指していただきたいというふうに思います。駅をおりて交流センターの建物で鹿狼山が見えなくなるから、その配置を考えているというような、そのデザインのコンセプトといたしますか、そんなお話を聞いたことがありますけれども、そのくらいの配慮をするのであれば、何といても人が集まる、そういう駅をつくっていかなくてはならない、そう考えるわけであります。以前どういう利用をするのかということ聞いたのですけれども、そのときもイベントだけを考えているみたいな回答をいただいております。利用率も30パーセント程度だというふうに聞いておりますけれども、これでは賑わいなんかつくれるわけないというふうに思います。そして、この利用率を上げるためにどんな施策を考えているかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり委員会のほうを設置したところでございます。ですので、委員会の中でどのような討論になるかわかりませんが、今八巻議員がおっしゃっているような賑わいのある駅前、そういったものを今目標としておりますので、しばらくお時間いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 本当にこう何か走りながら考えるというようなことであればいいのですが、何かそういうふうな状況にない、本当におくれているなというふうに感じざるを得ないわけがあります。やっぱり民間の活力というのは大事だと思いますので、ぜひそういった意見も取り入れながら、早い対応をお願いしたいと思います。

そして、午前中の質問にもありましたけれども、駅にはやっぱりタクシーがなくてはならない。どこにありますか、こういう駅前に電車が入る時間になってもタクシーがない。これは前にも何度も要望しておりますけれども、いまだに実現の域に達していない。強く要望したいと思います。

そして、次に移りますけれども、駅前土地地区画整理事業説明会、こういう特別な配慮をするみたいなお話を聞いたというふうに言っておりますけれども、そんな会話はなかったというようなことであります。しかしながら、どういう配慮ができるのか、どういうことが考えられるか、この辺について再度お伺いをしたいと思います。

○菊地正文議長 目黒佳子税務課長。

○目黒佳子税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

駅前土地地区画整理事業区域内の土地につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたように、原則宅地として課税されます。一般的に宅地の税負担を軽減するための特例措置といたしまして、住宅が建設されている場合は住宅用地特例が適用され、面積要件により課税標準額が200平方メートルまでは6分の1に、それ以上は3分の1に軽減されます。被災代替住宅用地に該当する場合は、住宅の建設がなくても住宅用地とみなして3年度分の課税標準額が軽減されます。また、住宅の建設がなく更地の場合は準宅地として課税標準額が30パーセント軽減されます。

以上でございます。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 今の税法の固定資産税の関係、特例だと思いますけれども、そういうことで皆さんによくご理解いただくように丁寧な説明をしていただきたいと思います。

そして、先ほどの回答になかったわけでありまして、新地町は駅前のまちづくりの手法が山元町とは違うというように以前町長からお話を伺っております。そういう手法が違うことはわかりますけれども、中島地区の方々は既によその地に住まいを求めているわけでありまして。この中島地区に家を建てるということであれば、それはいいのでしょうかけれども、なかなか自分の家をつくるという状況にないという、こういう状況をやはり新しい住宅が建ちやすいような新しい住宅政策が必要だというふうに思いますが、この辺町長に伺っていきいたいというふうに思います。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 中島地区の皆さんが外に出た、全てが出たわけではありません。換地されて、戻ってきて建てている人も結構おります。時期を待たないで、適時外に建てて暮らしている、そういう人たちもおりますし、その人たちがもともと屋敷、新しく外に建てたので、もう利用形態がどうしたらいいかわからないと、こう悩んでいる人たちもおります。そういう人たちにさまざまなこれからの駅前の賑わいづくりのために、あるいは駅前の宅地化、お家がいっぱい建っていくようにということで、町としてもさまざまな情報提供をしながら、今後地権者の皆さん方と協議をし、そしてどういう土地利用の仕方があるのか、そういう情報提供もしていきながら、駅前に住宅がより多く建っていくような、そういう展開を、そういうふうにこれから進めていきたいと考えております。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 新地町の住宅再建施策といいますか、それは防災集団事業、町内7箇所にこう

分かれて再建をされておりますけれども、やはりそういった方々が中島地区にはいるということでありまして、土地をこう大きく持っている方についてもそういう方がおりますので、やはりその辺を考えたならば新しい、結局先ほども人口増対策ありましたけれども、町外から人が集まるような、そういう住宅施策、住宅新築に対する補助であるとかいろいろ考えられると思いますけれども、その辺の施策の必要性を感じていますが、どうでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほどから中島地区の説明会というような話ありましたけれども、おおむね大体一月に1度地権者の方と議論する場を設けてございます。その中で税の話だとかいろんな土地活用のお話なんかも出てきたところでございます。全ての方の意見を聞いたわけではございませんけれども、いろんな方々の意見を聞きながら、今後の土地活用につきまして議論のほうを深めていき、住宅がより多く建築されるような計らいを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 いろいろな住宅が張りつくような、そういう施策をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に進めます。駒ヶ嶺駅前の空き家でありますけれども、現在行ってみますと、朝晩やはりIHIとかオリエンタルモーターとか、あそこから大変近いのです。西地区、それから中核工業団地東地区、一番の最寄り駅なわけです。タクシーをどんどんこう使って、常磐線を使って利用されているということを見ております。そういう町、駅を、当該地でありますけれども、三角地になっておりまして、三角、両面とも町道に面しているというようなことで大変目立つところであります。土地についてもそんなに広い土地とは見ておりませんけれども、ただいまの回答をいただきますと全然進んでいない。将来のあるべき姿とか、どのような発展をするのかとか言いましたけれども、何も変わっていない。今後地区と相談して深めていくといいますけれども、もっと積極的な対応をぜひお願いしたいというふうに思います。防犯の面からも地域の方々は大変心配しております。いづごろをめどにするとかまでわかればお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 駅前の空き家の解消でございますけれども、先ほどの町長の答弁のとおり民間所有ということもあって、なかなか今後どうしようかというのは所有者の意向というのもあると思います。先ほど申し上げたとおり、今所有者のほうとは積極的に接触等は行っておりませんけれども、空き家でありますので、防犯上の課題等、こういうものはあると考えております。また、所有者のほうの意向あるいは民間のほうも、あそこは住宅地が各張りついておりますので、今後どのような形がいいのかというのは地区も含めましていろいろとご相談等々させていただきながら、そのあるべき姿というのを詰めていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ早いうちに取りかかっていたきたいなというふうに思います。そして、やっぱりそういった大きな会社の関係者の方々が利用する駅であります。将来的には駒ヶ嶺駅に特急電車でもとめるような、そんな勢いでこうやっていただきたいなというふうに思っております。そういう立場で駅のトイレなんかも、ぜひ今1年に1回時期が来ますと要望活動をそれぞれの協議会であるとか委員会であるとかでやっているのだらうというふうに思いますが、やはり通り一遍の同じような要望ではなくて、もう少しこう熱心に熱意ある取り組みといいますか、そういうことで、やはり相手に対してアピールできる、そういう要望活動をぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。国保の取り組みでありますけれども、来年から、4月から新しい組織で転換いたしますけれども、35年ころまでには各市町村が税を決定すると、そして賦課徴収をするというようなことであります。それ以降は県の統一した保険税になるというような、そういう取り組みであります。今回回答いただきましたけれども、納付の算定は県が決定するとしておりますけれども、保険税の決定は市町村だと思のです。県の算出したものを参考にして市町村が税を決定するということだと思いますが、どうですか。お伺いいたします。

○菊地正文議長 小野和彦健康福祉課長。

○小野和彦健康福祉課長 今のご質問でございます。議員のおっしゃるとおり、市町村については県が算定します標準保険料率、これを参考にしまして、最終的に保険税を決定し賦課徴収を行うものでございます。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 そういう理解でいいのだというふうに思います。

そして、低廉の取り組みでありますけれども、さらに我が町も予防医療の充実、福祉介護等のきめ細かな施策をする必要があると思っております。今地域包括のケアシステムが叫ばれている中、町も今年の2月に国民健康保険事業の実施計画、国保のデータベースシステムを策定をいたしまして、健康課題の分析であるとか保健事業の評価、それから基盤整備を行っておりますけれども、さらに保健事業の充実を図っていくことが要求されると思えます。そして、この計画においても、また新しい事業計画を立てる必要があると思わなければならない。このデータヘルス計画の数値目標でありますけれども、特定保健指導の実施率、現在12.5パーセント、これを20パーセントに上げる、それから特定健診の受診勧奨目標、これを現在ゼロというふうになっておりますが、10人まで上げるというようなことであります。ぜひこういう目標に向かって取り組んでいただきたいと思えます。進捗状況と今後の取り組み状況についてお伺いしたいと思えます。

○菊地正文議長 小野和彦健康福祉課長。

○小野和彦健康福祉課長 特定保健指導の実施率の件でございます。

現在町のほうでは対象者の方に保健指導の参加について個別に通知、それから保健センターで指導等を行っております。参加されない方にも勧奨の通知をしたり、あと機会を捉えて直接声をかけるなどしているところでございます。なかなかこの指導率が上がらない要因としましては、対象の方が40代から60代の男性の方が多いということで、仕事があってなかなか時間がとれないとか、症状がなくて保健指導の必要性を感じられないなどというところがあります。今後の取り組みとしましては、仕事されている方にも参加されやすいように夜間の保健指導などを検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 確かに60代からの男性が受診率が低いというようなことでありますけれども、充分にこの辺分析をされまして、向上のために頑張っていただきたいというふうに思います。そして、県の国保の広域化の連携協議会、そして町の国保運営協議会、そういった協議会との連携を図って保健事業等を大事にして、新しい国民健康保険事業を有効に進めていただきたいと思います。そして、総合計画、後期計画の3年目になりますけれども、新しいまちづくりの実現を目指して、将来を見据えた積極的なまちづくりをされますことを願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○菊地正文議長 これで5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時13分 散 会

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成29年第6回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年12月12日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

2番 吉田 博 議員

1. 人口増加対策について
2. 駅前商業施設の建設について

11番 遠藤 満 議員

1. 学校設備の充実及び給食費の無料化について
2. 定住促進について
3. 台風被害について

10番 井上 和文 議員

1. 個人情報の保護について
2. 石炭灰加工会社の起業準備について

出席議員（１１名）

１番	齋藤充明	議員	２番	吉田博	議員
３番	三宅信幸	議員	４番	寺島浩文	議員
５番	八巻秀行	議員	６番	八巻孝	議員
８番	森一馬	議員	９番	鈴木利	議員
１０番	井上和文	議員	１１番	遠藤満	議員
１２番	菊地正文	議員			

欠席議員（１名）

７番	目黒静雄	議員
----	------	----

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤憲郎
副町長	佐藤清孝
教育長	佐々木孝司
総務課長兼 会計管理 者	岡崎利光
復興推進課長	小野好生
企画振興課長	泉田晴平
税務課長	目黒佳子
町民課長	菅野正浩
健康福祉課長	小野和彦
農林水産課長 兼農務委員 局長	八巻隆
建設課長	岡田健一
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文

職務のための議場出席者

事務局長	平間正光
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。なお、7番、目黒静雄議員は欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

◎一般質問

○菊地正文議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番、吉田博議員。

〔2番 吉田 博議員登壇〕

○2番吉田 博議員 おはようございます。議席番号2番、吉田博です。一般質問を行う前に、本日は昨日に大変お忙しい中、議会傍聴においでくださいました皆様に感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

さて、本議会の私の一般質問は、人口増加対策と駅前商業施設の建設についてであります。人口問題を取り上げての議会、一般質問は毎回のように行われておりますし、人口問題に関する本数はここ数年大きく大変多くなっております。私が生まれた1949年の合計特殊出生率、これは1人の女性が一生のうちで子どもを産む人数の平均を示す値ですが、4.3を超えておりました。それが、翌年からの1950年代には急激に減少し、一組の夫婦に子どもが2人になりました。現状人口を何とかぎりぎり維持できる状態の2.13前後の出生率で推移しておりました。しかし、出生率は1975年、昭和43年に2.0を切り、1.91となります。夫婦に1人の子どもしかいないのであれば、この年に生まれた子ども世代は、親世代よりも1人減少することになります。この時点で少子高齢化、人口減少の兆しが始まったとされております。さらに、拍車をかけたのは、1986年、昭和61年、男女雇用機会均等法が施行されました。この法律によって、女性が働きやすくなったとされております。これまでは男は働き、女性は家を守るというのが一般的でありました。また、女性には働く場も多くなかった時代でありました。この男女雇用機会均等法が施行されたこのころから、若者の未婚化、晩婚化が徐々に始まったとされております。

一昨年の出生率は1.46という、世界的に見てもかなり低い水準であります。世界人口の推移を見ると、先進国は人口が減少し、後進国は人口増加の傾向にありましたが、これも鈍化しているという統計が出ております。それでも先進国の中に育児休業、家族手当など出生促進政策がとられて、そしてこの出生率が回復したという国もあります。イギリスでは、16歳未満の子どもの養育費に対して児童給付制度があります。フランスでは、第2子以降について16歳まで家族手当が支給されておりますが、これは日本の扶養手当に当たるものであります。このほかに3年間の育児休業が与え

られることになっております。さらに、スウェーデンでは父親、母親が最低30日ずつ育児休暇をとることが義務化されております。この国も16歳未満の子どもの養育費に対して、児童手当というのですか、児童の給付制度があります。また、出産・育児によって女性の就労参加が阻害されないような施策、さらに男女平等を労働の場と家庭の場を実現しているというようなことであります。まさに人口問題は、国策で行われなければ回復しないということではないでしょうか。

このような中で、多くの自治体も人口増加策を検討し、取り組んでいるところであります。当町の人口は、現在8,200人余りであります。前に漠然とした1万人の人口目標から、2年後の8,700人と修正したことは、現実的な理にかなった計画だと思っております。

次に、人が集まれば賑わいが創出されます、人が集まることによって楽しいイベントや触れ合い、そして商売も成り立ちます。その一翼を担う商業施設が新地駅前に建設されようとしておりますが、これらの施設をどう生かすのかという対策についての2件を質問したいと思います。

1件目は、町の人口増加対策についてお伺いいたします。まず1番目に、町内の人口はここ数年増加に転じておりますが、多くは進出企業従業員の転入によるものであり、将来的に安定した人口増加に至ることではないと私は思います。基本的には町内の独身者が結婚して、町内で子どもを産み、育てることが、将来の町の人口増加につながるものと思います。この点について町のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、昨年9月議会で私の婚活の取り組みを質問いたしました。町長はこの質問に対して、新しい年度に出会いの場の事業が取り組めるよう努力していきたいと、このように答弁しております。本年度にどのような取り組みを行ったのか。また、これから先、行う用意があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

3点目ですが、人口増加対策として福田地区、新地の駅前に新たな町営住宅をつくっておりますが、災害公営住宅の空き家、空き室等を活用することも検討すべきではないかと思ひますし、また入居して5年後の災害公営住宅の売却計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、駅前商業施設の建設についてお伺いいたします。駅前に計画している商業施設は、木造建築と聞いております。町内及び県内産の木材を使うことによって、県のほうから助成金が出ると聞いております。そこで、この商業施設を木造建築とするなら、町内の建設業者に委託することは可能と思ひますが、町の考えをお伺いいたします。

最後に、テナント募集のあり方についてお伺いいたします。駅前の商業施設の中にテナントとして応募している、そういう事業所が重複するような店舗があった場合、また店舗の騒音対策あるいは種々の対策があらうかと思ひますが、これらについてどのような対策を施しているのかということをお伺いしたいと思います。

以上2件、5項目についてのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 2番、吉田博議員のご質問にお答えいたします。

人口増加対策について、町の考えと今年度の取り組みについてお答えします。町の人口動向については、ここ数年増加しておりますが、主に転入者の増加によるものが大半を占めております。人口増加の対策として、町外の方を招き入れる事業は必要なことと考えております。同時に議員のおっしゃるとおり、町内在住の独身者の出会いのきっかけづくりも重要であると考えております。以前にも結婚相談員やブライダルアドバイザーなどを委嘱し、事業を進めてきた経緯はございました。町では今年度、出会いの場を創出するための事業として、公民館活動のスポーツイベント等で若者に参加を呼びかけ、交流を図ってまいりました。目に見えた成果までには至っておりませんが、年度内にスポーツを媒体としてNPO法人や商工会青年部など、若者層と連携するイベントを計画しておりますので、引き続き公民館活動の中で交流を図ってまいります。

次に、人口増加対策に新たな町営住宅をつくるのではなく、災害公営住宅の空き家、空き室を活用することも検討すべきではないか。また、竣工5年後の災害公営住宅の売却計画についての質問にお答えいたします。初めに、災害公営住宅については、災害発生より3年が経過した後、被災者以外の方も入居を認められる制度となっております。しかし、東日本大震災の被災者を対象としていることから、被災者の方々の意向を確認する必要があります。被災者の入居については、随時募集を行っていたところですが、町内の応急仮設住宅に住んでおられた町内の最後の被災者の方が、先月に災害公営住宅に入居しましたので、今後は一般募集に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅の払い下げの計画についてお答えします。公営住宅法においては、耐用年限の4分の1を経過した後、特別な事情等がある場合において入居者に譲渡することができることとなっております。災害公営住宅の払い下げについては、現に入居している住宅について引き続き管理することが適当ではないと判断されたものについては、福島県復興推進計画において用途制限期間を6分の1に短縮することが可能となっており、ご質問のとおり譲渡制限期間が5年となります。そのほか払い下げに関しては、必要な要件を幾つか満たすことが求められておりますので、これも国と協議をしながら進めてまいります。

次に、駅前商業施設の建設について。初めに、駅前に計画している商業施設は木造建築とのことであり、町内及び県産の木材を使用し、町内の建築業者に委託することは可能と思いますが、町の考えを伺う、これについてお答えいたします。複合商業施設については、一部2階を計画しておりますが、主に平屋建ての長屋に計画しているところであります。このため特殊な工法等は必要としないことから、木造でも設計可能であると考えております。現段階では安価な工事費になるような考えであり、躯体構造については検討しているところであります。木造に特定した場合につい

ては、地元業者で施工可能であると考えており、また県産材の利用も可能であると考えております。

次に、募集のあり方についてお答えいたします。現在テナントの募集期間であり、その募集要件については、賑わいにつながるような集客性のある業種としております。ご質問にあるような重複する業種については、その業種の内容や需要とのバランスなどを考慮しながら検討したいと考えております。

また、騒音等につきましては、ある程度の想定はしておりますが、事業の妨げにならないよう、似たような業種ごとに集約するような考えでおります。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 ただいまのご答弁に再度質問をさせていただきます。

まず初めの、町内の若者の結婚に関してのことですけれども、私はまずこの問題に関しては、少子化の現状分析が必要ではないかと思うのです。というのは、少子化の要因として未婚化、晩婚化があります。これには男女の結婚観の変化というようなものもあると思いますが、新地町はよいところだなと、この町で最愛の人と暮らしたいなと思ってくれるようなまちづくりも必要ではないかと思います。こういったまちづくりについて、町長はこれから先どのようにしようと考えておられますか、お伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 私は、今進めているこの震災復興あるいは新地町の総合計画、今の計画は大変誇りを持てる、次の若者たちが夢と希望を持ってまちづくりを進めていける、そういうバトンタッチができるというふうに思っております。現に震災以降でもありますけれども、いろんな企業立地も進んでおりますし、さまざまなインフラも整ってきております。そういう中で一番の誇りは、さまざまなまちづくり計画、NPO法人とか、さまざまな若者たちのグループが積極的にまちづくりに参画している、これが彼らが町に誇りを持って住み、子どもたちを産み、育てていこう、そういう気構えが私はひしひしと感じております。そういう中であって、また町からも情報発信、これまでは新地町はいいところだけれども、なかなか働く場所が少ない、そういうことで関東方面とか、あるいは仙台方面に離れていっている人たちも結構おりますけれども、今新地町の進めているまちづくり、そして今の町がこんなふうに進んでいるよというのを情報発信も積極的にしており、そういう中でUターン、Iターンも確実に見えてきております。そういう意味では、今のまちづくりに自信を持ってこれからも進めていきたいと思っています。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今の町長の答弁に、私も賛意を送りたいと思います。特に今町内の若者は、夏のイベントを見てもわかると思いますけれども、本当に町のために盛り上げようということで、一生懸命にやっているのが我々にも伝わってきます。どうか町としても、こういった若い人たちのイ

ベントに協力していただきたいと思いますというわけであります。

続いて、2点目の婚活の取り組みでありますけれども、南相馬市では先月の29日に結婚につながる出会いを提供しようということで、15名のサポーターが誕生いたしました。このような活動は、ほかの多くの市町村でも行っているようではありますが、このような取り組みについては、やはりプライベートなことに入ってもらいたくないということで、今の若い方たちは余り評判がよろしくないということでありますが、今後新地町として婚活の取り組み、これをどのように行っていくのかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 今後の結婚への支援ということでの取り組みですが、先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、以前は人を委嘱したということもあったのですが、これからにつきましては、スポーツの場で出会いを広めていこうと考えております。具体的に今町のほうではニュースポーツということで、キンボールというスポーツを年数回程度ですが、講習会としてやっております。そういう場に若い、もともとそんなにメジャーというか、みんながやってうまい、下手というのが余りないスポーツですので、そういう場で交流を深めて、交流を持ってもらって、それが出会いになればというようなことで考えておりますので、先ほどの答弁にもありましたが、目に見えた成果は今のところ出ておりませんが、こちらのほうを続けていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今教育総務課長のほうから答弁がありましたけれども、町ではスポーツを主体とした、そういった場で出会いを広めることに努めるというようなことでありましたけれども、私は楽天ファンでありまして、年に数回仙台の宮城球場へ野球を見に足を運んでおります。その球場には、年間を通じて席を確保できるようなシステムになっております。そういった席を確保する席があるということでもあります。また、サッカーも同じように、ベガルタ仙台の本拠地、仙台泉区のユアテックスタジアムも同じような座席の年間予約というのですか、そういったものがあります。このような席を確保して、そして出会いの場をサポートするということも一つの方法ではないかと思います。というのは、婚活の行事であるにしても、例えば前のように、ここで、では皆さんと一緒に食事会をしましょうかとか、こういった出会いの場を設けていたのがもう何年か前の話になるのですけれども、それには自分が好きでも嫌いでもないような、そういったところに参加するというようなことになってしまうと思うのです。ただ、野球とかサッカーとなれば、これはある程度の知識を持って、そしてその場に見に行くわけですが、そうするとその場で男女で一つの同じ思いを持って、その一つのチームを応援するというような、そういったお互いにコミュニケーションを持つのに最もいい状況になるのではないかと私は思います。

そういったことから、町としてそういった観戦の椅子を確保するというような、そういうような事

業もあってもしかりではないかなと私は思いますけれども、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの吉田議員のスポーツ観戦、そういったものを出会いの場にというようなことでの提案についてですが、そちら今後検討していく中で、どういった方を対象にするのか、当然独身ということではあるのですが、その年齢層だったり、また特定の人だけが行くようなことになっては税金の使い方としていろいろ問題が出てくるというふうに、住民の方からも非難されたりすることもありますので、そういったやり方について、どういうことが効果的なのか、そういったことも検証して検討していきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 課長、特定の方に税金を使うのはいかなものかというような答弁があったのですが、独身者を集めて、そしてその婚活の場を設けて、そして町の人口を少しでも多くしましょうというような、そういうイベントに、これは私は特定な方への税金というのは私は思わないのですが、やはりこれは特定な税金の使い道になるというように承知しているのですか。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 特定といいますか、全面的な野球観戦を婚活ということでPRしていく方法とか、そういったのを、最初から前面に、これは婚活のお見合いのような意味合いの観戦ですよということで、例えば5人と5人みたいな形でやっていくと、それはそれで男女間での意識してしまったりとかといったこともあるのかなと思いますので、集め方とかといったのをなるべく自然にしたいと思うのですが、そうしたときに、ただ単に観戦したいだけとか、そういった方になったりすると、それが婚活ではないものになってしまったり、不適當、ずれてしまったりする可能性もないわけではないと思いますので、そういったことにならないように、やり方については慎重にしていきたいということでもあります。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 目的は、やはり結婚をしてもらって、町内で子どもを産み、育ててほしいというのが一つの目的でもありますし、これまでやってきた食事会とかなんとかについては、際立った成果がなかったというような報告もありますので、いろいろ手をかえ品をかえ、そうした若い人たちの出会いの場をぜひ築いていっていただきたいと思います。

また、町の職員の中にも未婚の方もいらっしゃるわけですし、そしてまた町内の未婚の方々のやはりお話を聞きながら、どういったイベントがいいのか、どういった活動が町としてやってほしいのかというような、そういったことにも耳を傾けるというのが私は必要ではないかと思いますので、

ぜひこれらについて検討して、結論が出たら早急に着手していただきたいと思います。

さて、3点目の住宅の空き家、公営住宅です、公営住宅の空き家が相当出ているというようなことも聞いております。そしてまた、これらを埋めることによって、当然新地の町民、新地の町に住居を移すわけでありますから、当然人口がふえるということになります。今その町営住宅が、災害公営住宅を含めて町営住宅がどのくらいのあきがあるのか、これをちょっとお答えいただきたいと思います。まず、それを1点、どれくらいの町営住宅のあきがあるのかお聞きしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 現在、新地町におきましては、町営住宅並びに災害公営住宅、そして定住促進住宅等々の住宅のほう、運営をしているところでございます。合わせまして297戸ありまして、今それぞれあいている部屋がございます。37戸ほどあいておりまして、入居率のほうはおおむね大体90パーセントという状況でございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 町営の住宅、災害公営住宅を含めて37戸というようなあきということでありましてけれども、災害公営住宅については、やはり制限があるということは承知しております。ただ、その災害公営住宅も先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ある程度の年月が過ぎれば一般の人も入ることができるというようなことでありますので、これらについて早急にその募集をかけられるような、そういうようなことにはできないのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほど町長の答弁のほうにもありましたけれども、先月新地町内の被災者の方がようやく災害公営住宅に入ったということがありまして、今後一般募集に向けた取り組みのほう県と協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 あとそれから、災害公営住宅で戸建ての災害公営住宅、これは減価償却の4分の1ないし6分の1が過ぎたときに売却しても構いませんよというような国の方針があると聞いております。これらについての入っている人たちへのその説明というのですか、そういったことは今どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 災害公営住宅の払い下げにつきましては、先ほど町長から答弁あったとおりでございますけれども、その取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、またそのあいている住戸につきまして一般の方の募集を行うということを行った後に、今現に住んでおられ

る方、被災者の方に払い下げの要望等確認しながら、あとは県及び国と幾つかちょっと条件のほうがあるものですから、それを確認しながら協議のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 そうしますと、今の課長のお話によりますと、とりあえずはその災害被災者の方が全て入居した後に検討するという、そういう考えと受けとめてよろしいのですね。

また、それはいいのですけれども、お隣の山元町で、災害公営住宅のあいているところに被災者関係ではなく、一般の人に向けての募集を今お隣では開始しているわけなのですけれども、こういったことを先にやられると、やはり山元町ではもうやっているのだから、では俺たち向こうに行くかというような、そういう流れになられてもやはりちょっと困るなという部分もあるので、やはりそういった災害公営住宅の一般向けのその貸し出しというのですか、その募集をできるだけ早くやっていただきたいと思いますので、まず庁内のほうでの検討から始まるのでしょうかけれども、ぜひお願いしたいと思います。

そして、次の駅前の商業施設の木造建築、これらについて先ほど町長の答弁の中に、木造でもありますし、町内の大工さんを使うことも可能だというような答弁がありました。これらについての入札というのですか、建築の計画に対する進捗状況、どの辺までいっているのかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 駅前の商業施設につきましては、現在テナントに入る方を今募集している最中でございます。今最大で150坪の貸し出しを行いたいと考えておりまして、その方々の最大で30坪、10坪から30坪までを1事業主あたりに貸し出しする計画でおります。今募集期間でありまして、そういった方々がどのぐらい集まってくるのかちょっとまだ不透明な部分がございますので、事業者が決定しましたら、その150坪の区画の割り方というのが決まってきますので、その段階で設計に反映していきたいと考えているところでございます。

したがいまして、今設計の段階は躯体構造を含め、まだちょっと検討中でありまして、事業者が決定しましたら速やかに実施設計のほう進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 そうしますと、まだ設計の段階に入っていないというようなことでよろしいのですね。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 設計のほうは既に着手しておりますが、大枠のところでの設計のほうを進めているというところでございまして、事業者が決定次第詳細な、簡単に言いますと壁の位置をど

こにするとか、そういった細かい部分の設計のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 まず、この入居者の募集は今月の26日までと聞いております。少しでも多くの方がこの商業施設に入っていただくことを願って、次の質問に行きたいと思えます。

この商業施設に入る業種なのですが、例えばスナックなどは、駅前のその15店舗の中に2軒あったり、3軒あっても、スナックのその職種はいいかと思えますけれども、花屋さんとか、そういった1軒あれば競合しないような、そういった店舗が、競合した場合に2軒、3軒と募集になった場合、さすがにちょっとまずいなというような思いもするのですけれども、その辺の調整をどういった形で町として行うのかお伺いしたいと思えます。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの質問でございしますが、非常に難しい質問をぶつけられたなというふうに思っております。具体的には、今そういった職種といいますか、業種ですか、についてどうこうするというふうにちょっと決めてはおりません。ポイントとしましては、ヒアリングをすることにしておりますので、具体的にはその辺での判断になってくるかなと今考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今課長、非常に難しい問題というようなことをおっしゃいましたけれども、これまでもっとも難しい問題を町の職員は皆さん解決してきていましたので、優秀な職員が勢ぞろいだと思いますので、うまくコントロールして、それを解決していただきたいと思えます。

ただ、その中でこの前説明会がありまして、この店舗を借りる際に保証人です、保証人をつけてくださいというようなことがありました。この商業施設に入って、うまく順調にいく店ばかりではないと思うのです。その際に、その入った店舗が何らかの理由で撤退せざるを得なくなった、しかもこの店舗の責任者と雲隠れして連絡がとれないなんていうような事態も想定しなくてはいけないと思うのですけれども、そういった場合の解決策というようなことも当然町では考えていると思うのですけれども、どのような考えを持っているのかお伺いしたいと思えます。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 商業施設のテナントの方につきましては、駅前での賑わいということで、町の発展に貢献していただきたいと考えているところでございます。しかしながら、今ご質問にあったとおり、何らかの事情によって運営がうまくいかなくなるということもないこともないだろうと想定はしていたところでございます。そういったこともありまして、保証人という制度を設けて

いるところでございます。しかしながら、今ご質問の音信不通といいますか、連絡がとれないということも考えられますので、こういった件につきましては、今町でも顧問弁護士を雇っておりますので、そういった法律の専門家と今協議のほうはしているところでございますので、こういった問題に解決できるような策を見出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 まさに、これが本当に大事なことではないかと思うのです。実は課長もご存じだと思いますけれども、我々が仮設住宅に入っていたときに、その入居者が居場所もわからない、行方不明になって、そのあった物も処分できないというような、そういった場面もあったことはご承知と思います。それも当然この店舗も、そういったことがないとは限らないので、スムーズな移動というのですか、入れかえができるような、そういった手続というのが必要ではなかろうかと思っておりますので、十分にその弁護士の方と相談して、そのようなことのないような手続をするようにお願いしたいと思っております。

もう一点、この家賃は坪2,000円というようなことを聞いております。10坪借りれば2万円です、月の家賃が2万円。ただ、前の説明によりますと、従業員の駐車場については通勤者と同じような月額で3,000円というようなことでありました。私も少しでもこの店に入ってもらいたいなというような思いから、何人かに声がけをしているのですけれども、やはりスナック等の従業員というのは昼間働いて、そして夜ちょっとアルバイト的なことで勤めると。そうすると、やはり五、六人の人を雇うようになると、毎日の勤務ではないですから。そうすると、誰々さんは土曜日と日曜日、誰々さんは月曜日と、こういうような役割を分担しての従業員を確保しなければだめだと。そうすると、5人の従業員がいれば、当然5台の車ですから1万5,000円の駐車料がかかるわけです。そうすると、これはオーナーとすれば従業員には負担をかけたくないというようなことで、その家賃とともに駐車料金も自分が支払うようになってしまう。そうすると、大変な負担になるというようなことで、この辺をもう一回何とか減額の方とかへ町のほうで検討されないかというような相談があったのですけれども、そういったことについての庁内での検討会というようなものは持たれる機会というのはあるのかどうかお伺いしたい。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問ですけれども、大分ちょっと具体的な話なのかなというふうに思っております。テナントの方もその駐車場につきましては、基本的には我々今考えておりますのは、いわゆる事業主が借りるというふうに今認識はしていたところではあります。その中で、今スナックで言いますとアルバイト的な方の話になれば、個人契約ではなくて台数契約になってきますので、今日はAさん、明日はBさんというような使い方はできるのかなと思っているところでございます。

ただ、今回駐車場の条例につきましては、提案のほうさせていただいておりますけれども、現在はあの条例のとおり、町内の方につきましてはとりあえず月3,000円、町外の方につきましては4,000円ということで月極にさせていただいております。その料金についての検討の機会が設けられるのかどうかという話につきましては、それは機会はあるかと思っておりますけれども、現在のところはこの提案したとおりで進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 駅前の商業施設は、賑わいの場をつくるというような、そういった観点からこれらの施設をつくるわけですから、ぜひとも貸す側も、借りる側も、よかったなというような思いができるような、そういった運営の仕方をしていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を閉じたいと思います。

○菊地正文議長 これで2番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再 開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番、遠藤満議員。

〔11番 遠藤 満議員登壇〕（拍手）

○11番遠藤 満議員 改めまして、おはようございます。一般質問受付順位6番、議席番号11番、遠藤満です。

12月10日は、何かと記念すべき日のようであります。安倍総理大臣が来町し、去年の12月10日は常磐線浜吉田から相馬駅までの再開通の日でもございました。今年は、相馬LNG基地第一船入港式でありまして、来年の12月10日はどのような事業が期待されるのかというふうなことで、この12月10日というのは非常に記念すべき日なのかなというふうにも思われます。また、来年の12月ころには駅前の施設等が完成されてくるように期待をしているわけでございます。

また、新聞報道を見ますと、町内のニュースは学校教育とパークゴルフ大会が数多く、たまには老人会の行事であるように感じております。全国的には子育て支援が多く見られます。待機児童の解消、幼児教育の無償化、高等教育の無償化、給付型奨学金等々報道されております。

私の1件目の質問は、子育て支援の中の小・中学校の設備充実と学校給食の無料化であります。最初に、小・中学校のエアコン設置についてであります。近年の夏の暑さは厳しいものがあります。特に町内では、ICT機器使用のためにカーテン等で風通しが悪くなり、学習に集中できる状況に

ない時間帯もあるようです。時期的には6月、7月、8月は夏休みもありますので、9月の3カ月間が厳しいと考えられます。町内の小・中学校の成績においては、近隣の小・中学校の中では成績はトップクラスに上昇しておるというようなことも聞いております。ICT教育同様、近隣市町村に先駆けて子育て環境整備としてエアコンを設置すべきと考えますので、お伺いをいたします。

2件目は、各小学校の洋式トイレ増設についてであります。福田小学校は、21基中21基全て完了して100パーセントでございます。新地小学校では、38基中12基、洋式化は31パーセントです。駒ヶ嶺小学校では、28基中16基、洋式化は57パーセントです。尚英中学校においては、44基中14基、洋式化率31パーセントです。全体的には、131基中63基が洋式化されて、48パーセントの進捗率となっております。半分というふうなことでございますので、増設を急ぐべきではないかお伺いをいたします。

3件目は、各小・中学校の給食無料化についてであります。平成29年2月現在の県内の町村の無料化は1町であります。半額補助や3分の1補助等を行っているのは14町村であります。平成30年度より相馬市においては、給食無料化が実施されるとのうわさが立っております。財源については、相馬市においては税外収入により確保される見通しであります。当町ではどのように給食無料化について考えているのか、お伺いをいたします。

件名2番目は、定住促進のための土地分譲についてであります。小川定住促進住宅48戸、若者定住促進住宅、福田地区に3棟12戸、さらに新地駅前地区には8戸を建築中であります。定住促進の策を家賃の減額や助成金などにより推進されていると認識はしております。しかし、入居者が助成金の要件や家賃の特例が受けられなくなることや、居宅新築を検討したくても町所有の分譲地はありません。長く住んでいると、地域のよさや子育て支援の充実、環境のよさ、人情等による深いきずなが生まれ、町内に住みたくなるものだと思います。今までに小川、原添地区の分譲を完売、埴浜地区も完売、福田、中里地区でも完売だったと思われます。移住してくるにも町所有の分譲地が必要と考えますので、お伺いをいたします。

3件目は、台風の被害についてであります。10月22日から23日にかけて、台風21号が福島県内にも大きな被害をもたらしております。職員、消防団等には大変な2日間でありました。22日の午後から巡回、夜7時には警戒配備体制、23日、夜中の午前零時30分には洪水警報が発令されました。午前5時には災害対策本部を設置、午前7時40分には第1回目の災害対策会議が行われたようでございます。被害状況収集により各課が対応を協議し、災害防止に当たられました。大変ご苦労さまでございました。また、被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。道路・河川の復旧についてお伺いいたします。道路・河川で約40箇所の被害状況と聞いておりますが、復旧状況についてお伺いをいたします。

次に、農作物の被害状況についてお伺いをいたします。稲作への影響は刈り取り遅延や倒伏、土砂流出や流入が発生、野菜等においても被害が発生したというふうなことでございますが、JAの

調査によりますと、保険適用には至っていないというふうに聞いておりますが、どんな状況なのかお伺いをいたします。

最後に、農地の災害の被害状況、復旧状況についてお伺いをいたします。溜池はじめ、農地、用排水路、農道等、相当数の箇所が被害を受けたと聞いておりますが、復旧状況についてお伺いをいたします。

以上です。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 11番、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、各小学校、中学校のエアコンの設置についてお答えします。各小・中学校の空調については、夏は扇風機、冬は灯油による暖房、これによって行っております。しかし、近年の夏の暑さは厳しいものがあり、勉強する環境としては適していない日がふえつつあると認識しておりますので、エアコンの設置については検討してまいりたいと考えております。

次に、各小学校、中学校の洋式トイレの増設については、年次計画でトイレの洋式化を進め、特に必要性の高い順に改修をしております。

現在、和式のトイレは全校で68基ありますが、今後洋式化への必要数を精査し、予算の範囲内で進めていきたいと考えております。

次に、各小学校、中学校の給食費の無料化についてお答えします。学校給食法には、経費の負担として給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費は学校の設置者が、それ以外のもの、つまり材料費は児童生徒の保護者が負担することとなっています。現在、町としてはこの法に準じて行っております。助成としては、生活保護世帯とそれに準じた世帯については、就学支援として公費で負担をしております。今後、国及び県内市町村の動向も踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、定住促進について、定住促進のための土地分譲についてお答えします。町では移住定住政策として、平成21年度より小川定住促進住宅48戸を運営しており、町営住宅の入居要件に合わない方を案内しているところであります。同様に若者定住促進住宅については、子育て世帯を対象とした住宅を福田地区に12戸運営しており、さらに新地駅前地区に8戸を現在建築中であります。これらの住宅には家賃の減額や子育て助成金の交付など、さまざまな施策を推進しております。入居者に当たっては、子どもの成長に伴い、入居している部屋が狭く感じることや、助成金の要件、家賃の特例の要件から外れることが想定されますので、町としてはそのような世帯の方々に、最終的には新地町に定住していただけるよう、町内に新たな分譲地の整備を検討しているところであります。

次に、台風被害による道路・河川の復旧についての質問にお答えします。平成29年10月、台風21号による公共土木施設の被災箇所数については、町道関係で39箇所、町管理河川で1箇所の被害状況

となっております。被害の概要については、道路のり面の崩落、路面の洗掘、河川の護岸崩落の被害となっております。

復旧については、緊急性のある箇所から復旧工事を実施しており、11月末現在で34箇所の復旧工事が完了しております。復旧が完了していない箇所については、早期に復旧が完了するよう進めてまいります。

次に、農作物の被害状況についてお答えします。今年は日照不足等で、水稻の刈り取りがおくれたこともあり、台風による倒伏が約15ヘクタールありました。また、出水による農地の表土流出や土砂流入はありましたが、果樹の落下をはじめ農作物の被害は比較的少なく、保険が適用されるようなところはないと聞いております。

復旧状況につきましては、溜池をはじめ農地、用排水路、公園、農道、林道等46箇所が被災しており、緊急を要するところから順次復旧をしております。このうち被災の大きな溜池3箇所、林道2箇所については、補助対象として12月18日と25日に災害査定を受けることとなっております。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 ただいまそれぞれ答弁をいただきました。再質問をしていきたいと思います。

まず、1番目のエアコン設置についてですけれども、7月12日開催の総務文教常任委員会でも各教室のエアコン設置についても前向きに検討すべきだというふうなことで答申をしております。財源というふうになると、大分厳しい状況にもあるかと思いますが、委員会でも答申しているように、起債を起こすにしても多少理解も得られるのかなというふうにも思いますので、その辺は30年度の予算にも組み入れていただけるような状況になっていくのか、その辺についてお伺いをいたします。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの30年度の予算化につきましては、今後実際実施するとなれば3の小学校、もちろん中学校ということで、規模もかなり大きくなりますので、そちらのほう試算をしまして、財政の部分と協議して、30年度にのせられるかどうか検討していきたいと思います。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 ただいま30年度の予算のほうにも検討するというふうな答弁をいただいたのですが、1箇所、ただいま言われたように、小学校、中学校全部1カ所で、1回にやるというふうなのは厳しいのかなと、小学校は小学校、中学校とか、年度別に分けるとか、あとは工事の日程なんか大分厳しいのだと思うのです、休み中にやらなくてはいけないとか、そういうふうな状況も踏まえて検討していただきたいなというふうに思いますので。

続きまして、2件目の小学校の洋式トイレについてお伺いをいたします。進捗率50パーセント切っているというふうな状況でございます。予算の範囲となっていくと、どのくらいの期間を要する

のか、その辺をお伺いいたします。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 どれぐらいかかるかということになりますが、今答弁のほうにありましたように、現在68基がまだ和式ということで残っております。そちら全部といいますと、今の実績からいいますと年間一、二基ということになっておりますので、それをふやして4基ぐらいにしても、10年以上かかるということになっておりますが、実際つけるようになりますと、和式と洋式、スペースが異なりますので、洋式化した場合には2つの和式の便器が一つになったりとか、そういった部分にもなってきますので、単純に68基全てがなるとも限らないということと、あと必要な部分も精査していくということで、そういった意味でも現在のままいくと10年近くかかってしまうというのが現状となっております。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 ただいま答弁をいただきました。期間ざっくり10年くらいかかるということ、小学生なんかは入ったときから和式だけで過ぎていくことになるのだと思います。こちらもお金絡んでくるというか、予算的にも絡んでくるのだと思うのですけれども、10年というのを少しは増設を急いで、せめて半分くらいまで急いでやると考えられないのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 遠藤議員のおっしゃるとおり、そちらのほうは早めていきたいと思います。実際に各家庭においても和式便所というのはほとんどないということで、家庭でも洋式を使っていて、今現在としては生まれたときから洋式便器しか見ていないお子さんもいることから、そちらについては早目に進めていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 10年というのではなくて、少しでも早目に増設をされることを期待しております。

3件目の給食費無料化についてでありますけれども、県内の町村の動向を踏まえ検討するというふうな答弁でございますけれども、県内でも14町村、市ではなかなかやっているというふうなところはないみたいです。言葉は悪いかもしれないけれども、小さな町というのですか、人口の少ないところというふうな捉え方をされてもいいのかなというふうにも私なりに感じておりますけれども、今回、さっき質問の中でも、隣の相馬市においては給食費無料化を検討していきますよと、実施しますよというふうに言われているのだと思うのですけれども、その場合隣の相馬市で給食費が無料化になるというふうになると、新地町は何だ、おくらしているのではないのかというふうな、そ

ういうふうな話とか、いろいろな子育て支援は充実してやっていることは十分認識はしているのですけれども、隣町でそういうふうな無料化というふうなことになるのと、新地町でも何か、一気に無料化というふうなことでなくても、3分の1とか半分とかそういうふうな支援の方法、財源も先ほど言われましたようにありますけれども、その辺の部分を踏まえて検討をしていかななくてはいけないのではないかなと思いますけれども、教育長はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 それでは、給食については、先ほど町長が述べたとおり、施設設備、人件費等、あるいは光熱費等は町で負担、材料費については保護者負担ということが法律では決まっているわけですが、ただ、新地町では材料費も一部負担ということは上がっております。大体割合としては、4対5あるいは6と、数字の多いほうが町で出している分でございます。そういった形で推移しておるのですが、私が前の議会のときに答弁させていただいたのですが、無償化がいいのではないかなというご意見出たときにどんなこと申し上げたかということ、やはり一つは、その給食はなぜ行かという目標には、心身の健全な発達というのが一つ。もう一つは、食に対する正しい理解ということなのです。実はその正しい理解の中には、自然に対する恩恵とか、いわゆる生産、食べられるのは生産があるからだよということで、生産を重んじる態度、つまり農作物をつくっている皆さん方に感謝する気持ち、あるいはそれを、お金を負担していただいている保護者に対して、あるいはその支援していただいている方に対しての感謝の念というのが根底にあるのではないかなということで、それを忘れると、無償ということを先に出してしまって、何でもかんでも無償だということになりますと、進学してから、ほとんどの子が進学するわけですが、この学校では無償ではないのかというような、思いが先走るのかなと案じておるわけでございます。当然弁当の日というのをそのために設けてはおるのです。

そんなことで、これから一つは、国のほうでも子育てに対しての支援を、今一生懸命検討していくところだと聞いております。そういった動向を見ながら、今後町の行財政とも相談しながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 答弁ありがとうございました。

隣の相馬市では、財源が確保されているからやるというふうなことが前提になっているようですけれども、隣の町ということもありますので、その辺も踏まえて今から検討していかななくてはいけないのかなと思います。

2件目の質問で、定住促進のための宅地分譲というようなことで、分譲地の整備を検討しているのだというふうな前向きな答弁だったようにお聞きいたします。駒ヶ嶺地区や新地地区では、民間

が活発に動いている状況にあります。その中で、福田地区においては民間での不動産の動きというようなのは、福田にも土地はいっぱいあるのです、ですけれども、なかなか不動産の動きが少ないことから、民間との競合というふうな部分においては発生しないと考えております。

また、福田地区の若者定住促進住宅については、小学生が中学生になると、家賃の特例とか入居の条件が厳しくなるとか、そういうふうな状況にもなっているわけですので、早急に対応が必要なのではないかなと考えますので、これについてお伺いをいたします。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 宅地分譲の件でございますが、ご質問にあるとおり、駒ヶ嶺地区あるいは新地地区におきましては、それぞれ民間あるいは官のほうで、整備のほうを図っているという部分がございます。福田地区につきましては、若者定住促進住宅を整備するに当たりまして、福田地区のほうで人口減少が続いているというような状況を伺ってございました。それをどうするべきかということで、まずはその若者定住促進をつくることで若い世代を呼び込もうということがございました。その後どうするのかということがございまして、当然宅地分譲まで視野に入れて計画のほうをしてきたところでございます。

今後のご質問のとおり、入居者の方からも福田に住みたいというような意見もいただいていたところもございまして、福田地区のほうです、前向きに分譲のほうを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 福田地区のほうにも検討していくという答弁でございましたけれども、駒ヶ嶺地区、新地地区においてもそういうふうな宅地分譲というふうなことが必要なのだらうと思っておりますけれども、優先順位として福田のほうに定住促進住宅つくった時点から宅地分譲を考えているのだということでございますので、福田地区を優先順位の上位に上げて検討していただければと思います。

最後に、道路・河川の復旧状況についてお伺いいたしたわけですが、復旧状況について完了していないところは、今現在何箇所あるのかお伺いいたします。

○菊地正文議長 岡田健一建設課長。

○岡田健一建設課長 まだ復旧が完了していない箇所につきましては、現在6箇所となっております。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 数多くの災害が発生したわけですが、6箇所まで来ているというふうなことでございますけれども、大分進んでいるなど見受けられます。残りの6箇所も早急に完了していただければと思います。

農作物の被害状況については、さほどではないような状況でございます。

最後に、農地の被害の復旧状況についてお伺いしたわけですが、緊急を要するところから復旧はもちろんだと思うのですが、年度末まで3カ月間というところで、3カ月間にわたって集中していくような状況、あとは一般の仕事も発注する部分もあるかと思われます。そういうふうな状況になって、受注が3月に向けて集中しないのかどうか、これ農林水産課長にお伺いいたします。

○菊地正文議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

農地、そして農業用施設の復旧の部分、緊急を要するところから現在進めておるわけですが、まだ復旧の終わっていないところがございます。確かに年度末、町の一般的な工事が多い中、そして今後農林水産課のほうでも農地、用排水路、こちらのほうの復旧も出していくということで、業者の混雑は予想されるかと思っております。ただ、農地、農業用施設におきましては、春の作付時期というのがございますので、その作付、営農のほうに支障のないように工事のほうは完了させていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 庁舎の中で、私も町の土地改良区の理事会のほうに出席したときに、溜池が大分大きな被害を受けているのだとお伺いをいたしました。溜池は、やっぱり農業にとって一番大切なのだと思います、水がなければ大変なことになります。それが果たして田植えの時期まで間に合うのかどうか、この辺お伺いいたします。

○菊地正文議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 先ほど町長のほうからも答弁ありましたように、溜池の3箇所、林道2箇所につきましては、12月の18日と25日のほうに災害査定を受けることになっております。そのうち溜池3箇所、林道2箇所につきましても、被災の状況が大きいということで、年度内の完了は困難というふうに考えてございます。溜池に関しましては、作付もありますので、営農に支障がないように対策を講じながら工事のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 同様ですが、溜池はやっぱり重要ですので、農地所有者のほうから田んぼに間に合わないということのないようにだけ、完成できないとすれば水を確保して田植えできるような状況に持っていただきたいと思いますので、見通しておいていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりますけれども、大分新年度の予算にかかわってくることを質問いたしましたので、担当課のほうでぜひ予算確保して、私の質問であった部分について予算化をしていただけるものと期待をして、質問を終わります。

○菊地正文議長 これで11番、遠藤満議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午前11時40分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○菊地正文議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。

昨日で、大震災と原発事故から6年9カ月となりました。今なお県が公表している人数だけでも5万3,000人が県内外に避難生活を余儀なくされ、11月6日時点の震災関連死は2,184人とふえ続けているようでございます。町でもLNG基地の建設や駅前開発、防災緑地公園等インフラが整備されていますが、大事なのはなりわいの再生であります。同時にあの震災の中で体を寄り添い、心をつないできたコミュニティの発展が、町の将来につながる礎ともなっていると思っております。励まし、助け合う、困難な時代だからこそ前を向く原動力ともなるキーワードではないでしょうか。町をつくっていくのはやっぱり人なのだとことを申し上げ、質問に入ります。

第1に、個人情報の保護について質問をいたします。日本年金機構における個人情報流出事件は、日本社会に大きな衝撃を与え、多くの住民情報を担う地方自治体にとっても重大な警鐘となりました。総務省はこの事案を受けて、地方自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するため、自治体情報セキュリティ対策検討チームを立ち上げ、1、マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可の設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること。2つ目に、マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、LGWAN接続系統、インターネット接続系を分割すること。3つ目に、都道府県と市町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じること、この3層から成る対策を答申し、それを受けて平成27年12月15日に総務大臣から、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について、その通達が全市町村に出されたわけでございます。

各地方自治体では、上記の3層から成る対策を講じること、県では自治体情報セキュリティクラウドを構築し、市町村の情報をセキュリティ水準確保の支援にも努めることといった中身のようではありますが、大事なことはいかなる状況でも行政における個人情報漏えいなどがあってはなら

ないということでございます。仮に漏えいがあれば、時間やコスト、通常業務の停止、対応等々考えれば、莫大な費用とコストもかかることであり、行政の信用問題にもかかわってまいります。そのためにこういった対策、対応が必要なのか。特にマイナンバーは、地方公共団体関係では福祉関係の各種届け出、年金、生活保護など、また事業者関係では、雇用、健康等の保険事務、税の分野では国税、地方税を問わず、申請書、申告書全般にわたって、納税者、雇用者等の番号記載が求められるわけでありまして。国税庁は、個人番号の記載がないことを持って、税務署が書類を受け取らないということ、受理しないということはないとしておるわけでありまして、漏えいを完全に防げるのかという懸念がございます。2015年6月11日の参議院内閣委員会では、100パーセント情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること、意図的に情報を盗み得る人間がいるというリスク等々については、政府も否定しなかったようでありまして、マイナンバーにおける情報漏えいの対策、対応についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、電算委託業務についてお伺いをいたします。今回の補正予算にも電算システム更新等の予算が計上されていますが、電算関連業務委託はほとんど議会ごとに見受けられるほど多くなってまいりました。ただ、専門的な分野だけに業務委託はしょうがないかもしれませんが、委託に当たって公平性、競争性、経済性等が担保されているのでしょうか。電算委託の全体像、現状と課題についてご所見をお聞かせください。

次に、教育分野における情報化についてお伺いをいたします。さきの臨時議会において、総務省が実施するスマートスクール・プラットフォーム実証事業等、文部科学省が実施する次世代学校支援モデル構築事業を取り入れ、29年から31年まで3カ年で1億2,000万円の事業を導入することになりました。これは、学績情報、成績情報、出欠記録、生徒指導情報、指導計画、保健日誌など校務系システムと、学習ノート、アンケート結果、ドリル学習履歴、板書記録、児童生徒SNS、教員SNSの授業、学習系システムを連携し、活用する事業ですが、児童生徒の個人データを連携させ、活用することから、個人情報保護は最大の鍵でございます。教育分野における情報管理をどのように構築されるのか、ご所見をお聞かせください。

次に、情報管理の体制についてお伺いをいたします。国では、IT戦略を推進をし、平成15年8月に電子自治体推進指針を策定し、基盤整備等を進め、平成19年には新電子自治体推進指針を発表するなど、地方公共団体のオンライン利用促進の取り組みを進めております。一方、デジタル技術は日々進化し、ネットワークセキュリティや情報セキュリティは、高度な専門性も求められてくるようになりました。新地町でもLGWAN、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク、いわゆる総合行政ネットワークを取り入れ、運用を始めていますが、それを維持管理する体制を構築すべきだと思います。現状では、財政係が兼任をしているようでありまして、どのようにお考えなのかご所見をお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、石炭灰加工会社の起業準備についてお伺いをいたします。仙台市の開発

F R C株式会社と酒田の酒井鈴木工業株式会社などが地元の加藤建材株式会社などとともに、福島F R C有限事業組合をつくり、相馬共同火力発電や相馬エネルギーパーク合同会社から石炭灰のフライアッシュやクリンカアッシュ、5万5,000トンを受け入れ、約16億円の事業費で再生、採石等の製造販売を福田北原の民地に計画をしております。現在、関係法令手続を行っているようですが、30年8月着工、31年4月に操業開始予定と聞いております。また、第1回目の地区説明会も開催されたようですが、参加者も少なかったとの話でございました。

さて、インターネットの産経WESTニュースによると、中部電力が8月10日に碧南火力発電所から出荷した石炭灰の一種、クリンカアッシュに環境基準の1.4倍に当たるヒ素が含まれていたと発表しました。グループのテクノ中部が出荷した約190トンを自主回収するとの報道でもあったわけでございます。8月5日にテクノ中部から自主的サンプル検査で、環境基本法16条に定める土壤環境基準を超えるヒ素0.014ミリグラムパーリットルが検出され、改めて中部電力で重金属溶出分析試験を実施した結果、8月9日にヒ素0.013ミリグラムパーリットルを検出したとのこと。クリンカアッシュは、培養土や土壤改良剤として用いられていますが、基準以上ということで自主回収したという結果になりました。

大林組技術研究所が発行した石炭灰の重金属不溶化と改良盛り土材の環境安全性によれば、石炭灰中の微量成分は、熱分解あるいは酸化作用を受け、燃焼過程で微量成分の大部分は石炭灰中に残留し、灰の中の無機質や有機質とし結合して存在しており、フライアッシュの溶出試験、環境庁告示46号溶出試験によると、酵素、六価クロム、ヒ素、亜鉛、水銀、鉛の溶出量が土壤環境基準を超過する灰が多く、これを抑制するためにセメント等による不溶化があるわけですが、そのほかに酸性溶液で灰を洗浄して、微量元素を除去する技術も開発されているとのことでございます。

今回の計画の石炭灰は、産業廃棄物に指定されております。また、調整池の下流には十三奉行堤もあるわけですから、町としてもしっかりと公害防止協定を締結すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、排水は場内処理をして、雨水だけを調整池から流すとのようですが、気候変動の中、ゲリラ豪雨が多いこのごろでございます。その対策もしっかりとりながら、丁寧な地域住民への説明と同意が必要と思われますが、いかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 10番、井上議員のご質問にお答えします。

初めに、マイナンバーにおける情報漏えいの対策と対応ですが、情報漏えいの原因は、誤操作や管理ミス、端末の紛失、置き忘れといった過失によるものと、不正アクセスや目的外使用、不正な情報持ち出しなど不正行為といった故意によるものに分類され、後者は大量の情報漏えいにつながる可能性があります。

マイナンバー制度が施行された今日では、こうした事故が許されないことから、内閣府の特定個人情報保護委員会が提供しているガイドラインに沿って、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針や、個人情報等の適切な取り扱いに関する基本方針を作成し、職員や委託先の管理体制の強化、使用職員を認証する設備や情報提供ネットワークシステムの強靱化対策等を構築し、情報漏えいの対策を行ってまいりました。

次に、電算委託業務における現状と課題であります。財政状況が厳しい中、システム調達や維持管理経費の縮減が難しいこと、直近ではマイナンバーなど国の大規模な制度改正による電算業務は、時間と高度な専門的知識や経験が必要であることから、電算システム変更については専門業者に業務を委託し、対応しております。

国の制度改正によるものは、初期の設備投資額や将来負担となるランニングコストが財政を逼迫する傾向が考えられ、何らかの手当てが必要であると認識していることから、その経費全額の財源確保について国や県に対し要望をしてみたいと考えております。

次に、教育分野における情報管理の状況についてお答えいたします。現在、新地町教育委員会は新地町情報セキュリティポリシー、各学校でも自校化した情報セキュリティポリシーのもと、情報資産流出や漏えいの脅威から保護しつつ、また業務上の利便性を確保しながら、健全で安全な学校教育活動を進めているところです。

新地町が採択を受けた新しい事業、文科省の次世代学校支援モデル構築事業、総務省のスマートスクール・プラットフォーム実証事業では、これまでと同様に新地町情報セキュリティポリシーに基づいて情報を管理しつつ、適切なセキュリティ対策を実施してまいります。主なセキュリティ対策としては、1つには認証機能の強化、2つには障害対策、3つには不正アクセスウイルス対策、4つ目にアクセス制御、5つ目に運用体制の整備などです。これら以外にも必要な対策については順次装備をして、情報の管理を進めてまいります。

次に、情報管理の体制であります。情報セキュリティ対策には、情報を集約し、その利用状況を把握、管理することが必要となります。現有サーバーが保持する情報の性質に応じて外部との接続関係を整理して、メンテナンスに係る作業負担の軽減と管理工数の削減、さらにシステムのトラブル時の即時対応を考慮したハウジング方式で管理してまいります。具体的には、福島県白河市のNTT東日本福島データセンターには、国や県をつなぐL G W A N回線と、インターネット系回線のサーバーを、いわき市にある株式会社F S Kには、個人番号利用事務系の基幹系サーバーの設置をしており、東日本大震災の各自治体の教訓を踏まえ、データの分散化を行い、災害時の対策と個人番号利用事務系と情報系の分離を図り、情報セキュリティ対策強化を行っております。

情報の高度化に伴い、サイバー攻撃系の不正行為も巧妙化になる中、情報セキュリティ対策に関する技術も常に進化しており、その環境に迅速に対応するとともに、情報を取り扱う職員においても、業務の役割、責任、操作方法などの研修において、引き続き管理徹底を図ってまいりたいと

考えております。

次に、石炭灰加工会社の起業準備についてお答えします。現在、相馬共同火力発電株式会社新地発電所等から発生する石炭灰を有効利用した固化施設が、福田の北原地内及び隣接する宮城県山元町の坂元地内において計画されております。

公害防止協定の締結については、事業者から町に事業計画の説明があった際に申し出を行い、事業者から了承を得ております。事業者においては、周辺環境へ悪影響のないよう各種対策を講じた計画としておりますが、町としましては立入調査や不測の事態発生時の措置等を盛り込んだ公害防止協定を締結し、公害の未然防止、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全に努めてまいります。

地域住民の合意についてであります。本年7月に木崎地区、8月に中里・明地地区で説明会を開催し、9月と11月には木崎水利組合長に説明を行った旨、事業者から報告を受けております。また、開発行為に伴う地元水利権者からの同意については、新地町、山元町分ともに承諾をいただいたとの報告を受けております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をします。

今回、個人情報の問題を出しました。この間地方自治体関連で、個人情報の漏えいの事件、先ほど答弁にも出ていましたけれども、インターネットなんかで見ますとかなり出ているようでございます。日本ネットワークセキュリティ協会というところでの調査報告書であります。紛失・置き忘れが29.2パーセント、盗難が19パーセント、誤操作が14.7パーセント、ワームウイルスというのは、これが12パーセント。さらに、可搬記録媒体、いわゆるUSBなどが56.5パーセント、パソコン等が2.5パーセント、紙媒体というのがあります、これが43.8パーセントというようなこともあるようでございます。

今答弁にもありましたように、持ち出して、職員が帰宅時に紛失をした、県立高校で個人情報、USBメモリを校内で紛失した、病院患者情報を病院内で紛失した、緊急連絡網を紛失したとかございます。いろいろあるわけですが、端末からのいわゆる持ち出し厳禁と申しましょうか、持ち出し不可と申しましょうか、さらにはUSBメモリ等の外部へのあれを阻止すると、こういったことが非常に大事かと思っておりますが、この点に関してはどのように対策をとられていますか。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 それではまず、職員関係に対しますUSBメモリ等の持ち出し等でございます。まずは各職員に関しまして、新地町情報セキュリティポリシーの部分を徹底している状況にあります。その組織の体制といたしましては、統括管理者としまして総務課長である私になっております。その下でございますけれども、今議員おっしゃられました情報の部分の担当課におきましては、担当課ごとに管理者を置いて、この誤動作、また紙ベース、USBの使用に関し

て徹底を行っておるところでございます。また、今後こういったUSB関係等の使用の状況に関しても、セーブできるようなシステムが現在開発されているという情報も得ておりますので、そういった部分をいち早くキャッチしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 USB非常に便利なので、簡単に差して外出を、持っていつてはいかんということもありますが、うっかりして持っていつてしまったということを防ぐためにどうするかということなのだろうと思います。「週刊ダイヤモンド」の記事では、セキュリティーに穴はないのか、残念ながらとは言えない。漏れる穴、主なものだけでも2つ想定される。地方自治体と民間企業だと、こういうことを言っております。閉鎖している回線とはいっても、それを動かすのは人間だということで、人は間違ったりするわけですから、職員に対する研修です、こういったことがどの程度の頻度で徹底をされているのか、それが習熟されているのかということについてもお聞かせください。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 職員の周知の部分でございますけれども、今回情報の強靱化ということで6,000万円ほどの事業で構築をいたしました。その際でございますけれども、その使用条件に関しまして、利用する職員に関して周知徹底を図っておるところでございます。また、これまでもおきまして、eラーニングというものにつきまして、情報の部分のセキュリティーに関する部分を講読していただいているところでございますけれども、今後さらにそういった部分におきまして、職員の研修強化の部分を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 そういう方向で徹底してやってほしいと思います。

次、業者関係、電算委託業務に入りますけれども、答弁によりますと、FSK、いわき総合計算センターというのですか、恐らくNTTなどにバックアップと申しましょか、データがあって、いざというときに対応もできるやに答弁がございました。ただ、ご案内のように今電算委託、全体で1億2,000万円ぐらいあるのですか、その中で強靱化のお金が6,000万円ぐらいかかると。強靱化といっても、いわゆる系統を分けて、マイナンバー系、LGWAN接続系、そしてインターネット接続系と、この3つあるようなのですけれども、問題はかなり、今答弁にもありましたように、高度専門性があるがために、これぐらいかかりますと、これこれこうすると6,000万円です、これこれこうすると8,000万円です、例えばです、そうなればそれに町としてきちっと対抗できるのかという問題がございます。当然入札あるいは見積もり合わせなんかでやっていると思いますが、聞くところによると何十年も同じ業者で来ていると。1回やると、この業者なかなかかえるとなると莫

大な金がかかるやの話もありますが、こういった時代でありますから、この辺はどう経済性、整合性、さらには公平性を担保しているかという点について、内部ではどのような議論がなされているかお聞かせください。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 システム機器関係の部分でございます。議員おっしゃられますとおり、まず一つの業者が入りますと、その自治体の部分に関して新たに構築する部分に関しましては、イニシャルコストのほうが高度なものになっております。ただ、1回構築しますと、おおむね5年から7年といったのが通常の電算システムになっております。そういった部分で町といたしましては、更新に関する部分で1社だけの見積もりによる契約ではないと。というのは、この金額が妥当なものかというものを、まず議題にしております。そうした中で、必要の機材であること、さらにその機材単価、さらにはソフトの改良単価が適当であるかといったことで、そのもととなる積算の部分に関しまして、2社並びに3社からの見積もりを再度徴収いたしまして、契約の行為のほうに至っているという事実でございますので、1社の提示した金額、そのままを契約行為としているわけではないと、町といたしましても最小限度のもので契約を行っているというのが現状であります。

以上であります。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほども申し上げましたが、個人情報保護するためには、自治体関係しっかりと閉鎖ループの中で回しながらやるハードの部分、同時にそれを動かす人の部分、あわせて町外業者を委託するわけですから、その業者との契約、対応が、やはりきちっと個人情報保護に通じているかという問題がございます。当然そういった形の中で、業者と委託を契約を結ぶわけですが、個人情報保護、セキュリティ対策の契約条項、こういったことについては特別にこういった国も挙げて、情報セキュリティを強固にしろということでもありますから、こういった町と事業者との契約になっているのか、これについてお聞かせください。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 情報関係の契約等でございます。こちらに関しましても、各ネットワークシステムの情報セキュリティの実施手順書に従いまして、そちらを提出していただいているような形の中で契約を行っております。具体的には町のセキュリティに関する考え方の情報の漏えいした場合の各行政機関に関する手続の方法、さらには災害があったときの警察署なり、消防署に対する措置といったものが町の主なものになっております。また、業者におきましても、同じ手順書の中で窃盗関係等の部分、さらには火災に関する部分、そして情報漏えいに関する部分ということで、あらゆる機関、さらにはネット関係の部分ですとNTTであるとか、そういった部分に関しまして一切のセキュリティに関する手順書を網羅していただいた形の中で、それを提起し

ていただきまして契約行為に持っていつているといった状況でございます。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いろんな何層にもそういった形の中で、うるさいぐらい個人情報の問題、セキュリティ対策は言っても言っても問題がないほどやっぱり重要な課題なのだろうと思います。ただ、そこまでやってもどうしても漏れるという問題がございます。L G W A N だったら絶対大丈夫かという話もございます。これは国でやっているからほとんど大丈夫ではないかみたいなイメージがありますが、これも国では100パーセントということはありません。私どもも「100パーセント」という言葉は原発事故以来、そういうのはないのだということを本当に学ばせていただきました。そういった意味で、どうすれば漏れるのか、その漏れるのをどうやって潰していくかというのが、やっぱり対策の根源なのだろうと思います。

そして、やはりあらゆることをやって、どうしても万が一そういった情報が漏えいする、あるいはシステム関係でそういうおそれがあった場合、やはりL G W A N には今まで国の指導関係でつないでおりましたが、遮断をして、町民の個人情報は守ると。こういったやっぱり決断も必要になってくると思いますが、こういった考え方は持っておられますか。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 情報の漏えいの部分でございます。町といたしましても、先ほど町長答弁申しましたとおり、危機管理に関しまして十分対策を講じております。まず一つに、業者関係等のほうから情報が漏れた部分に関しましては、その対策といたしましては、先ほど申しました基幹系、個人情報に関する部分に関しましては、F S K のほうにございますけれども、そちらの系統を遮断いたしまして、町にバックアップの機種がございます。そういった中で、セキュリティ関係等を踏まえた中で、そちらのほうでまずは対処していく方策を講じている状況にありますので、業者のすみ分け、町のすみ分けといった部分が一つの対策を講じている部分になっております。ただ、情報系でございますけれども、白河にございますN T T です、こちらの部分に関しましては、インターネットと国の回線関係等が主で、そちらに関しましてはおおむね個人情報の部分はないものと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 N T T 関係がL G W A N でしたか、そういうことでおおむねないとはいえ、いざという場合にはやはり遮断をして、町民の情報はきちっと外に出さないというような決断が求められると思っております。

それで、大事なことが、やはりこの電算委託業務関係においても問われるのが、やはりそういった情報関係に精通するといいいましょか、もちろん詳しい専門的な、細部まで分かれとは申しませ

んけれども、ある程度業者と対等に対応できる、システムなどをどの程度のレベルなのかとか、こういう形であるとかという対応できるような職員というのは、委託業務関係をする場合、各担当から総務課あたりに電算委託の相談が来るのではないかと思いますのですが、各担当課で任せていますような話もありましたけれども、この辺の人、人体制はどうなっていますか、お聞かせください。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 情報関係の職員でございますけれども、まずは基幹となる部分に関しましては総務課のほうで管理しております。それに連なった形で各課のシステムが動いているといったことであります。ただ、各課のソフトの運用、改造関係等に関しましては、担当課のほうから総務課のほうに協議をいただいた中で、その構築が適当であるかどうかを確認した上で修正業務のほうを行うシステムとなっております。ただ、議員おっしゃいましたとおり、今それに対応できる総務課の職員は1人でございます。また、その他各課におきましても、対等でできる職員というのが2人しかいないのかなと、町全体では3名程度であると思いますが、こちら3名の協力をいただいた中で、そういった業者との協議を進めながら事業を確立して、これまでもしてまいっております。今後もそういった部分で知恵を絞った中で、業者との対等なレベルで協議を進めていきたいと思っておりますし、また第三者による部分でも協議をしながら事業を展開していきたいと思っております。

以上であります。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 あと情報管理の体制について、その辺について触れようとは思っていましたが、やはり地方自治に堪能でなければ、やはりこのシステムの問題、単に専門家だけではだめなのだろうと思います。ですから、どうしても役場のある程度地方自治に精通をした方がやはり勉強をして対応する必要があるだろう、人材の育成です、こういったことも町長、ぜひ今後は非常に重要な課題ですから、意を用いていただければと思います。

教育分野に入ります。新地町は、22年からICT絆プロジェクト以来、今日まではどのような、今回2つセットにしてやりますよということでしたが、今日までの情報関係、こういったような個人情報セキュリティ対策やっておられるのか。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 今までの情報管理ということで、学校のほうにあります情報につきましては、個人の児童生徒の学籍、成績の情報というようなことになりますが、そういったものにつきまして、まず学校のほうで、管理という部分では持ち出し禁止ということをやっております。また、今回それぞれに学校のほうで情報について、セキュリティポリシーを持って漏えいのないようにということで管理しております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今までは普通の回線を使って、ファイアウォールとか、役場のあれを通してやっていたと思いますが、今回6,000万円をかけて新しいシステムをつくるということで、それがより強固になるのかどうなのかという、先ほどの町全体の強靱化対策のような対策がとられるのかなということの答弁を期待しておりましたが、この辺についても、長くなるでしょうから後から答弁してもらいますけれども、今回個人情報とデータと連携して子どものデータを活用すると。前段申し上げましたように、いろんな漏えい事件の背景に、データを持って行って落とした、なくした、これが一番の大きな問題があります。学校の先生なんかよく家庭に持ち帰って点数をつけたり、いろんなことをやります。あるいは生徒指導なんかに行って、iPadなんかもし持っていく場合もあるのかもしれませんが。そういったときの問題で漏れる危険性があるということを考えれば、やはり今回の連結をするということを前提にするのであれば、データを一切持ち出してはならぬと。もっと言えば、新地の学校では学校以外は仕事をしないみたいな、そうはなりませんけれども、それぐらい徹底してやはり情報を管理すると。持ち出した場合は、きちっと報告をする、あるいは先ほどこちよっとありましたけれども、アクセスあったらどこか役場のあれでぱっとランプがつくみたいな、そういったシステムになるのかどうなのか。そこまでしないと子どものデータが大変なことになるという問題があります。

ご案内のように、1回データが外に流出をすれば、それを削除するというのはなかなか困難だという話がございます。また、いろんな生徒指導なんかのデータも入ります。生徒指導で自殺をしたという事件が最近もあったやに聞きますけれども、そういった重大事案に発生することもありますので、その辺は徹底すべきではないかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 ただいまの質問、あと先ほどの学校での情報管理という部分で、今現在もクラウド上にあるコンテンツを使うという部分があります。そういう部分に関しましては、それぞれIDなどでアクセス制御をしまして、ID、パスワード、そういったものを使って情報がほかに漏れないようにと、学校以外からはアクセスできないような対策をしております。

そして、あと今度新しく始まる事業につきまして、成績の情報だったり、あと出席状況です、そういったものをクラウド上で連携させて、学校の先生が評価したり、そういったものに使う、生徒指導に使うというようなことで、クラウド上で連携させるわけですが、当然それが盗み見られたりとか、盗聴されたり、外部からアクセスされたりというようなことでは全然セキュリティーが守られていないということになりますので、こちらでも認証機能を使って、ほかからはアクセスできないようにする、またそういったところの情報を流す場合には、それぞれの情報を暗号化させて、それを何らかの方法で入手したとしても、それが解読できないような、また情報を全て名前と成績、生徒指導、そういった情報を全てそろえて管理しておくわけではなく、それを切り離した状態で、手

元に来たときに自分のところでは全てつながるのですが、外部に出ている間はそういったものが個人を特定できないような形にして管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 例えば先生方、インターネットで情報として授業に使うでしょう、例えば役場の場合は、つい最近ですか、仮想ブラウザというのをを使って、県のサーバーに持って行って、ウイルスないかと、メールでも写真でもデータでも、それを通して持ってきて自分のあれに入れるという形にしているのです。職員の方々から何人かから言われました、大変だと。でも、やはりここまでしないとセキュリティー担保できないということなのです。今クラウド、学校のクラウドというので中でいろいろやりますよと。ここが学校のシステムなのでしょうけれども、役場でやっているような、このセキュリティーのレベルになるのかということです、この鈴木校務シリーズとか、よくわかりませんが、eライブラリとかいろんなものがありますね、これ。そういう業者と今総務省あたりが連携をして、そしてもうつくっているのでしょうか、ハードを。ただ、役場でこういうL G W A Nと一緒にようにつくっているような、ある程度の水準を持ったシステムになるのかどうなのか。これ実証事業ですから、実験みたいなものですがけれども、本当はやはり個人情報絶対、絶対ということはありませんけれども、間違いなく、今の最高水準の技術で守られるかどうかという問題なのです。このシステムでどうなのかと、この辺の判断の問題もあるとは思いますが、そこが役場の水準と同じような対応策でやっているかどうか、もう一度ご答弁願います。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 学校でこれから実証するシステムが、役場のほうでやっているのと同じ水準かというようなことになりますが、システムが違うので全く同じという形にはなりません。議員からもありましたように、100パーセントというのはありません。ただ今学校で使っている、これからやろうとするシステムにつきましては、先ほども申し上げましたように、暗号化や認証などを使って漏れないように、あと万が一漏れた場合でも特定できないような工夫をして、こういった事業のほうに取り組んでまいります。

以上となります。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 あわせて先生方、あるいはI C T支援員、学校に関係する人全ての人に、先ほども役場関係であったり、いわゆるセキュリティー研修会と、こういったものをきちっとやってもらいたいと。これは、年に一遍やればいいということではなくて、これもやはり習熟する必要がありますから、意外と危機感というのが薄い場合もあります。特に学校の場合は子どものデータですから、やっぱりこれが流出すると、一般のデータも大変なのですけれども、もっと大変な問題になる可能性も出てまいりますので、こういった研修会をきっちりやってほしいと思いますが、この辺

についてお願いします。

○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 教育長です。今までも情報モラル講習会という形で、そのアドバイザーの養成講座も含めてです、夏季休業中に、県の教育センターとも連携して、情報モラル、あるいは情報漏えいを防ぐ手だてを行っております。今回も先ほど井上議員からもご指摘ありましたけれども、今度新たにガイドラインが文科省から出たわけですので、文科省の事業も一緒にやっているわけですから、ガイドラインも参考にしながら、外部の先生方あるいは前まではトップを走っていたわけですから、その名に恥じないように、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものを、新たに改定して、できるだけ完全に近いものにして、そのモデルとなるような形に取り組んでまいりたいと思っております。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 前段も申し上げましたけれども、人は間違いを犯すということを前提に構築しなければならぬということを訴えたいと思うのです。今までも何回もこの議場でもお話をしましたけれども、パソコンそのものはツールであると。いろんな事業がこれだけどんどん、どんどん、次から次に入ってくると、どうも電算、パソコンに振り回されてはいないかと、こういった懸念もございます。さらには、今度は子どものデータ、個人情報も入ってくるようなところですので、例えば先生、80点だったのが、間違って0点ぽんと押してしまったと。それに気づかずずっと推移してしまったみたいなことで、両方見て常にわかっていればいいですけれども、先生も忙しいですから、そのまま推移するようなことが出てくるおそれはないかということで、やはり常に情報のチェック、ダブルチェックみたいなことをでき得るかということです。やはり学校のそういったループの中でも、6,000万円もかけるのですから、そういった間違いを見抜ける問題とか、侵入検知とか防衛システムとか、そういったものが、なったらばすぐぱっと分かるようなシステムならなおいいのですけれども、そこら辺で人間は間違いを犯すということを前提に、そういったことも加味しながら、要するにデジタルではなくて、アナログでも点検できるような体制を常にとっておかないと、何かそればかりになりはしないかと。先生だって人間ですから、忙しくなりはしないかということも思います。そういった意味で、人材の確保も大事ですけれども、そういった体制を教育委員会でもきちっととっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 今年も文科省、総務省からも、あとは業者の方がおいでです。そこで申し上げたのですが、やはり問題のない生徒はいないということではありませぬので、児童生徒には全て問題があると考えて、情報漏えいしないよう、特に健全な生徒、いわゆる不登校を行わない生徒を立ち上げていかななくてはならないということがありましたので、そういったことも申し上げてあります。今日もそういったことで実証の研究に入っているところでございます。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 そういう方向で取り組んでほしいと思います。

最後に、情報管理でありますけれども、これは町長に答弁をしていただきたいと思います。今までお話をした中で、やはり役場全体が情報をもつすごい高度な発展してくる情報社会に入ってきて、好むと好まざるとにかかわらず、それをやっぱりきちっと習熟をして、通常業務にやっていかなくてはならぬ、なおかつセキュリティー対策も万全にしないといけないという問題がございます。こういった中で、やっぱり町の事務分掌として、総務、管財係が兼任しているというような形で、先ほど答弁の中で、3人ぐらい協力し合ってやっておるといこともございますけれども、やはり副町長などを長とした情報セキュリティー委員会といいましょうか、そういった中できちっと体制をとって、職員の育成であるとか、あるいはいろんな課題、問題がある場合に、そこで議論をするとか、教育委員会の話もしましたけれども、これも町全体の問題です、それは教育委員会でやればいいということではないわけですから、町全体でそういった情報セキュリティー対策委員会というのを立ち上げながら、今後本来であれば情報対策課みたいな形があればいいのですが、小さい町ですからそうもいきません。そういった方向を、ぜひ構築していただきたい。情報管理の体制についての構築について答弁をお願いします。

○菊地正文議長 佐藤清孝副町長。

○佐藤清孝副町長 まさに個人情報については、この漏えい問題、大変な問題だというふうに思います。総務課長がいろいろ庁内の情報管理について申し上げました。今町のほうでは、この情報管理の部分で私が会長となって、そういう組織がつくられております。そしてまた、情報セキュリティーポリシーというものもありまして、これに沿って職員の指導も含めて、いろいろ情報漏えいを含めて情報管理を進めているわけでございます。これから万が一何かあった場合については、当然ながら総務課長を通じて我々のほうに上がってくるわけでございますので、そういう部分で安全の体制の中でこの問題に対処していこうというふうに思っています。

人材育成については、今総務課のほうで担当をしておりますが、より研修を深めて、この情報管理の漏えいのないように、さらに研修を深めてやるというふうに思っております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次に入ります。

公害防止協定のお話でございます。答弁の中で、締結の方向で行くということですが、産業廃棄物ということもございまして、私前に新地鉱産の公害防止協定をちょっと焼いていただきましたが、非常に立入検査であるとか、あるいは万が一の場合はきちっと情報を公開をするとか、そういった細目協定書までつけた、なかなかまめに網羅した内容だなということも思っております。今回産廃を扱うということで、公害防止協定というのは公害防止基本法に基づくのでしょうか

も、こういった形になるのかお聞かせいただければと思います。

○菊地正文議長 菅野正浩町民課長。

○菅野正浩町民課長 公害防止協定の内容についてでございますが、産廃処理の中間処理施設の計画ということでございまして、公害防止協定の締結の際には事業内容であったり、設備の状況から事業者と協議を行って、内容を決定してございます。今回については、現時点では粉じんの飛散防止、それから騒音、振動の防止、水質汚濁、土壌汚染対策、これについて現在検討をしております。

立入検査等、先ほど町長答弁申しましたとおりでございますが、立入調査等も当然設けておりますし、さらには不測の事態の発生時の措置等についても当然のごとくそれは盛り込んでございます。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、水利組合の合意が宮城県側も出ているやにお聞きをいたしました。宮城県の上平地区での説明会のときは大変水質の、水の問題で質問が出たやに伺っておりますが、今の答弁では合意が出たということでもあります。ただ、どうしても場外には出しませんよということですが、ゲリラ豪雨というのが今多いですね、そういう点が、例えば50ミリとか100ミリとかだっと流れるというふうになる場合の対策も含めて、やはりしっかりと地域住民にこういう対策をとるといようなことをやっておりませんと、あの下流、十三奉行もございますし、住宅地もございます。そういった意味での町としての指導です、こういったことを徹底していただきたいと思いますが、この辺について答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○菊地正文議長 菅野正浩町民課長。

○菅野正浩町民課長 公害防止協定の締結の中で、当然地元地区からの意見、それから関係省庁との許可、協議の中での意見等を踏まえて、事業者がこれから設備等について最終的に固まっていくものと思います。その段階で、町としてもそういったことの周辺環境に悪影響のないように徹底して町からもお願いをして、公害防止協定の中に盛り込んで締結をしまいたいと考えています。

ゲリラ豪雨につきましては、開発許可の中で30年に1度の雨量を検討して、今調整池の設計を行っているということでお話を伺っております。

○菊地正文議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時32分 散 会

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成29年第6回新地町議会定例会

議事日程（第4号）

平成29年12月13日（水曜日）午前10時開議

追加日程第 1 議案の報告上程

追加日程第 2 提案者の説明

第 1 議案第63号 新地町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について

第 2 議案第64号 新地町いじめ等調査委員会設置条例の制定について

第 3 議案第65号 新地町いじめ等再調査委員会設置条例の制定について

第 4 議案第66号 新地町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

第 5 議案第67号 新地町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

第 6 議案第68号 新地町駐車場条例の制定について

第 7 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第70号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第71号 新地町税条例の一部を改正する条例について

第10 議案第72号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例について

第11 議案第73号 新地町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

第12 議案第74号 新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

追加日程第 3 議案第83号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 4 議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 5 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第13 議案第75号 新地南工業団地B地区造成工事請負変更契約について

第14 議案第76号 ふくしま森林再生事業森林整備業務委託変更契約について

追加日程第 6 議案第86号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負契約について

第15 議案第77号 字の区域の変更について

第16 議案第78号 訴えの提起について

第17 議案第79号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第5号）について

- 第 18 議案第 80 号 平成 29 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 19 議案第 81 号 平成 29 年度新地町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 20 議案第 82 号 平成 29 年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加日程第 7 議案第 87 号 平成 29 年度新地町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 追加日程第 8 議案第 88 号 平成 29 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 追加日程第 9 議案第 89 号 平成 29 年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加日程第 10 議案第 90 号 平成 29 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 21 陳情審査委員長報告
- 第 22 意見書（案）審議
- 第 23 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１２名）

１番	齋藤充明	議員	２番	吉田博	議員
３番	三宅信幸	議員	４番	寺島浩文	議員
５番	八巻秀行	議員	６番	八巻孝	議員
７番	目黒静雄	議員	８番	森一馬	議員
９番	鈴木利	議員	１０番	井上和文	議員
１１番	遠藤満	議員	１２番	菊地正文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤憲郎
副町長	佐藤孝
教育長	佐々木孝司
総務課長兼 会計管理 者	岡崎利光
復興推進課長	小野好生
企画振興課長	泉田晴平
税務課長	目黒佳子
町民課長	菅野正浩
健康福祉課長	小野和彦
農林水産課長 兼農業委員 会事務局局長	八巻隆
建設課長	岡田健一
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文

職務のための議場出席者

事務局長	平間正光
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎日程の追加

○菊地正文議長 次に、議事日程はお手元に配付のとおりであります、町長から追加議案8件の提出がありました。

お諮りします。これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議案8件を日程に追加することに決定しました。

ここで変更議事日程配付のため、暫時休議をいたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 再 開

○菊地正文議長 それでは、再開をいたします。

◎議案の報告上程

○菊地正文議長 追加日程第1、議案の報告上程については、ただいま町長から提出された議案第83号から議案第90号までの8件を上程いたします。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 追加日程第2、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 本日追加提案しました議案についてご説明申し上げます。

議案第83号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる等、所要の改正を行うものであります。

議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年10月3日に行われた福島県人事院勧告に準じ、若年層の給料月額を平均0.1パーセント、勤勉手当の支給割

合を0.1月分引き上げるとともに、通勤手当については平成30年4月から引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第86号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負契約につきましては、環境産業共生型の復興まちづくりによる天然ガスを活用した熱電併給の施設整備を行うため、12月1日に指名競争入札に付した結果、日比谷総合設備株式会社東北支店上席執行役員支店長、峯田喜次郎が9億9,738万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第6号）、議案第88号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第89号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第90号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、福島県人事院勧告に準じ、特別職及び一般職の給与費及び共済費の人件費を予算計上するものであります。

一般会計補正予算（第6号）では、歳入歳出それぞれ622万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ116億2,756万4,000円とするもので、歳出の給与費及び特別会計への繰出金622万円全額は、特別とん譲与税による歳入となっております。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ12億8,184万4,000円とするものです。給与費18万7,000円全額、一般会計からの繰入金となっております。

なお、本補正予算は国民健康保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ2億5,797万2,000円とするものです。給与費8万2,000円は全額、一般会計からの繰入金となっております。

次に、新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出総額9,756万7,000円は当初予算と変わらず、人件費4万8,000円は、予備費との組み替え予算で調整を行ったところであります。

以上、追加議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○菊地正文議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時50分 再 開

○菊地正文議長 それでは、再開をします。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第1、議案第63号 新地町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回いじめ関連3本が出ております。全協などでも説明があったように、小高、南相馬市での自殺事件を背景に、体制を整備してこれに当たるといようなお話がありましたが、今小・中学校700人ぐらいいますか、この実態がどうなっているのかということをもっとお聞きをしたいと思います。

さらに、いろんないじめ問題、今までも何回もこの議会でも議論になって、それで教育委員会内部でも学校でもいろいろ取り組みをされていると思うのですが、子どもの命最優先、さらにささいなことでも様子見をしないで、全教職員共通あるいは保護者へきちっと情報公開をしているのかとか、あるいは子どもの自主性を高める、助け合う活動というのですか、最近英語を早くやれとか、勉強もいっぱいやりなさいとか、かなりそういう社会的な時間が少なくなっているのではないとか、これはもしそういったことが起きた場合に、被害者とかの遺族の知る権利と申しましょうか、情報の公開の状況もはっきりするような、内規できちっと議論をしているのかどうなのかも含めてです、お聞かせをいただきたい。

○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 それでは、今の井上議員のことにお答え申し上げたいと思います。

いじめ防止法ができてから大分時がたっております。各学校ともいじめがあった場合についての想定として、学校できちんと定めております。さらに、教育委員会でも今までも定めて対処してきたわけでございます。今年の4月からいじめ防止法の中に、けんかもいじめとするというような項目が出てまいりました。そういった点で、子どもたちの中でいさかいがあった場合について、幾つかの事例は出ております。必ずささいなことでも町の教育委員会には報告するという約束を取り交わしてございますので、教育委員会まで案件が上がってきた事例はございますが、ほとんどは学校の中で解決されておりますという報告をいただいております。件数としてはない学校、あるいはあっても一、二件というような形で現在のところ進んでおりますが、今回上程申し上げましたのは、必ずいじめはあるという前提のもとに、そういったことに速やかに対応して、健全な個人の尊厳を損なうことのないように教育委員会では対応してまいりたいという趣旨から、ここに上程し、承認を得たいと考えたわけでございます。

よろしく願いいたします。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回後から出ますが、再調査なども受けて、きちっと今の事件、自殺事件に対応できるようにはしているのですが、やっぱり大事なのは学校で、あるいは教育委員会等の努力と同時に、またそういった実態を保護者にきちっと情報公開をしていくと。いざ何かそういった加害者、被害者はもちろん、きちっと丁寧な対応しなければなりませんけれども、情報をきちっと公開をすると、そういうことが、宮城県でもどこでも足りないから裁判になったりとかといろいろなっているのかなと私は思うわけでございます。そういった意味で、そういったコミュニケーション、先生方、教育委員会方とのコミュニケーションをしっかりと密にすることと、子どもたちもストレスがたまっているのであろうと、これを解放するような、教員の多忙化の解消であるとか、向き合う時間をしっかりと確保するとか、こういった環境整備についてもう一度答弁をしていただきたいと思います。

○菊地正文議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 それで、今回のような形になったわけですが、教育委員会についても、教育長については当然新しい新教育制度になりまして、民意の反映の象徴といいますか、それが町長さんでございますので、町の町長さんのほうから、これおかしいのではないかというような意見が出た場合には、一番最後のところでございますが、教育委員会を外してございますが、その中で第三者的な視点で調査を行って、きちんと真意をたずという方向性もここに打ち出しておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○菊地正文議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第63号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 新地町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第2、議案第64号 新地町いじめ等調査委員会設置条例の制定についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第64号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 新地町いじめ等調査委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第3、議案第65号 新地町いじめ等再調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第65号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 新地町いじめ等再調査委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第4、議案第66号 新地町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 農業委員会法の改正に伴いまして、今回新地町の農業委員の定数を改正するわけでございますけれども、公選から市町村長の任命権となりましたけれども、この選考基準、それと議会との関係についてお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

選考基準につきましては、農業委員につきましては基本的には公募、推薦というような形で募集をいたします。募集のあった者の中から農業委員として選考していくということの中で、農業委員会の委員の選考委員会を設置する計画となっております。その選考委員会の中で募集のあった方からこれまでの農業の状況等を考慮しながら選考していくと。選考して、最後に町長のほうに提案申し上げ、町長が議会の同意を得て任命するというような運びとなっております。

議会とのかかわりですけれども、これまでの農業委員につきましては、議会からの推薦枠というのがございました。今回から議会からの推薦枠というものはなくなりまして、あくまでも公募による募集、そして選考委員会による選考というような形になります。

以上であります。

○菊地正文議長 1番、齋藤充明議員。

○1番齋藤充明議員 一般公募を行うと、選考委員会を開いて町長のほうに答申するというお話でございましたけれども、せっかく農業委員会の改正に伴って、やっぱり町の基幹産業である農業を活性化していく、執行していくということは重要だろうと思います。そういう中で、やっぱり女性の委員がいないわけですが、そういった配慮、あるいは若い人を入れると、そういったことの方法、そういったことはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○菊地正文議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 今回の改正農業委員会法の中でも女性の方、そして50未満の若い委員というようなことで、法的には必ず入れなければならないとはなっておりませんが、今回町のほうでも女性、そして50歳未満の若い方、なおかつ農業に中立な方、そういうのを選出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○菊地正文議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第66号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 新地町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第5、議案第67号 新地町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 新地町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第6、議案第68号 新地町駐車場条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番、八巻孝議員。

○6番八巻 孝議員 それでは、私は二、三ご質問申し上げたいと存じます。

まず、この駐車場条例であります。第2条によりまして、通勤者、さらには通学者等を対象にした駐車場利用に対する条例制定であります。条例案の中を見ますと、駅前全ての駐車場が有料になるというような内容でございます。さらに、大変この内容は粗っぽい内容だなというふう思うわけですが、これで利用者、住民の理解が得られるのかどうか、私は疑問でございます。

例えば3時間までは無料だというようなことでありますが、3時間1分から24時間までは300円。そうしますと、例えば3時間から4時間までは100円とか、それからそれ以降は200円とか、そういうようなきめ細かい内容が求められてくるのだろうというふうに思うわけですが、そういったものもかなり議論をされてきたと思うのですが、私はそういった問題があるというふうに見ております。

さらには、第5条関係が、料金の今申し上げたようなことでありますが、ほかの駒ヶ嶺駐車場などの整合性はどのようにとっておられるのかご質問を申し上げます。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ご質問の件につきましては、3時間を超えた方の部分かなというふうに理解しておりますけれども、質問にありましたとおり、3時間までは基本的に駅を利用してもしなくても、あとは駅前の公園等々を利用してもしなくても、基本的には同じということでありまして、無償という形になっています。3時間を超えた場合につきましては、有償というふうにしているのですが、ご承知のとおり駅前に今商業施設等々もできます。商業施設等々で、飲食関係をするに当たっても、3時間ぐらいあれば間に合うだろうという考えも一つはありますけれども、ただそれを超えた場合の部分につきましては、例えば考えられますのは交流センター等との利用等々もございます、これが3時間で終わるのかという話があると思うのですけれども、そういった3時間を超える部分の利用につきましては、交流センターあるいは複合商業施設のほうに入庫から、利用していただければの話なのですけれども、24時間までは無償にする設定を考えておりますので、そういった意味では、十分に利用していただけるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それと、駒ヶ嶺の駐車場との関係性でありますけれども、内部で大分議論はさせていただきました。駒ヶ嶺のほうも基本的には月極の駐車場であるということでありまして、料金的には新地駅と駒ヶ嶺駅、こちらも月極駐車場の料金的には同じでございます。ただ、駒ヶ嶺駅前のロータリーというか、ちょっと広場ありますけれども、そこには一時利用できるような形で何台かとめるスペースがありますけれども、そこは無償という形にはなっているようでございますが、そのような形で、新地駅も無償はございませんが、施設を利用していただくことにより無償になるということで考えております。

以上です。

○菊地正文議長 6番、八巻孝議員。

○6番八巻 孝議員 今ご説明があったのですが、大変不可解な部分があります。町長が認めた場合というようなことがありますけれども、例えば無料の範囲とか、そういったものが全然反映されていない条例ではないのかというふうに思うわけですが、その辺が整備されないうちは時期早尚だろうと。それを整備してみんなが、住民が納得してから、これ大切な条例でありますので、そ

ういった町の配慮が必要ではないかというふうに思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 そのあたりにつきましては、施行規則、こちらのほうに定めてございまして、そちらのほうに道路交通法によります緊急自動車、あるいは駐車場の維持管理に係る自動車、あとは国関係、または地方公共団体の自動車関係です、そういったものが無料になるというふうな設定をしております、その他の部分のところで町長が免除の必要があると認める自動車ということで、先ほど申し上げましたとおり施設を利用していただける方、これについては24時間まで無料にしたいという考えでございます。

以上です。

○菊地正文議長 7番、目黒静雄議員。

○7番目黒静雄議員 駐車場について質問します。先日の全員協議会の中でそれら話を受けたのですが、その後私聞いたところによると、復興事業に関連しては無料駐車場はできないというようなことがあると聞いたのですけれども、その点1点。

もう一点は、3時間以内となっているのですが、大体あそこ利用するのは新地駅を利用する人が多いと思う、新地駅を利用するという人は、仙台に買い物に行ったりする人が多数ではないかと思う、あの駐車場を利用する人となると。仙台に行くとなると、3時間ではとっても無理、原町あたりもちょっと無理かもわからない、5時間、6時間くらい無料にするのかなとも思っていたのですけれども、3時間に決めた根拠は何なのか、この2点。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 まず、復興交付金関係の話ございました。議論した中で、有料駐車場を設定するという考えで来ましたので、ゲートを設けるということで、これは復興交付金の対応という形になってございます。ゲートを設ける限りは、無償という形にもちょっと運営上、交付金上よろしくありませんので、そういった形でもあるのですが、仙台に行った方が、買い物等で利用された方が無償にならないのかという話かと思うのですが、基本的には駐車場を利用していただく方には300円をいただきたいという考えでございまして、先ほど申し上げましたとおり、ただし施設のほうを利用していただければ無償の処理ができるというような考えでございます。

3時間に決めた根拠ということありましたが、これもいろいろと議論はさせていただいたところでございます。しかしながら、通勤通学の方の月極の方の関係の均衡といいますか、その辺も考えまして、時間設定を何時間にするのが適当なのかということはあったのですが、買い物程度をしていただく方につきましては、基本的に料金のほういただきましょうという考えで3時間としているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 7番、目黒静雄議員。

○7番目黒静雄議員 復興事業を活用した場合には、無料ではできないというようなことをちょっと聞いたのですけれども、そのことはどうなのか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 復興交付金でゲートのほうをつくっております。ですので、ゲートを設けて無料のまま運用するということは、これは運用上問題がありますので、それはちょっとできません。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今2名の議員の方からの質問ありましたけれども、私の質問はちょっと重複するところもあろうかと思えますけれども、まず新地町の駐車場の条例です、地方自治法第244条2の1項の趣旨と、それから駐車場法に基づいて設置するというようなことは理解いたしました。この条例の第5条に、駐車料金を納めなければならないとあります。この駐車料の徴収の目的、これは何のためかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 この駐車場の料金につきましては、基本的には駐車場の維持管理等々もございまして、今現在ですと、夜間照明等をつけてございますが、そちらのほうに充当させていただいております。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 前の全員協議会の中で、賑わいづくりの商業施設を利用した方、これは駐車料金を無料にするというような説明がありました。この商業施設を利用する証明書です、証明は誰がどのような方法で証明するのかお伺いします。

また、この商業施設の利用者が、無料になった分の料金は誰が負担するのか、あわせてお伺いします。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 無償の証明といたしますか、処理の関係ですけれども、駅前の交流センターあるいは商業施設のほうに、駐車場の入庫時にチケットを発券するわけでございますけれども、そのチケットを持って、入庫の時間が基準となるわけでございますが、そのチケットを持って交流センターあるいはその商業施設等で飲食等していただいた後に、その各店でチケットの無償処理をしていただく形になります。それを持ってそのままゲートのほうに入れていただければ、お金を支払わずともゲートのバーが上がるというような形になってございます。

無償にした場合のお金の負担は誰がするのかということではありますが、その部分につきましては、誰が負担するということでもございません。特段その分の負担を維持管理等々に充当できないがために何か不都合が起きるとか、そういうわけではございませんので、今現在は月極駐車場の定

期的にいただけるお金でもって今運用しているというところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今のお話ですと、商業施設を利用した人の無償化については、これは負担する人もいないというのですか、施設のオーナーが負担しないというように理解しておりますけれども、そうしますと交流センターあるいは商業施設を利用しない人は、大方鉄道の利用者ということになるかと思っておりますけれども、この鉄道の利用者だけで、この維持費というようなものが賄われるというような感じになります、そう受けとめられます。また、この商業施設のほうで負担がないというのであれば、例えば仙台に行って3時間過ぎてしまった、店があいていた、その店に入っても顔見知りで、ちょっとこれお願いしますと言えば、私がオーナーだったら別に負担もないのですから、わかったよというようなことになるかと思うのです。そうした場合に、これあってもなくても、料金の徴収、これあってもなくても同じではないのかなというような、実入りが少なくなるのではないかなというような懸念にもなります。

したがって、先ほど八巻孝議員が言ったように、ちょっと不公平な部分があって、この条例の整備が抜けている部分が、安全ではない部分があるというように思料しますけれども、この辺をどうお考えでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 まず、料金を無償にすることにつきましては、我々駅を利用してどこかに行っていただいた後、3時間を超えたときには300円いただきますということで今設定をしているところであります。ただ、その駐車料金です、300円を支払いたくないという言い方はちょっと適切かどうか分かりませんが、そういう方につきましては商業施設でお金を落としていただくことによって無償化になるということですので、いわゆる一種のインセンティブになるのかなというふうに考えておりますので、逆に商業施設のテナント様から見れば、そういう意味ではちょっといい方面に働いているのではないかなというふうに考えております。

ただ、今吉田議員おっしゃるような、顔見知りの方でどうのこうのという話ありましたけれども、その辺に関しましては、役場のほうでもテナントの方に指導していきたいと思っておりますし、そういうことがないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番吉田 博議員 今不公平感というようなことでお話ししましたけれども、商業施設も、これは町のほうにお金を払って、そして借りている、家賃を払って借りている施設。次に予定されているホテル、温浴施設……

○菊地正文議長 吉田議員、4回目になりました。3回と規定がありまして、一応3回終わりましたので、途中までやったのですから、言いたいこと言って終わってください。

○2番吉田 博議員 それで、そのホテルあるいは温浴施設については、町から恐らくその駐車場の部分というのは借りていると思います。こちらの商業施設のオーナーは、駐車場をお客さんが使って、それをいわゆる判こ押すかどうか、そういう無償処理をした場合は負担がない。同じ駅前で、そして町が関与しているそういった施設で、私は大変不公平感があるということを思っておりますので、お話をさせていただきました。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 済みません、いろいろもう出ましたので、簡潔にお伺いします。

今回の西口駐車場は全て月極、一般の方、全て有料ということであります。無料がないということですね。今後これに関連して、今度東口にも駐車場ができるはずなのですが、これは月極で、同じ料金、同じ条件だというふうに伺っていますけれども、これで間違いないでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 駒ヶ嶺駅前、あるいは今の西口で運用させていただいている条件と同様でございます。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 私も以前の一般質問で月極を無料にする、仙台に仕事を持っている方が新地に今度移り住んで、そういう方の多少なりの優遇策ということで一般質問もした経緯もありますので、そういったことをやはりやるべきだとは思っております。あと無料駐車場もある程度は必要だと思っております。東口も月極ということなのですけれども、西口がこれは全部埋まるのでしょうか、もう埋まって、足りないから東口にも月極を決めるという形の事を考えているのかどうか。東口というのは非常に行くのに大変なところなので、やはり月極にすると不公平感が出るのではないかなと思うのです。大分県道にぐっと回って入ってくるようなところなので、そういったところはいかなのでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 今復興事業、各町あるいは県事業で行っている都合上、東口のほう非常に使いづらい状況になっているかと思えます。今東口の駐車場自体はもうできてはいるのですが、実は駐車場を運用するに当たりまして、西口と東口の駐車場どちらがいいかということで、利用者の方に要望をとっておりました。東口を希望されている方につきましては、暫定的に今の道路事情の関係で西口のほうに今置いていただいているという経過がございまして、不公平感という今お話ありましたけれども、西口にも50台の計画ですけれども、今要望されている方で十五、六人いますので、道路のほうは県道相馬亘理線のほうができれば、さらにふえるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 不公平感の話もしましたけれども、はっきりと今回の震災で、西側に住んでいる方のほうが多いので、やはり県道まで下がって行って入る方も多いのだと思います。本音から言いますと、東口ぐらいは無料駐車場にするべきではないかという考えも持っていたのです。これは先ほど言ったように復興交付金でやる事業ですので、有料化ということなのでしょうけれども、将来的に中身を見直すという柔軟性があるのでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 今回駐車場の条例のほうを提案させていただいているところでありますけれども、今後ちょっと社会情勢等々もあるのかどうか分かりませんが、当然ながら社会の変動に伴うことについて追従するといえますか、そういったことに合わせていくことは十分考えられるかというふうに思います。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 いろいろご質問出ていますけれども、1つは利用率の問題です。今回西口に273台の駐車場ができるわけですが、全て有料ということなのです。現在見ても、まだ十分には塞がっていない、大体充足しているのかなと。無料についてもそんなにあいていない状況と見えています。そういう中で、200台を超す駐車場の利用率、どんなふうに見えていますか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 現在の状況を見ますと、確かに八巻議員おっしゃるとおりの部分があるかと思います。とは言いながらも、日によってはとめる場所がないというふうな声もいただいているようなところでございます。さらに、でもそれを超える、270台もの駐車場が必要かという話ではありますけれども、ご承知のとおり駅前に交流センターございます。こちらでイベントをやるとなった場合に、こういった駐車場を利用させていただくようなことを考えておりますので、このような台数になっているというところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 もちろんその交流センターでイベント事業を考えればそうだと思いますけれども、有料という立場で考えますと、なかなかイベント時以外は有料ということですので、大変多いのではないかなと思いますし、2,500万円もする機械を導入しての費用効果を考えますと、ちょっと頭をかしげるわけであります。やはり状況を見ながら設置をするということではできないのでしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 この工事につきましては、既にその後工事ということで契約のほうしておりまして、既に工事自体も、機械自体も発注しております。ですので、今の考えどおり工事のほう進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○菊地正文議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 それで、実は現在月極で取っているわけですが、新地町の条例規則でそういう決めというもの、私は見たことないのですけれども、どんなふうに決めていますか、何によって、根拠は何でしょうか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 使用料の設定につきましては、地方自治法の225条、226条、228条の3条に基づいて設定しております。

以上でございます。

○菊地正文議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 反対討論をさせていただきます。

理由は、先ほど質疑の中で申しましたけれども、この新地町の駐車場の条例には不公平感があります。よって、この条例には反対をしたいと思います。

○菊地正文議長 8番、森一馬議員。

○8番森 一馬議員 今ほどずっと質疑の中の内容を聞かせていただきました。その内容、この前の全協でもやったのと全く同じような内容でもありました。そして、今ほど反対の部分があったわけですが、私は賛成の立場で申し上げたいと思います。

本条例の制定については、新地駅前の景観や通勤等における車利用者の無秩序な路上駐車等、制御すべく必要であると考えております。駅利用者の観点から無料というものも一つの方法ではありますが、通勤者など特定される方々の利用方法はいかがなものかとも思っております。また、震災前の新地駅前駐車場においても、一時利用と言いながらも特定の人が何日も駐車を行ったまま独占的に利用し、対応に苦慮したとの報告も受けております。全協でも説明があったとおりであります。イベント時には無料の開放区域を設定しているとのことでもありますし、そしてまたいずれにしても、常磐線沿線においては駅前是有料駐車場としております。そのような市町村も大半でありますので、料金の設定にしても、先ほど来担当課長からの説明にあったとおりでもあります。料金そのものも手ごろな料金と考えております。不特定多数の方が利用する駐車に対しては、ある程度の制限も当初から設定をすることが必要であると思います。したがって、複合商業施設等の兼ね合いもございますが、規則などの運用については、今後よくよく検討されて、まずもって開設をし、その状況を見ながらいろんな不都合が出た部分についての規則等の変更を、見直しをするということ

知らしめながら、今回の条例制定については賛成をするものであります。

○菊地正文議長 6番、八巻孝議員。

○6番八巻 孝議員 私も反対の立場で討論に参加をいたします。

今までの今日の町の発展施策に逆行する内容だというふうにも思いますし、有料、無料の問題だけではなくて、この条例案の内容では利用者の理解が得られないだろうと思います。したがって、十分内容を吟味した上で取り扱って、今後いくべきだろうと、この問題には思いますので、この案件については反対であります。

○菊地正文議長 ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決をします。

この採決は、起立の方法によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○菊地正文議長 起立多数であります。

したがって、議案第68号 新地町駐車場条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第7、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第8、議案第70号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第9、議案第71号 新地町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 新地町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第10、議案第72号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第11、議案第73号 新地町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 新地町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第12、議案第74号 新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 新地町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第3、議案第83号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第83号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第4、議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第84号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第5、議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第85号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第13、議案第75号 新地南工業団地B地区造成工事請負変更契約についてを議

題とします。

これから質疑を行います。

11番、遠藤満議員。

○11番遠藤 満議員 議案第75号 新地南工業団地B地区造成工事請負変更契約について質問をいたします。

新地南工業団地は、雇用創出と新たな財源というふうなことで、新地インターチェンジを核として県有地を購入するなど、震災前から議会と町執行部が一体となって進めてきた事業であると思います。これまでに工業団地A地区には、株式会社リード等が購入し操業を開始しております。町の発展にも欠かせないものと考えております。平成29年度へ繰越明許事業となっていることから、現在の進捗は約45パーセントというふうな説明がございました。時期的に来年3月まで残り4カ月間の工期の中で、進捗を十分に管理し、工事を完成しなければならないと思います。工期内に完成するとは思いますが、このたび工事の変更について議会の承認を早急に得るべき、報告すべきではなかったかというふうにも考えます。今後は、再発防止対策を講じるべきだと思いますので、これについてお伺いをいたします。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 今、11番議員からのご質問をいただきました。さきの全員協議会においても、多くの議員の皆さん方からご質問、ご意見もいただきました。そもそもこの変更契約において、当初の設計上のミスも1つあったと、これは認めなければいけないと思っておりますし、そしてその後、変更に対する協議を進めてきたわけでありますけれども、協議の期間が大変長引いてしまった、もっと早い時期に変更協議をした上で、議会の皆さん方にご説明をし、提案すべきだったと、この2点については深く反省をしております。

今ご指摘ありましたとおり、今後こういう再発防止のために、しっかりとした指導、徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

○菊地正文議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第75号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 新地南工業団地B地区造成工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第14、議案第76号 ふくしま森林再生事業森林整備業務委託変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第76号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 ふくしま森林再生事業森林整備業務委託変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第6、議案第86号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 全協でもございましたが、いよいよ周辺エネルギーシステムの核となるエネルギーセンターが着工するということでございます。エネルギーセンター、工期が30年の、来年の11月30日にでき上がると。前の全協でもこのエネルギー会社の、いわゆる運営についてご説明等々がございましたが、やはり一番の大きな課題というのが、この工期までの間にスマートアグリが着実にでき上がるのかと、いろいろ今業者とお話し合いをしているやにも話がございました。同時に、エネルギーセンターの西口のあれも貸し出すのですよというような話もあったわけですが、やっぱりこのセンター全体が十分に機能するためには、やっぱりそういったバックグラウンドと申しますか、これを全体として機能していくということに、11月30日までにずっと並んで、並行していかななくてはならぬと。この辺の見通し、進捗状況について、現在の考え方をお聞かせいただければと思いま

す。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 ご質問にお答えをいたします。

今回の新地駅周辺のエネルギーシステムの整備工事、来年の11月末までの工期でありまして、完成後、熱、電気等をこのエリアに、需要家に供給をするということであります。当然のことながら、この熱と電気を受ける、この大口の需要家という皆さん方が、きちっと立地をしないとこの事業は成り立ちません。

ご質問のほかの需要家の今の進捗の状況でありますけれども、公共的なところでは交流センターあるいは複合商業施設というのが設計に入っていると。あとはフットサル場、こちらのほうも何とか今年度でということで、来年の11月末までには十分に完成をするのではないかと考えております。

ただ、民間の施設でありますけれども、特に大口と言われるホテル、温浴です。こちらのほうは今設計が最終段階に入っているというのを聞いております。当然のことながら最初にそのホテル、温浴ができた後に、こちらのほうのエネルギー供給というのでは間に合いませんので、そこは事業者と綿密に連携・調整等を図って進めておるところであります。

また、ご質問のスマートアグリ関係の農業関係の施設でありますけれども、こちらは現在引き合いがありますが、まだ正式にご報告できる段階には至っておりません。こちらのほうはより内容、あるいは工程等も詰めながら、しかるべき時期に入りましたら、これは公募の要件になりますので、ほかの事業者等々も興味を示していただいておりますので、そういう手を踏みながら立地をしていただくということで考えております。

なお、このエネルギー事業につきましては、当然全ての需要家の立地を持って最終的な収支を判断しております。少なくとも今申し上げた進んでおる決定をしている事業、こちらで収支をきちっと取るようなことで、出資する各社とも確認をしておりますので、今後も運営できるというようなことで今後も進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 駅前のエネルギーセンター、これが一つの町の大きな目玉ですよ。やはりこれをできましたと、でも実際機能していないのではしょうがないものですから、できたと同時に、これが30年11月、31年の春には大きく大々的なお披露目式というのですか、そういう方向になってくるのかなと思いますが、やはりきちっとしたいろんな交渉事ですからあれなのでしょうけれども、もう着工していかなければ、同時に、単純に3カ月、半年ぐらいでできる施設ならばいざ知らず、やっぱりこちらは11月30日にきちっとでき上がるということで、それに向けてこの数カ月ぐらいで、1カ月、2カ月ぐらいできちっとその形をやっていきませんか、建設関係もございますから、この辺はやっぱりしっかり対応してもらいたい、これは企画だけででき得なければ、その辺の対応を、

今回いろいろ人材も、企画のほうも要るようでありますから、推進室ではないですけども、そういう方向で進んでいきませんと、いろんなシミュレーションをしているから、これがない場合はこうしますよみたいなことではなくて、やはりこれは成功させるのだと。そのために町長を先頭に、全庁を挙げてやはり張りつけ、さらにはスポーツ施設も含めてです、きちっと持っていくと。こういったような展望を、町長の決意でも結構ですから、具体的な取り組み方についてお聞かせいただきたい。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 今回のエネルギーセンターでありますけれども、国をはじめ、さまざまマスメディアにおいても注目されておる施設であります。当然町としても今後の大きな柱になっていくと思っておりますし、いろんな周辺に張りつく施設、そういうものに対しても十分な縦、横の連携をとりながら、またエネルギーセンターを建設するにしても、それぞれの会社を立ち上げるわけです。専門メーカーの皆さん方も全面的に協力してくれると、そういう形のもとで準備を進めておりますので、私たちとしても一日も早く周辺の施設整備とあわせて、このセンターのほうも一緒に順調にスタートが切れるように、全力を挙げて取り組みたいと思います。

○菊地正文議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第15、議案第77号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第77号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第16、議案第78号 訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第78号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

間もなく12時になりますが、審議をこのまま続けてもよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 それでは、審議を続けたいと思います。ご協力お願いしたいと思います。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第17、議案第79号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 14ページですけれども、消防費の備品購入費であります。防災行政無線の受信機出ていますけれども、在庫がないというようなお話を聞いていました。平成4年以来、この防災行政無線を使っていますけれども、震災後、新しい家屋がいっぱいあるのだろーと思いますけれ

ども、ぜひ新しいところにも入っていないところあると思います。そういうところの分も考えて、そういった考えでこの台数というか、台数何台かまずお伺いして、その辺も考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回購入台数に関しましては500台を想定しております。先ほど議員も申しましたとおり、今在庫を抱えておりません。そういった部分に関しましては、住所、氏名関係等を記入していただいて、後日配付をしてまいる所存でありますし、新設の入居者並びに転入者に対しても対応できる台数と想定しております。

以上であります。

○菊地正文議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第79号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第18、議案第80号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第80号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第19、議案第81号 平成29年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第81号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 平成29年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第20、議案第82号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第82号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第7、議案第87号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第87号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 平成29年度新地町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第8、議案第88号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第88号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第9、議案第89号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第89号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第10、議案第90号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第90号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○菊地正文議長 日程第21、陳情審査委員長報告を議題とします。

初めに、平成29年陳情第4号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情について審査結果の報告を求めます。

八巻孝産業厚生常任委員会委員長。

〔八巻 孝産業厚生常任委員会委員長登壇〕

○八巻 孝産業厚生常任委員会委員長 それでは、ご報告を申し上げます。

平成29年12月13日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

産業厚生常任委員会委員長 八 巻 孝

陳情審査報告書

本委員会は、平成29年12月8日付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告を申し上げます。

記といたしまして、受理番号、平成29年陳情第4号でございます。件名につきましては、米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情でございます。審査結果につきましては、採択。審査の意見として、意見書として関係機関に送付すべきであるということでございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから平成29年陳情第4号について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成29年陳情第4号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情については、

委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、平成29年陳情第5号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情について審査結果の報告を求めます。

八巻孝産業厚生常任委員会委員長。

〔八巻 孝産業厚生常任委員会委員長登壇〕

○八巻 孝産業厚生常任委員会委員長 それでは、ご報告を申し上げます。

平成29年12月13日

新地町議会議長 菊地正文様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 孝

陳情審査報告書

本委員会は、平成29年12月8日付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定によりご報告を申し上げます。

それでは、記として、受理番号、平成29年陳情第5号でございます。件名につきましては、種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情でございます。審査結果につきましては、採択。その審査の意見として、意見書を関係機関に送付すべきであると。

以上でございます。

○菊地正文議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから平成29年陳情第5号について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成29年陳情第5号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、平成29年陳情第6号 交通安全対策の陳情について審査結果の報告を求めます。

八巻孝産業厚生常任委員会委員長。

〔八巻 孝産業厚生常任委員会委員長登壇〕

○八巻 孝産業厚生常任委員会委員長 それでは、ご報告を申し上げます。

平成29年12月13日

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

産業厚生常任委員会委員長 八 巻 孝

陳情審査報告書

本委員会は、平成29年12月8日付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定によりご報告を申し上げます。

記といたしまして、受理番号、平成29年陳情第6号でございます。件名につきましては、交通安全対策の陳情でございます。審査結果は、採択でございます。審査の意見として、執行機関に送付をすべきであるということでございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから平成29年陳情第6号について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成29年陳情第6号 交通安全対策の陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見書案第3号及び意見書案第4号の上程、説明、質疑、採決

○菊地正文議長 日程第22、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第3号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書について、提出者に説明を求めます。

八巻孝産業厚生常任委員会委員長。

〔八巻 孝産業厚生常任委員会委員長登壇〕

○八巻 孝産業厚生常任委員会委員長 それでは、ご説明申し上げます。

意見書（案）第3号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月13日提出

新地町議会議員 菊地正文様

提出者	新地町議会議員	八 卷 孝
賛成者	〃	井 上 和 文
〃	〃	森 一 馬
〃	〃	吉 田 博
〃	〃	齋 藤 充 明

意見書の内容については、ご提示のとおりでございます。

なお、提出先については、衆議院議長及び参議院議長でございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第3号について提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第3号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第3号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第4号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書について、提出者に説明を求めます。

八巻孝産業厚生常任委員会委員長。

〔八巻 孝産業厚生常任委員会委員長登壇〕

○八巻 孝産業厚生常任委員会委員長 それでは、ご説明申し上げます。

意見書（案）第4号

種子法廃止に伴う万全な対策をもとめる意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月13日提出

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

提出者 新地町議会議員

八 卷 孝

賛成者 ”

井 上 和 文

” ”

森 一 馬

” ”

吉 田 博

” ”

齋 藤 充 明

なお、意見書の内容については、ご提示のとおりでございます。

提出先については、衆議院議長及び参議院議長でございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第4号について提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第4号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第4号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○菊地正文議長 日程第23、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の所管事務等の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○菊地正文議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 閉会に当たり一言御礼を申し上げます。

12月の定例議会、12月の8日から本日まで6日間にわたり開会いただきました。提出しました議案、そして追加議案等も含めて数多くの議案を議員各位には慎重に審議いただき、結果可決いただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

12月もう残り少なくなってきました。この1年間、本当に議員各位の後押しもいただきまして、復興のほうも一つひとつ事業が進められてきており、この1年に感謝を申し上げたいと思います。

大分朝夕寒くなってきました。議員各位におかれましても、十分健康にご留意され、そして年末を穏やかに、そして新しい年がいい年を迎えられますよう心からご祈念をいたしまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。12月8日から本日までの6日間にわたり慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

師走の寒さが身にしみる今日このごろですが、皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

以上で平成29年第6回新地町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 零時20分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 菊 地 正 文

署 名 議 員 八 巻 秀 行

署 名 議 員 八 巻 孝

参 考 資 料



平成29年12月7日

新地町議会議長 菊地正文様

総務文教常任委員会委員長 目黒静雄



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 11月 9日 ○釣師防災緑地の進捗状況について
- 11月24日 ○機構改革について

2 調査経過

町長、復興推進課長、企画振興課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け、審査を行った。

3 調査結果

○ 釣師防災緑地の進捗状況について

釣師防災緑地は、総面積18.0haに防潮堤や県道相馬亘理線と一体的に津波減衰を図り、背後の土地への浸水を防ぐため盛土と植林により緩衝緑地を整備し、平常時はレクリエーションや防災教育の場として被災沿岸部の賑わいの創造を目指している。

これまで、全体事業費25億4百万円のうち執行率71.2%と17億8千3百万円を執行しており、施工期間を平成31年3月31日までとしている。

想いの丘には津波被害のモニュメントを建立するというが、慰霊碑の必要性について遺族との連絡調整等を図り結論を出すべきである。また、

パンブトラックを検討した土地については、まだその後の計画予定がなく早急の計画決定が必要である。

広大な敷地の管理運営には指定管理者により適正な管理のもと交流人口の増大を図るため、庁内一丸となり早急な施設整備に取り組まれない。

○ 機構改革について

震災からまもなく丸7年を迎えようとしている。町では震災後に設けた復興推進課を中心に、それぞれの課でも復興事業を進めてきた。

再来年くらいには復興事業も整理がつく段階にきていると思われ、それを見据えた中で、その後の体制を検討していく時期に入っていると認識している。

新地町行政組織の推移、近隣町村等の組織の状況の説明があり、先ずは事務改善委員会があるので、それを立ち上げて協議検討していくとのことである。

委員会としては、内部の事務改善委員会だけではなく、外部の意見、一般町民の意見も聞く必要があるので、出来るだけ早急に検討委員会等を立ち上げるべきであると考えます。

震災後、町内も変化してきているので、各課の事務事業の点検と見直しを行い、各事業で横のつながりが取れるような機構改革を要望する。



平成29年12月7日

新地町議会議長 菊地正文様

産業厚生常任委員会委員長 八巻



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

11月8日 ○子育て支援及び保育行政の運営について

2 調査経過

町長、町民課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○子育て支援及び保育行政の運営について

11月1日現在の各保育所の児童数は、新地保育所159名、福田保育所60名、駒ヶ嶺保育所80名で、定員330名のところに、299名が在籍している。職員は保育士24名、臨時保育士11名、保育補助員19名、調理員3名、臨時調理員5名で対応している。

町外からの入所者は、平成23年度中は広域入所で自治体間の契約を行っていたが、平成24年度以降は国の原発避難特例法により、現在は3保育所で合計9名が入所している。

新地保育所では、設備や運営基準を満たしていれば、弾力的な運用ができるという国からの通達により、定員150名のところに159名を受け入れている。

職員確保が課題であり、児童館も含め正職員と臨時職員のバランス、年代におけるバランス等を踏まえた採用計画を持ち、職員の待遇改善も考慮し、ゆとりある労働環境を確保されたい。

また、たんぽぽ広場などの親同士の交流の場や、気軽に育児相談ができる環境づくり等、創意工夫をしながら子育て支援に努められたい。



平成29年12月6日

新地町議会議長 菊地正文様

新地町議会運営委員会

委員長 目黒静雄



平成29年度新地町議会運営委員会視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成29年度新地町議会運営委員会視察研修

1 研修日程 平成29年10月27日（木） 午前9時30分

2 研修場所 福島県会津坂下町

3 研修内容

○町民の立場に立った議会について

- ・円滑で効率的な議会運営について
- ・議会報告会について
- ・一般質問と通告書について

4 研修参加者

委員長	目黒 静雄
副委員長	八巻 孝
委員	井上 和文
〃	八巻 秀行
〃	遠藤 満
議会議長	菊地 正文
議会事務局長	平間 正光

5 説明員等

会津坂下町議会

副議長	猪俣 恒雄
議会運営委員会委員長	水野 孝一
議会運営委員会副委員長	山口 亨
議会運営委員会委員	渡部 順子
議会運営委員会委員	五十嵐 正康
議会運営委員会委員	三橋 薫
議会運営委員会委員	佐藤 宗太
議会事務局長	大島 光昭
議会事務局係長	橋本 吉嗣

6 会津坂下町の概要

会津坂下町は、会津盆地の西部に位置し、町の東側から北側にかけて阿賀川が、西側に只見川が流れている。

面積は92.65km²で、町の平坦地は、ゆたかな水資源に恵まれた肥沃な土地となっており、会津盆地穀倉地帯の一部としてコシヒカリの銘柄米の産地となっている。

人口は15,991人、世帯数は5,444世帯(平成29年4月末現在)で、中央部から東部にかけては市街地が形成され行政・商業・教育等の施設が集中している。町を東西に貫く国道49号沿いは旧越後街道の宿場の面影を残しており、さらに町の南部には磐越自動車道が通り、隣接する県や都市との交流が盛んになっている。

7 会津坂下町議会の概要

議会の構成は、議員定数が16人、常任委員会は総務常任委員会が6人、産業建設常任委員会が5人、文教厚生常任委員会が5人で構成されている。

議会運営委員会は6人となっている。

8 研修所見

会津坂下町議会では、議会の行政監視機能を充実させるとともに、町の将来像や課題に対し、町民の意思を的確に反映できる議会を確立することを目指すとして、平成23年9月に「会津坂下町議会基本条例」を可決し、同年10月1日施行した。この議会基本条例の検討は平成20年から始まり、その過程の中で議会報告会の開催を決定し、平成21年4月に初めての「議会報告会」が開催された。

平成22年からは「町民・議会懇談会」と名称を変更して毎年開催され、その結果を踏まえて町長に対し提言書を提出している。なお、町民・議会懇談会は議員のみで開催されている。

議会は、町民を代表する議事機関として、行政の執行を監視するとともに、町の将来にとって最良の意思を決定する使命を担っている。そのためには、

平素から地域住民の声をくみ上げることが重要であり、会津坂下町の取り組みは大変参考になった。しかし「新庁舎建設」というテーマがありながらも、参加者がなかなか集まらずに苦勞している様子もうかがわれた。本町としては、今後も十分な調査を行い、町民の立場に立った議会となるよう更なる検討を積み重ねて行く必要があると考える。

次に、一般質問について、会津坂下町議会では定例会第2日目及び第3日目に行い、通告書の受付期間は定例会開催日の8日前まで、本人が持参提出することとされている。また、一回目の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で一問一答方式で行われ、質問時間は質問答弁を含め50分、質問回数制限はしないとされている。

本町においては、一般質問における一問一答方式を、昨年12月議会から試行しており制度化について検討すべき時期にきている。一問一答方式により審議は深まったのかなどの観点から、試行期間の質問と答弁をふりかえり、他市町村の例も参考にしながら改善すべき点ば改めていかなければならないと考える。



平成29年12月6日

新地町議会議長 菊地正文様

新地町議会広報編集委員会

委員長 寺島浩文



平成29年度新地町議会広報編集委員会視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成29年度新地町議会広報編集委員会視察研修

1 研修日程

平成29年10月17日(火)～18(水)

2 視察地及び研修内容

(1)山形県川西町議会

(2)研修内容

「かわにし議会だより」は、平成26年度と27年度に町村議会広報全国コンクールで最優秀賞を受賞している。

編集における基本的な考え方や、特徴的な取組などについて研修し、今後の議会だよりの参考にする。

3 研修参加者

議会広報編集委員会

委員長	寺島浩文
-----	------

副委員長	齋藤充明
------	------

委員	八巻秀行
----	------

〃	三宅信幸
---	------

〃	吉田博
---	-----

随行

議会事務局長	平間正光
--------	------

4 説明員等

川西町議会

議長	加藤 俊一
広報広聴常任委員会委員長	佐々木賢一
広報広聴常任委員会副委員長	伊藤 寿郎
広報広聴常任委員会委員	上村 建二
議会事務局長	藤崎 良子

5 川西町議会について

(1) 町の概況

川西町は、山形県南部の置賜地方のほぼ中心に位置し、リスボン、ソウル、アテネ、ワシントンと同じ北緯38度に位置しており、最上川の西側に位置することから、川西町と名づけられた。

町の総面積は約166km²。豊かな自然を利用した農業が盛んで、山形県内でも有数の「米どころ」として知られている。

人口は15,727人(平成29年3月31日現在)。

(2) 議会の概要

川西町議会の議員定数は15人で、常任委員会は総務文教常任委員会8人、産業厚生常任委員会7人、広報広聴常任委員会6人で構成されている。議会運営委員会は6人となっている。

(3) 議会広報の概要

- ①名 称 「かわにし議会だより」
- ②創 刊 昭和60年4月
- ③発行回数 年4回(議会定例会の翌月15日に発行)
- ④発行部数 5,100部、(全世帯、町内公共施設、町内企業へ配付)
- ⑤委 員 会 広報広聴常任委員会(構成委員6名)
- ⑥そ の 他 「かわにし議会だより」は町村議会広報全国コンクールの上位入賞の常連で、特に平成26年、平成27は2年連続の最優秀賞を受賞している。

6 研修所見

委員会の名称は川西町議会「広報広聴常任委員会」で、議会だよりの創刊は昭和60年4月である。委員は6名で、発行責任者は議長となっている。

編集の基本は、①編集は議員のみで行うこと。②発刊は定例会ごととし、発刊日は翌月15日を厳守する事。③一般質問、総括質疑は、質問答弁とも質問者本人が責任をもって書くこと。以上を創刊当初から遵守している。

特徴的な取組は、広報アドバイザーを設けていることである。一般町民の方に写真アドバイザー（写真の愛好者）、文章アドバイザー（教員経験者の方）をお願いし、校正の際のアドバイスを受けている。掲載内容の特徴としては、町民参加型コーナーとして「広報モニターからの一言」や、インタビュー「町民の声」を設けている。また「あれから…どうなった」という事で、追跡レポートを掲載するなど特色ある議会だよりになっている。

当議会広報編集委員会でも今回の研修で学んだことを生かし、多くの町民に議会における活動状況や、行政の動きを広く知ってもらうため「読んでもらえる」広報誌づくりを目指していく。

意見書（案）第3号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月13日提出

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

提出者 新地町議会議員 八 卷 孝

賛成者 新地町議会議員 井 上 和 文

〃 新地町議会議員 森 一 馬

〃 新地町議会議員 吉 田 博

〃 新地町議会議員 齋 藤 充 明

意見書（案）第３号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（案）

不作や大震災などの影響による変動はあるものの、生産者米価は連年にわたり下落し、生産費を大きく下回った状況で推移しています。

平成２７～２８年産米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の８割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（２０１７年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しがたたない価格水準となっています。

平成２２年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と「直接支払い交付金（１０ａあたり１５，０００円）」により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成２６年産米から１０ａあたり７，５００円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも平成３０年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成３０年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねません。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう岩盤対策をおこない、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上の趣旨から、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２９年１２月１３日

《提出先》

衆議院議長

参議院議長 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 菊 地 正 文

意見書（案）第4号

種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月13日提出

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

提出者 新地町議会議員 八 卷 孝

賛成者 新地町議会議員 井 上 和 文

〃 新地町議会議員 森 一 馬

〃 新地町議会議員 吉 田 博

〃 新地町議会議員 齋 藤 充 明

意見書（案）第４号

種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書（案）

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査など義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県のとりくみが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

以上の趣旨から、都道府県のとりくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと、および地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じることを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２９年１２月１３日

《提出先》

衆議院議長

参議院議長 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 菊 地 正 文